

令和2年2月宮崎県定例県議会

総務政策常任委員会会議録

令和2年3月5日～6日・9日～10日

場 所 第2委員会室

令和2年3月5日(木曜日)

午後0時56分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計予算
- 議案第2号 令和2年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第3号 令和2年度宮崎県公債管理特別会計予算
- 議案第21号 宮崎県税条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 議案第28号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第29号 宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例
- 議案第32号 県指定統計条例の一部を改正する条例
- 議案第33号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第41号 宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例
- 議案第42号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第49号 令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)
- 議案第50号 令和元年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第51号 令和元年度宮崎県公債管理特別会計補正予算(第1号)

- 議案第68号 宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
- 議案第69号 公の施設に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第70号 宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例
- 議案第75号 工事請負契約の変更について
- 議案第76号 工事請負契約の変更について
- 議案第77号 工事請負契約の変更について
- 総合政策及び行財政対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・平成29年度宮崎県県民経済計算について
 - ・「宮崎県交通・物流ネットワーク戦略」の改定について
 - ・「みやざきフードビジネス振興構想」の改定について
 - ・宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(仮)の制定について
 - ・国民スポーツ大会に向けたスポーツ施設の整備について
 - ・宮崎県地震・津波被害想定更新調査結果(速報値)について
 - ・宮崎県職員採用試験制度の見直しについて
 - ・令和2年度組織改正案について
 - ・内部統制制度の導入について
 - ・財政見通し(試算)について
 - ・宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について(議案第33号関連)
 - ・「宮崎県監査基準」の策定について

出席委員(8人)

委 員 長	日 高 陽 一
副 委 員 長	脇 谷 のりこ
委 員	坂 口 博 美

委 員	丸 山 裕次郎	総 務 部 長	武 田 宗 仁
委 員	武 田 浩 一	危機管理統括監	藪 田 亨
委 員	高 橋 透	総 務 部 次 長 (総務・市町村担当)	横 山 幸 子
委 員	重 松 幸次郎	総 務 部 次 長 (財 務 担 当)	小 田 光 男
委 員	来 住 一 人	危機管理局長 兼危機管理課長	温 水 豊 生
欠席委員(なし)		総 務 課 長	棧 亮 介
委員外議員(なし)		人 事 課 長	田 村 伸 夫

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	渡 邊 浩 司
県参事兼総合政策部次長 (政策推進担当)	松 浦 直 康
総合政策部次長 (県民生活・文化祭担当)	小 堀 和 幸
総合政策課長	小 倉 佳 彦
秘書広報課長	児 玉 憲 明
広報戦略室長	松 野 義 直
統計調査課長	長 倉 健 一
総合交通課長	大 東 収
中山間・地域政策課長	日 高 正 勝
産業政策課長	米 良 勝 也
生活・協働・ 男女参画課長	渡久山 武 志
交通・地域安全対策監	水 口 圭 二
みやざき文化振興課長	日 吉 誠 一
国民文化祭・ 障害者芸術文化祭課長	坂 元 修 一
記紀編さん記念事業 推進室長	河 野 龍 彦
人権同和対策課長	磯 崎 史 郎
情報政策課長	鎌 田 伸 次
国民スポーツ 大会準備課長	岩 切 喜 郎

総務部

総 務 課 長	田 村 伸 夫
行政改革推進室長	平 山 文 春
部参事兼財政課長	吉 村 達 也
財産総合管理課長	横 山 直 樹
防災拠点庁舎整備室長	楠 田 孝 藏
税 務 課 長	永 田 耕 嗣
市 町 村 課 長	石 田 涉
総務事務センター課長	満 行 智 浩
消 防 保 安 課 長	室 屋 利 春

会計管理局

会 計 管 理 者	大 西 祐 二
会計管理局次長	佐 藤 領 子
会 計 課 長	松 元 清 春
物品管理調達課長	川 上 清

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	本 田 雄 毅
総 務 課 主 事	浜 砂 貴 裕

○日高委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。

お手元に配付している資料、委員会審査の進め方案をごらんください。

まず、審査方針についてであります。当初予算の審査に当たっては、重点事業、新規事業を中心に説明を求めるとし、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明を求めるとしております。

次に、当初予算関連議案等の審査についてあります。今回の委員会は、新年度当初予算の審査が中心となりますので、最初に当初予算全体の説明を聞くため、総務部の審査を先に行い、その後、総合政策部ほかの審査を行いたいと存じます。また、総務部及び総合政策部の審査につきましては、長時間にわたることが予想されますので、お手元の資料のとおり3課から5課ごとに説明・質疑を行い、最後に総括質疑を行う形にしたいと存じます。

審査の進め方については以上であります。このとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に議案第25号に対する監査委員の意見についてであります。

お手元に配付してある資料をごらんください。

これは、地方自治法等の一部を改正する法律の規定に基づき、監査委員の意見を聞いた回答でありますので、参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

午後1時1分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○渡邊総合政策部長 総合政策部でございます。本日は、よろしく願います。

説明に入ります前に、御存じのとおり、昨晚、本県で新型コロナウイルス感染症の患者が発生したところでございます。お手元に資料をお配りしておりますので、まずこの御説明を簡単にさせていただきたいと思っております。

お手元に、プレスリリースという一枚紙がございます。既に御存じの内容かとは思いますが、概要だけ御説明いたしますと、1の患者の状況のところがございますとおり、宮崎市の70歳代の男性、日本人、無職の方でございます。2に経過等を書いてございますけれども、3月1日に発熱があり、体調不良を訴えて、翌日、Aという医療機関を受診された。その際には胸部エックス線上、明らかな肺炎は認められず、インフルエンザも陰性だった。4日に症状が改善せず、同じ医療機関を再診しまして、医療機関から宮崎市の保健所に相談があって、県の衛生環境研究所に検体を送って検査した結果、陽性と判明したということであります。

3に現在の症状を書いておりますけれども、症状は安定しているところであります。

4の行動歴については、この方は、2月20日から26日までアメリカに滞在していたということでございます。きょうのお昼のNHKのニュースでも報道がありましたが、奥様と一緒にアメリカに旅行に行っていたわけですが、奥様のほうは陰性という報告がされております。27日に日本に戻って、羽田空港か

ら宮崎空港に着いて、自宅へはタクシーで帰られたと。移動時はマスクの着用、帰宅後は発症まで自宅で過ごしたということであります。

5の濃厚接触者の状況については、調査中と書いてありますけれども、この調査につきましては、今回、感染された方のお住まいが宮崎市でございますので、御本人の行動歴、そして濃厚接触者の把握、そのあたりは宮崎市の保健所において、現在、調査を行っているところでございます。

また、このコロナウイルスの関係では、県内でもさまざまな分野で影響が発生しております。お手元に新型コロナウイルス感染症の影響と対策というペーパーがございますので御説明をさせていただきますと思います。

これは、3月2日の時点で、総合政策課のほうで全庁的に集約した状況でございます。

1の経済・物流への影響等になりますけれども、(1)の商工観光分野につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、影響を受けるであろう商工業者の経営・金融相談、あるいは雇いどめや賃金未払い、そういったことを相談するための窓口を、それぞれ中小企業特別相談窓口、さらには労働相談窓口ということで設けているところであります。

真ん中あたりに(主な相談内容)というところがございます。3つほど掲げてありますけれども、1つ目が、「中国や東南アジアからの客足が遠のき、売り上げが減少している(運輸業)」、1つ飛びますけれども、「イベントの中止や会議の自粛に伴い、キャンセルが多くなっている(飲食業・宿泊業)」ということであります。

下に補足の米印がございますけれども、県内の主要宿泊施設にキャンセルの状況を確認しましたところ、個人旅行と団体旅行を合わせまし

て1万2,760人という数字が出ております。

次の、(2)をごらんいただきたいと思います。農林水産分野でございます。この中の②の県産木材の関係でございます。これにつきましては、中国国内の経済活動の停滞等によって、主な輸出先であります上海近郊の港が木材で満杯状態になっているということで、木材出荷の延期要請がなされている状況であります。

③の小中学校の休校に伴う学校給食への影響でございますけれども、米の使用量が2万3,000キログラム余り減少する見込みとなっております。ただし、このお米につきましては、低温庫で保管するために、現時点では大きな影響は見られないということでございます。

④の花弁の販売への影響でありますけれども、卒業式や送別会などの行事やイベントの中止等によって需要の減少が見られ始めている状況でございます。

次の3ページでございますが、(3)の公共交通機関の①バスでございます。3行目のところになりますけれども、高速バスにつきましては、福岡や熊本で感染者が発生して以降、その数日間の間にキャンセルが発生するとともに、今後さらなる利用者の減少が想定されるというものであります。

③の航空機ですけれども、国際線については、インバウンドを中心に利用者が減少しており、特に予約が低調な便について欠航を決定したと。台北線、ソウル線については、ごらんとおりの状況でございます。イースター航空については3月5日から運休に入ることであります。これは冒頭申し上げましたとおり、3月2日現在でまとめたものでございますけれども、その後、アジアナ航空につきましても、3月13日から運休に入るようになっております。

国内線の状況ですけれども、この経過をまとめた時点では大きな影響を見られないという状況でございますけれども、その後、JALが、羽田線と福岡線について宮崎便の一部欠航を発表しているところであります。

4ページになりますけれども、2、その他として主な今後の中止イベントを書いております。このイベントの中身に触れる前に、3月3日に県の対策本部会議を開きまして、その際に、県主催のイベントを、今後、県内で発生した場合にどう取り扱うのかとか、その際に県の公共施設をあけるべきかどうかについて方針を確認したところでございます。

その中で、県主催のイベントについては、原則として3月末まで延期、あるいは中止、そして2点目として、患者の発生した地域の県の公共施設については休館をする。今回の場合には、宮崎市中心管内になりますので、県立図書館とか博物館の休館を行うということでございます。そういったことを踏まえまして、2のその他に書いてあるようなイベントについて中止または延期することで考えております。

このほか、ここには記載しておりませんが、昨日の夜、オリンピック・パラリンピックの組織委員会から連絡がありました。オリンピックの聖火リレーでございますが、3月26日から福島県をスタートして、宮崎県は4月26日、27日にリレーが行われる予定になっておりますけれども、この聖火リレーについては実施をします。ただし、ウイルスが広がらないための対応をした上で実施するという連絡があったところでございます。

以上でございますけれども、県といたしましては、今後、10日に政府から国の緊急対策が発表されるというようなことも言われております

ので、そういうことも踏まえながら関係各部と連携して、全庁一丸となって対応に当たりたいと考えております。

また、県内の市町村ですとか民間企業、各種団体からさまざまな情報を取りまして、必要となる支援策を取りまとめた上で、国に要望を行いたいと思っております。あわせまして、全国知事会ですとか、九州知事会とも連携をしまして、地方自治体が一体となって国に対する要望を行ってまいりたいと考えております。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます当部所管の議案等につきまして、概要を御説明させていただきます。お手元に、総務政策常任委員会の資料をお配りしておりますのでごらんいただきたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、左側の目次をごらんください。

今回、総合政策部からお願いしております予算議案は、議案第49号「令和元年度宮崎県一般会計補正予算(第5号)」、そして議案第50号「令和元年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)」の2件でございます。

資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

総合政策部の一般会計2月補正予算額は、一般会計の表の一番下の合計欄にありますように、合計で8億3,635万6,000円の減額であります。

内容を個別に見てみますと、減額になるものと増額になるものがございます。詳細は、後ほど各課のほうから御説明いたしますけれども、まず減額になるものとしましては、国庫補助決定等に伴うもの、あるいは執行残によるものがございます。また、増額になるものとしては、路線バスの運行情報の見える化をさらに進めるために、新規事業として、バスロケーションシ

システム導入支援事業を実施するものでありまして、このような増減を行った結果、補正後の一般会計予算額は、ごらんのとおり156億7,823万円となっております。

また、その下の宮崎県開発事業特別資金特別会計予算につきましては364万9,000円の増額となっております。これは、九州電力株の株式配当金の増額及び一般会計への繰り出し額の確定などによるものであります。この結果、補正後の予算額は2,468万3,000円となっております。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページには繰越明許費の補正を載せております。事業主体におきまして事業が繰り越したること等の理由によりまして、まず2は追加になるもので3件、そして3は変更に係るもので1件の繰り越しをお願いしております。それぞれの詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明させていただきます。

目次にお戻りいただきたいと思います。

次に、Ⅱになりますけれども、その他報告事項でございます。今回は、目次に記載しておりますとおり、5件の報告事項がございます。これらにつきましても、後ほど担当課長から御説明させていただきます。

私からは以上であります。

○日高委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○小倉総合政策課長 総合政策課でございます。

当課の補正予算について御説明させていただきますので、お手元の令和元年度2月補正の歳出予算説明資料の11ページをお開きいただけますでしょうか。

総合政策課の2月補正額は、この表の一番上、左から2列目、補正額の欄でございますけれども、総額で301万2,000円の増額補正をお願いしているところでございます。補正後の予算額につきましては、右から3列目の欄、38億4,359万1,000円となります。

補正額の内訳でございますが、左から2列目の補正額の欄の上から2行目、一般会計が63万7,000円の減額、その下、4行目にありますように、特別会計が364万9,000円の増額でございます。

補正の主な内容につきましては、13ページ以降で御説明させていただきます。

13ページをお開きください。

まず、(事項)職員費でございますが、1,635万6,000円の増額でございます。説明欄にもありますとおり、職員の人件費でございますが、人事異動に伴う職員構成、特に今回、各省庁に派遣する研修員の増加などがございまして、それに対する増、また、給与改定に伴い増額となるものでございます。

次に、一番下の(事項)県外事務所費でございますけれども、515万1,000円の減額でございます。

これは、東京、大阪、福岡の各県外事務所の旅費や借上車の使用料など、事務所の運営に係る経費の節減等による執行残でございます。

続きまして、14ページをお開きください。

(事項)県計画総合推進費でございますが、612万4,000円の減額でございます。主な減額理由でございますが、まず説明欄の3、県総合計画策定費172万7,000円の減額につきましては、総合計画策定に係る報酬や旅費、その他事務費の節約等による執行残でございます。

その下、4の東京2020オリンピック聖火リレ

一等企画事業につきましては、245万2,000円の減額でございますが、これは、セレモニー企画等に関して委託事業を実施しておりましたが、その委託料における入札残等による執行残でございます。

続きまして、(事項) エネルギー対策推進費につきましては、367万3,000円の減額でございます。

これは、説明欄にあります水素エネルギー利活用促進モデル事業につきましては、水素エネルギーの利用拡大、もしくは研究等を進める市町村や大学への補助金のうち、市町村が行う燃料電池システムの設置支援につきましては、市町村の取り組みが進まなかったため減額するものがございます。

続きまして、15ページをお開きください。

開発事業特別資金特別会計でございます。中ほどの(事項) 積立金でございますが、717万5,000円の増額をお願いしております。

これは、開発事業特別資金へ積み立てることとしております九州電力の株式の配当金が見込みを上回ったことによるものがございます。

その下、(事項) 繰出金につきましては、333万9,000円の減額でございますが、16ページをお開きください。

先ほども御説明をさせていただいたところでございますが、水素エネルギー利活用促進モデル事業の事業費が減額となったことから、その財源として一般会計に繰り出す予定の額を減額するものがございます。

総合政策課の説明は以上でございます。

○児玉秘書広報課長 秘書広報課分の一般会計補正予算について御説明させていただきます。

歳出予算説明書の17ページをごらんください。

補正額は2,430万3,000円の減額で、補正後の

額は、右から3列目でありましたが、4億8,087万4,000円となります。

19ページをお願いいたします。

主な内容を御説明いたします。

まず1つ目の(事項) 職員費884万3,000円の減額であります。これは人事異動による職員構成の変化等に伴うものであります。

次に、(事項) 秘書業務費713万円の減額であります。

これは、主に知事の交際費の執行残や、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭における皇室対応のための経費について、今年度はお代がわりに伴い、さまざまな事態を想定して予算を確保しておりましたが、宮内庁の事前調査やリハーサルなどの経費が来年度の執行となり、執行残が生じたものがございます。

次に、(事項) 広報活動費720万4,000円の減額であります。

これは、主に県広報紙印刷経費の入札残や国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の皇室関係経費のうち、報道機関への対応等に係る経費について、先ほどと同様の理由により執行残が生じたものであります。

次に、(事項) 広聴活動費、それから20ページになりますけれども、(事項) 県政相談費であります。こちらは事務費の執行残に伴う減額でございます。

秘書広報課は以上であります。

○長倉統計調査課長 統計調査課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の21ページをお開きください。

統計調査課の補正額は、この表の左から2列目、7,038万1,000円の減額であります。これにより補正後の額は、右から3列目、4億34万1,000

円となります。

補正の主な内容について御説明いたします。

23ページをお開きください。

まず、表の上から5段目の(事項)職員費につきましては、2,122万4,000円の減額であります。

これは、今年度の人事異動による職員数の減や職員構成の変化に伴いまして執行残が生じたものです。

次に、一番下の(事項)労働諸統計費であります。402万2,000円の減額であります。

これは、雇用や給与等の労働状況を把握するための調査経費であります。国の委託費の交付決定に伴うものや旅費等の事務費の執行残によるものであります。

24ページをお開きください。

下から2つ目の(事項)経済センサス費であります。1,972万6,000円の減額であります。

これは、産業分野における事業所及び企業の経済活動を把握するための調査経費であります。主に国の委託費の交付決定に伴うものであります。

25ページをお開きください。

(事項)農林業センサス費であります。574万1,000円の減額であります。

これは、農林業・農山村の生産構造及び就業構造等を把握するための調査経費であります。こちらにつきましても国の委託費の交付決定に伴うものであります。

次に、1つ飛びまして、(事項)全国家計構造調査費であります。531万1,000円の減額であります。

これは、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を総合的に把握するための調査経費であります。国の委託費の交付決定に伴うも

のや旅費等の事務費の執行残によるものであります。

統計調査課の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○大東総合交通課長 総合交通課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の27ページをお開きください。

総合交通課の補正予算は、左から2列目ですが、総額で7,448万9,000円の減額補正でございます。補正後の額は、右から3列目、10億1,247万4,000円となっております。

それでは、1枚めくっていただきまして29ページをごらんください。

まず、(事項)職員費でございます。593万円の減額となっております。説明欄にありますとおり、職員の人件費につきまして、人事異動に伴い減額となったものでございます。

次に、下のほうにあります(事項)地域交通ネットワーク推進費の説明欄4、二次交通インバウンド対応支援事業につきまして、662万7,000円の減額であります。

これは、空港などと高千穂、日南などの観光地を結ぶ路線バスの実証運行調査について、運転士不足により、当初想定しておりましたコースや便数での運行ができなかったことなどにより減額補正するものであります。

説明欄5の新規事業、バスロケーションシステム導入支援事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

30ページをお開きください。

中ほどの(事項)高千穂線鉄道施設整理基金事業費の説明欄2、高千穂線鉄道施設整理基金補助事業について、8,926万1,000円の減額であります。

これは、旧高千穂線の施設の撤去に要する費用を沿線自治体に補助するものでございますけれども、撤去計画の見直しにより減額補正するものであります。

また、その下(事項)運輸事業振興費の説明欄1、運輸事業振興助成交付金につきまして、516万9,000円の減額であります。

これは、県トラック協会及び県バス協会が実施するサービス改善や交通安全対策などの事業へ補助するものでございますけれども、軽油引取税などの補助金算定の基礎数値が年度末に確定いたしましたので、減額補正するものであります。

それでは、新規事業、バスロケーションシステム導入支援事業につきまして御説明いたします。

総務政策常任委員会資料(補正)の3ページをごらんください。

まず、1の事業の目的・背景でございます。インバウンドなどの観光客が、近年、増加傾向にありまして、その移動手段として地域交通の重要性が一層増しております。路線バスの運行情報の見える化をさらに進めまして、路線バスを利用しやすい環境を整備しようというものであります。

次に、2の事業概要をごらんください。

(1) 予算額は、3,974万1,000円でございます。財源といたしまして、観光みやざき未来創造基金を活用いたします。事業期間といたしましては、令和元年度までとなっておりますが、全額繰り越しをお願いすることとしております。

(5)の事業内容ですけれども、交通事業者が行いますバスロケーションシステムの導入に対する支援を国とともに行うものでございます。

3の事業効果といたしましては、このバスロ

ケーションシステムを導入しまして、スマートフォンアプリやバス停における表示によって路線バスの運行情報の見える化をさらに進めることで、県民や観光客が利用しやすい公共交通網の整備を図ることができると考えております。

最後に、繰越明許費補正の追加について御説明いたします。

委員会資料の2ページをごらんください。

表の一番上の佐土原駅バリアフリー化設備整備費補助事業ですが、420万円の繰り越しをお願いしています。これは、佐土原駅の跨線橋の老朽化により、工法の検討に時間を要し、事業主体であるJR九州において事業が繰り越しになることによるものであります。

その次、バスロケーションシステム導入支援事業は、事業実施主体であります宮崎交通において、事業実施期間が不足いたしますので、3,974万1,000円の繰り越しをお願いしております。

次の、高千穂線鉄道施設整理基金補助事業でございます。1億1,147万4,000円の繰り越しをお願いしています。

これは、延岡市の滝ノ下橋梁の撤去工事につきまして、地元内水面漁協との協議に日数を要しましたので、事業主体である延岡市において事業が繰り越しになることによるものであります。

総合交通課の説明は以上でございます。

○日高中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課の補正予算について御説明いたします。

2月補正歳出予算説明資料の31ページをお願いいたします。

当課の補正予算額は、2億1,305万1,000円の減額補正で、補正後の額は、右から3列目、5億670万6,000円となります。

補正の主なものについて御説明いたします。

33ページをお願いいたします。

まず、上から5段目、(事項)職員費ですけれども、632万円の増額であります。説明欄にありますとおり、職員の人件費について、人事異動に伴う職員構成の変化や給与改定に伴い、増額となるものであります。

次に、中ほどの(目)計画調査費の(事項)中山間地域活力再生支援費で7,361万6,000円の減額補正であります。

主なものとしまして、説明欄の2、持続可能な地域づくり応援事業7,269万4,000円の減額補正であります。

これは、宮崎県市町村21世紀基金を活用しまして、市町村が住民と一体となって取り組む地域づくりを最大3年間支援する事業でありますけれども、予算積算時に見込んだ事業の実施見送りや、国庫補助など他の事業の活用などのため、市町村からの交付申請額が見込みを下回ったことによる補助金の執行残であります。

なお、執行残につきましては、基金に積み戻し、次年度事業で活用を図ってまいります。

次に、34ページをお開きください。

上から2段目の(事項)地域活性化促進費で3,089万6,000円の減額補正であります。

主なものとしまして、説明欄の2、宮崎県市町村間連携支援基金事業2,493万7,000円の減額補正であります。

これは、宮崎県市町村間連携支援基金を活用し、複数の市町村が連携して、地域資源を活用しながら地域活性化に取り組む事業を支援するものでございますけれども、市町村からの交付申請額が見込みを下回ったもの等でございます。この事業につきましても、執行残につきましては、基金に積み戻し、次年度事業に活用することとしております。

次に、説明欄の4、地域資源ブランド強化促進事業522万1,000円の減額補正であります。

これは、エコパークやジオパークなどの県内の地域資源ブランドについて情報発信等を行い、交流人口やインバウンドの増加を図る事業でありますけれども、市町村への補助金の交付申請額が見込みを下回ったことや、ホームページ製作に要する入札執行残並びに情報発信に係る広告費等の執行残によるものであります。

次に、その下の(事項)移住・定住促進費で、1億831万4,000円の減額補正であります。

主なものとしまして、説明欄の3、わくわくひなた暮らし実現応援事業1億352万5,000円の減額補正であります。

これは、国、県、市町村で連携して実施しております移住支援金事業につきまして、国と県の負担分を補助金として市町村に交付する事業でありますけれども、年度途中からの事業開始となったこともあり、十分な周知等が図られなかったことに加えまして、支援金の交付要件を満たす移住者が少なく、市町村からの交付申請額が見込みを下回ったことに伴う補助金の減額等であります。

なお、次年度以降、この事業の交付要件の緩和につきまして、国が実施します移住元での就業要件や受け入れ企業の要件緩和とあわせまして、本県独自の交付要件の緩和策について、市町村の意見を伺いながら検討しておりますが、内容につきましては、予算とあわせて当初の委員会で御説明をいたします。

説明は以上であります。

○米良産業政策課長 産業政策課の補正予算について御説明をいたします。

歳出予算説明資料の37ページをお願いいたします。

当課の2月補正額は、5,082万5,000円の減額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額につきましては、右から3列目、4億4,449万2,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

39ページをお願いいたします。

まず、表の下から3つ目の欄、(事項)みやざき地域活性化雇用創造プロジェクト推進費であります。説明欄の1、県内企業就職促進支援事業で1,500万5,000円の減額となっております。

これは、若者の県外流出の抑制等を図るため、県内企業の採用力や定着率の向上、また、きめ細やかな情報発信、さらに若者と県内企業とのマッチングの機会創出などを図る事業で、当課及び関係各課に分任して執行している事業になりますけれども、農業法人に就職した方の定着を支援する委託事業において、支援員の確保が当初想定よりもおくれたことによる人件費等の減や、県内企業が良質な労働条件で新たに正規雇用を行った場合に補助を行う事業において、全国的な人手不足の状況の中、予定どおりに人材の確保ができない企業があったこと等によるものでございます。

その下の(事項)みやざき地方創生若者定着促進費であります。3,041万2,000円の減額となっております。

次のページになりますけれども、主な内容として、説明欄の2、みやざき産業人材確保支援基金事業で2,902万1,000円の減であります。これは、県内企業に就職した若者に対して、その企業と連携しまして、奨学金の返還支援金を交付する事業であります。最終的な支援対象者数が当初予算策定時に見込んでおりました対象者数を下回ったこと等によるものであ

ります。

私からは以上でございます。

○渡久山生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の補正予算について御説明申し上げます。

歳出予算説明資料の41ページをお開きください。

当課の補正予算額は228万7,000円の減額補正をお願いしております。補正後の額は、右から3番目の欄にございます4億2,810万6,000円となります。

主な内容について、43ページから御説明いたします。

ページ中ほどより少し上のほうですけれども、(事項)職員費が14万5,000円の増額になっております。

おめくりいただきまして、44ページをお開きください。

中ほど、同じく(事項)職員費756万7,000円の増額でございます。

これは、ほかの課と同様に、主に人事異動に伴う職員構成の変化によるものでございます。

次に、同じページの一番下、(事項)消費者支援対策費で324万1,000円の減額になっております。

これは、主に消費生活センターに配置されております消費生活相談員や啓発員の方々の報酬や共済費、それから通勤に充てております旅費等の執行残によるものでございます。

次に、45ページの一番上にございます(事項)消費生活センター設置費で207万9,000円の減額をお願いしております。これは、2カ所の支所を含みます消費生活センターの庁舎管理に要する経費の執行残によるものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○日吉みやざき文化振興課長 みやざき文化振興課でございます。

当課の補正予算案について御説明いたします。

お手元の令和元年度2月補正歳出予算説明資料の47ページをお願いいたします。

みやざき文化振興課の補正は、左から2列目、補正額の欄でございますが、3億4,225万3,000円の減額補正であります。これによりまして、補正後の予算額は、右から3列目の欄でございますが、63億4,296万5,000円となります。

それでは、主な内容を御説明申し上げます。

49ページをお願いいたします。

まず、下から4段目でございますが、(事項)職員費でございます。899万7,000円の減額であります。これは、説明欄にありますとおり、職員の人件費でございます。人事異動に伴いまして職員構成の変更が生じ、当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、下から2段目の(事項)県立芸術劇場費2,929万円の減額でございます。

50ページをお開きいただきたいと思っております。

この主なものは、一番上の説明欄の2でございますが、県立芸術劇場大規模改修事業費2,827万8,000円の減額であります。

これは、県立芸術劇場の中央監視設備改修工事に係る入札残によるものでございます。

次に、上から3段目の(事項)文化活動促進費406万5,000円の減額でございます。

その主なものでございますが、説明欄の2、宮崎県文化賞154万円の減額につきましては、今年度の文化賞受賞者の決定に伴いまして、報償費や旅費等の執行残によるものでございます。

また、説明欄5の「アーツカウンシルみやざき」設置事業135万6,000円の減額につきましては、国庫補助につきまして交付決定額が交付申

請額を下回ったこと等によるものでございます。

次に、下から2段目でございますが、(事項)私学振興費2億9,965万7,000円の減額でございます。

その主なものでございますが、説明欄1の私立学校振興費補助金1億2,707万4,000円の減額につきましては、私立高等学校等に対しまして、生徒数に応じて各学校の経常的経費の一部を補助しているものではありませんが、対象となる生徒数が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、51ページをお願いいたします。

同じく説明欄の3の(1)就学支援金1億2,283万8,000円の減額につきましては、私立高等学校等の生徒の授業料について、世帯の所得に応じて、公立高等学校の授業料相当額、もしくはそれを増額して支援することにより、授業料負担の軽減を図るものでございますが、対象生徒数が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

また、(2)奨学のための給付金4,283万7,000円の減額につきましては、低所得者世帯等を対象として、授業料以外の教育に係る負担の軽減を図るために、一定額を給付するものでございますが、対象生徒数が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

当課の説明は以上でございます。

○坂元国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 国民文化祭・障害者芸術文化祭課の補正予算案につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の53ページをお開きください。

国民文化祭・障害者芸術文化祭課の補正予算につきましては、左から2列目の一般会計の補正額にありますとおり、1億226万9,000円の増

額補正をお願いしております。補正後の予算額につきましては、右から3列目、4億358万6,000円となります。

補正の内容につきましては、55ページをお開きください。

まず、表の上から5段目の(事項)職員費につきまして、1億842万8,000円の増額でございます。これは、平成31年4月1日の組織改正により、新たに国民文化祭・障害者芸術文化祭課を設置したことに伴い、増額となったものでございます。

その下の(事項)文化交流推進費の609万9,000円の減額ではありますが、これは、説明欄1の国民文化祭開催準備事業の経費における賃金等において、雇用期間が当初見込みより少なくなったことなどによる執行残であります。

次に、説明欄2の国民文化祭参加者派遣事業の経費につきましては、今年度のにいがた大会への文化団体派遣に係る補助等が見込みを下回ったことによるものであります。

説明は以上であります。

○磯崎人権同和対策課長 人権同和対策課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の57ページをお開きください。

人権同和対策課の補正予算につきましては、左から2列目の補正額の欄にございますとおり、1,211万4,000円の減額補正になっております。補正後の予算額につきましては、右から3列目、1億2,275万4,000円となっております。

主な内容につきまして御説明をいたします。

59ページをお願いいたします。

まず、表の上から5段目の(事項)職員費がありますが、521万1,000円の減額であります。説明欄のとおり、職員の人件費につきまして、

人事異動に伴う職員構成の変化により減額するものでございます。

それから、一番下の(事項)「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進事業費ではありますが、376万1,000円の減額であります。

これは、まず説明欄1の宮崎県人権啓発センター事業における各種人権講座の講師への謝金や会場使用料等の執行残及び3の地域人権啓発活動活性化事業の国庫委託の決定に伴う減額などによるものであります。

人権同和対策課は以上であります。

○鎌田情報政策課長 それでは、情報政策課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の61ページをお開きください。

情報政策課の補正予算は、8,739万2,000円の減額補正で、補正後の額は、右から3列目、12億8,137万7,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

63ページをお開きください。

下から2番目の(事項)行政情報処理基盤整備費ですが、1,205万6,000円の減額であります。

これは、職員が使用するパソコン賃借料の執行残等でございます。

次に、一番下の(事項)行政情報システム整備運営費ですが、531万3,000円の減額であります。主な理由ですが、説明欄2の県庁LAN運営費につきましては、単独庁舎向けのネットワーク回線使用料の執行残等でございます。

64ページをお開きください。

(事項)電子県庁プロジェクト事業費ですが、2,183万1,000円の減額であります。

主な理由ですが、説明欄2の公的個人認証サービス運営事業につきましては、公的個人認証

の認証機関の運用に関する負担金の額が確定したこと等による減額であります。

その一つ下の3のサーバ管理委託事業につきましては、外部のデータセンターに設置しておりますサーバの数が、当初の見込みから減り、サーバの設置や管理に要する費用の一部が不用となったことによる執行残でございます。

次に、(事項)地域情報化対策費ですが、3,102万9,000円の減額でございます。

主な理由ですが、説明欄2の電気通信格差是正対策費につきましては、本年度、西都市と西米良村で携帯電話の不感地域を解消するための事業を実施しており、その国庫補助決定に伴う減額であります。

情報政策課の説明は以上でございます。

○岩切国民スポーツ大会準備課長 国民スポーツ大会準備課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料65ページをお願いいたします。

国民スポーツ大会準備課の補正額は、表の左から2列目、6,089万3,000円の減額であります。補正後の額は、右から3列目、4億3,564万7,000円であります。

補正の主な内容について御説明をいたします。

67ページをお開きください。

まず、表の上から5段目の(事項)職員費でございます。414万1,000円の増額で、これは人事異動に伴う職員数の増等によるものでございます。

次に、その下の(事項)国民スポーツ大会事業費で6,503万4,000円の減額であります。

主なものとしたしましては、説明欄2の県有体育施設整備事業の6,477万3,000円の減額で、これは県有主要3施設の整備のうち、陸上競技

場について、今年度実施する予定としておりました山之口運動公園の埋蔵文化財調査の一部を来年度に先送りして実施することにしたこと等により減額するものであります。

続きまして、繰越明許費について御説明をいたします。

お手元の常任委員会資料の2ページをお願いいたします。

3の繰越明許費補正(変更)の県有体育施設整備事業です。今回新たに5,948万1,000円の繰り越しをお願いするものであります。

これは、体育館の地質調査業務におきまして、掘削作業に時間を要する地層が多いことへの対応調整により、当初の想定よりも日時を要したこと等によるものであります。これによる変更後の繰越額は1億994万4,000円となります。

国民スポーツ大会準備課は以上でございます。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時55分休憩

午後2時59分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、議案について質疑はありますか。

○武田委員 総合政策課の歳出予算説明資料の14ページのエネルギー対策推進費の減額ですけど、この水素エネルギー利活用促進モデル事業の減額は、市町村の取り組みが進まなかったという理由でしたが、もっと詳しく、どういう事業を想定して、市町村からどういうものが上がってきた場合に使う予定だったのか、また、どういう理由でなかなか進まなかったのかがわかれば教えてください。

○小倉総合政策課長 この事業は、先ほど市町

村の部分について御説明させていただきましたけれども、各住居に設置します水素を活用した家庭用燃料電池——エネファームとよく言われておりますけれども——の設置費用に関しまして、県と市町村が2分の1補助をするという仕組みでございます。

実は、そもそもエネファーム自体が1台100万円以上するようなものでございまして、なかなか設置が進んでいない状況で、その補助経費につきましても、そこまで多くの補助が出せないところもございまして。なかなか普及が進んでいないところではございますけれども、市町村が実際に普及するに当たって、なかなか進まない状況の中で予算化することが難しい、要するに市町村を介して補助をするというような仕組みになってございますので、市町村の予算がなかなか出てこない以上、県としても、その実績が積み上がらなかったという状況になってございます。

○武田委員 これは、結局、来年度以降も今の現状ではなかなか進まないということですね。

○小倉総合政策課長 こういうなかなか進まない状況もございましたので、また来年度予算のところでは御説明をさせていただきたいとは思っているんですけれども、仕組みを大きく変えさせていただきます。やはり市町村を介す仕組みでは、なかなか進まないだろうと。やはり県が主導して水素エネルギーを推進していく立場であるということで、全国の状況を見てみますと、民間事業者がいろんな営業活動の中でエネファームを推進していくという形が多いと。特に、都市部では、大手のガス会社さんなどがそういうところの普及に動くところがございまして。

そのため、今回は、県とガス事業者等の民間事業者や、さらに国の支援なども得まして、3

者が連携するような形で支援をして、なるべく価格を下げていくやり方にします。当初は、市町村もついてくるだろうと思っていただけたんですけど、なかなかついてこれないという実績がありますので、少し仕組みを変えてやっていこうと考えております。

○武田委員 わかりました。

○坂口委員 67ページで、文化財関係の調査と言われたかな。その調査で、この県有体育施設整備事業の進捗への大きい影響というのは、そう心配することはない、どうなんですかね。この体育施設整備事業も余り時間に余裕のある事業じゃないから。

○岩切国民スポーツ大会準備課長 陸上競技場の埋蔵文化財の調査の部分だと思います。これにつきましては、一部を来年度にしたというのは、若干、用地取得の関係でおくれが出たところではありますけれども、まず本年度、重機を使って掘削をいたします。その部分を本年度に終了させて、来年度当初から、今度は人力による発掘作業をするという形で進める予定にしております。陸上競技場につきましては、来年度から造成工事等々を行う予定にはなっておりますが、広うございまして、事業自体には影響のないような形で進められるということでございまして。

○坂口委員 そのところを極力工夫しながら、来年、人的な体制も含めて工夫しながら、これは時間が限られている中での事業ですから、そこは特に配慮していただければと思っています。

それから参考までにもう一つ。49ページのみやぎ文化振興課の宗教法人の認証と調査ですけど、この認証数の推移というか、現在、宮崎県内ではどんな状況にあるのかということと、この調査は、どういう判断のために主にどうい

う調査をやられているのかを参考までに教えていただきたい。

○日吉みやざき文化振興課長 宗教法人につきましては、1月末現在ですけれども、1,216法人ございます。認証は、平成27年以降は1件もないという状況になってございます。ここに掲げています調査ですけれども、これは、その法人の境内の土地だったり建物は非課税の証明等が必要になりますので、その調査に要する経費、あとは宗教法人の規則の証明とか、そういったものに要する経費として計上させていただいています。

○重松委員 40ページで、産業政策課の県内若者定着促進に要する経費の説明欄の2番目、みやざき産業人財確保支援基金事業は民間と県で応分負担でしたかね。まず、どのくらいの企業で行っているかを教えてください。

○米良産業政策課長 この予算年度につきましては、62社を対象に事業を行ったところでございます。

○重松委員 では、その実績として何社で何名がこれを活用されたのかは、わかりますでしょうか。

○米良産業政策課長 18社の32名になっております。

○重松委員 最終目標は幾らだったんでしょうか。

○米良産業政策課長 この事業は、平成29年度から取り組んでいるんですけれども、もともと毎年40名程度に対して支援をしていくということで事業組みをしております。本年度の予算分につきましては、昨年度の対象者が19名程度だったものですから、その部分も加えまして、予算上61名分ということで予算を組んだところでございます。それに対して32名という結果になっ

ている状況でございます。

○重松委員 しっかり活用させていただいて、また実績をつくっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○高橋委員 50ページの私立学校の私学振興費補助金について、生徒数の見込みを。県立高校は定数割れがひどいんですけども、私立学校は結構健闘しているという認識があったものだから、数的にどのくらい下回ったんでしょうか。

○日吉みやざき文化振興課長 50ページの一番下でございますけれども、私立学校の振興費の補助金は、高校、中学校、小学校があるんですけれども、合計で当初の想定より386人少なかったということでございます。

○高橋委員 それは小中高ですか。高校は何人ですか。その内訳を教えてください。

○日吉みやざき文化振興課長 高等学校の当初の見込みが9,538名、実績が9,211名で、327人少なかったということでございます。

○高橋委員 ちなみに、中学校は。

○日吉みやざき文化振興課長 中学校につきましては、当初の1,830名見込みに対しまして、実績が1,778名ですので52名の減でございます。

○高橋委員 総額で1億2,700万円という大きな額だから圧倒的に高校の減が多かったわけで、この部分の補助金というのが大きいわけですね。わかりました。

これは同じように、その下の就学支援金も高校が多いわけですよ。

○日吉みやざき文化振興課長 就学支援金は、高校と一部中学校もございますけれども、高校がほとんどでございます。

○高橋委員 わかりました。

○丸山委員 総合交通課にお伺いしたいんですが、バスロケーションシステムのことについて、

まず、当初予算ではなくて補正予算で計上した理由が何なのかということと、具体的に県民向けなのか、インバウンドとか観光客を中心にやるのか、どちらに主眼を置いてやろうとしているのか。目的は地方路線バスの利用促進と書いているので、どっちがどうなのかははっきりわからないものですから、それを教えていただきたいと思います。

○大東総合交通課長 この事業につきましては、国庫補助事業が行われており、宮崎交通のほうで国に対して事業計画を提出いたしまして、国のほうで予算がついたということで本年度の予算で事業として組み立てたところでございます。

もう一つ、どういったところが目的かというところがございますけれども、おっしゃるとおり、一応建前といいますか、つくりとしては、インバウンド対策として、インバウンドの方々の二次交通を確保するというたてつけにはなっておりますけれども、やはりその先には、地元の方々がいかに使いやすくするかといったところも当然含めながら、この事業を展開していくということで考えております。

そのために、本年度事業におきまして、宮崎交通において、このバスの情報システム、静的データと言われるものが検索できるようになりましたので、この事業によりまして、今度は動的なデータ——今どこを走っているのかといったようなデータも整備することで、さらに利便性を高めることにしております。

○丸山委員 ということは、どちらかといったら、デジタルサイネージではなくて、スマートフォンで見られるようなシステムのほうが普及しやすいという認識でよろしいのでしょうか。

○大東総合交通課長 はい。どうしてもデジタルサイネージになりますと、場所も限られてき

ますし、非常にコストもかかる、施設整備も結構費用がかかるということでございますので、まずは、アプリケーションで見られるということが、やはり利便性が上がるという意味でいうと、一番効果が大きいのではないかと考えております。

○丸山委員 ちなみに何路線ぐらいやろうとされているのか。いろいろあると思うんです。これで一気にということなのか、どういうイメージを持てばいいのか教えてください。

○大東総合交通課長 このロケーションシステム自体は、県内全線を対象としております。あと、デジタルサイネージにつきましては、まずは20カ所に整備するというふうに聞いております。内訳としましては、宮崎市内の重立った結節点の停留所等に18カ所、あと延岡市、高千穂町にそれぞれ1カ所ずつの整備を行うというふうに伺っております。

○丸山委員 最終的には、高齢者のドライバーの免許返納も含めてこれを進めていけば、交通弱者の方の有効活用にもつながっていくと思いますので、しっかりやっていただきたいと思っています。ただ、交通弱者の人たちも、なかなかスマホがいじれなかったりとかもあります。セットでうまくやっていただければ、本当の意味でのバスロケーションシステムができ上がっていく、全路線でできるのであれば、そういうことがあると思いますので、それも深く連携しながらやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○日高委員長 ほかの方、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○長倉統計調査課長 統計調査課でございます。

本日公表を予定しております平成29年度宮崎県県民経済計算の推計結果について御説明をいたします。

なお、お手元に別冊の資料1をお配りしておりますけれども、常任委員会資料で御説明させていただきます。

委員会資料の4ページをお開きください。

まず、主な指標についてであります。四角囲みにありますように、平成29年度の県内総生産は、名目が3兆7,629億円で、対前年度比1.3%の増、実質が3兆6,305億円で、対前年度比1.2%の増となり、名目及び実質ともに7年連続のプラス成長となったところであります。県民所得は2兆7,082億円で、対前年度比1.5%の増となり、これを県内総人口で割った1人当たり県民所得は248万9,000円で、対前年度比2.2%の増となっております。

次に、図の1をごらんください。

これは、実質経済成長率の推移を示したものであります。国と本県、いずれもリーマンショックに伴い、平成20年度から平成21年度にかけて落ち込んでおります。また、本県は平成22年度に口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、新燃岳噴火の影響を受けて回復がおくれたところであります。その後は、おおむねプラス成長を続けております。

次に、図2をごらんください。

棒グラフは、1人当たり国民所得と本県の県民所得の推移を示しております。県民所得につきましては、平成29年度は248万円台と、平成18年度以降、最も高くなりました。また、折れ線グラフは、1人当たり国民所得を100とした場合の県民所得の水準を示しております。平成29年度は78.0となり、国民所得との差は縮小の傾向にあります。

続きまして、5ページをごらんください。

県民経済計算は、生産、分配、支出の3つの系列で推計しておりますので、平成29年度におけるそれぞれの特徴について御説明いたします。

2、県内総生産（生産）についてであります。内訳といたしましては、卸売・小売業や情報通信業などの総生産額が減少した一方、製造業や電気・ガス・水道業・廃棄物処理業などの産業が増加したことによりまして、全体では対前年度比1.3%の増加、7年連続のプラス成長となっております。

表をごらんください。

第1次産業は、農業及び水産業が減少したことなどから、全体としては0.9%の減少となったところであります。その下、第2次産業は、建設業が公共土木工事の落ち込み等で減少しておりますが、化学などを初めとした製造業が伸びており、全体としては2.6%の増加となっております。次の第3次産業は、増加した産業が多く、全体としては0.9%の増加となっております。

続きまして、6ページをごらんください。

3、県民所得（分配）についてであります。

県民所得全体としては、1.5%の増加となっております。内訳といたしましては、県民雇用者報酬が1.3%、財産所得が5.0%、企業所得が1.5%、それぞれ増加いたしました。

最後に4、県内総生産（支出）についてであります。内訳といたしましては、民間最終消費支出が2.3%、政府最終消費支出が1.7%、総資本形成が3.7%伸びたことにより、全体では1.3%の増加となったところであります。

説明は以上でございます。

○大東総合交通課長 それでは、続きまして、宮崎県交通・物流ネットワーク戦略の改定について御報告いたします。

委員会資料の8ページをごらんください。

本戦略につきましては、昨年12月の常任委員会で、素案につきまして御報告させていただいておりますが、このたび成案を決定いたしましたので御説明をいたします。

3の策定スケジュールをごらんください。前回御報告いたしました後、パブリックコメントを実施しましたほか、市町村や交通事業者、物流事業者などから意見聴取を行ったところがございます。その上で、さらに1月30日に、知事をトップといたします宮崎県交通・物流対策本部会議において、審議の上、決定いたしました。

それでは、決定いたしました戦略の概要について御説明いたします。

右側のページのポンチ絵をごらんください。

資料の中ほどより少し上のところにありますとおり、今回の改定におきましては、人口減少や技術革新等に的確に対応する持続的な交通物流ネットワークの形成を基本目標といたしまして、この目標を達成するために、交通、物流のそれぞれにおいて、特に優先的に取り組むべき視点から重点的な取り組みを展開していくこととしております。

交通におきましては、人口減少により、地域公共交通の維持が困難化しているといった課題への対応といたしまして、その下に記載しております施策1から3にありますとおり、バスロケーションシステムの導入など、運行情報の見える化による利便性の向上や、MaaSとか自動運転といった新モビリティサービスの導入促進などによりまして、持続可能で地域の実情に応じた地域交通網の構築を目指しますとともに、運転免許返納後の移動手段の確保に向けた取り組みなどによりまして、安心して移動できる地

域交通網の構築を目指すこととしております。

また、その右側、物流におきましては、人手不足により県産品の長距離輸送が困難化しているという課題への対応といたしまして、施策1、2にありますとおり、手積みとか手おろしによる荷役作業の多い農産品輸送のパレット化による省力化の促進、あるいは長距離フェリーの新船建造などによる輸送力の強化、海運・鉄道へのモーダルシフトの推進によりまして、安定的な長距離輸送体制の構築を目指しますとともに、本県発着の貨物量のバランスを是正しまして、物流の効率化を図るために、都市圏の荷主に対する直送化の働きかけなど、下り荷の確保に向けた取り組みを推進することとしております。

続いて、関係機関からの意見聴取などによりまして、素案から一部変更した点がございます。まず1点目といたしまして、この持続可能な地域交通網の取り組みにおきまして、交通事業者からの意見を踏まえ、バス運転士確保への支援に関する取り組みを明記いたしました。また、去る12月18日にカーフェリーの新船建造契約が締結されましたので、物流における重点的な取り組みとしまして、新船建造による輸送力強化・輸送効率化の取り組みを盛り込んだところでございます。

それでは、左側のページに戻っていただきまして、5の今後の推進体制をごらんください。知事を本部長といたします宮崎県交通・物流対策推進本部を中心としまして、庁内の関係部局はもとより、民間事業者や関係機関等ともしっかりと連携を図りながら、今回改定いたしましたこの戦略を着実に推進してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○米良産業政策課長 産業政策課でございます。

常任委員会資料の10ページをお願いいたします。

みやざきフードビジネス振興構想の改定について御説明いたします。

本件につきましては、11月定例県議会の当委員会におきまして、素案について御報告をさせていただきました後、再度、庁内関係各課との議論ですとか、官民で構成いたします産業連携推進会議との意見交換会等を踏まえまして、今回、最終案として御報告をするものでございます。

まず、改めまして1の改定の趣旨であります。本県のフードビジネスの推進につきましては、平成25年3月に構想を策定し、食関連産業の成長産業化による雇用の創出と地域活性化を目指し、官民を挙げて、さまざまな取り組みを進めてきたところでございます。本格的な人口減少社会の到来やグローバル化の進展、技術革新など情勢の大きな変化を踏まえまして、本県のフードビジネスの一層の成長を図るため、今般、1年前倒しで改定を行うものでございます。

2の経緯に記載しておりますが、関係団体等との意見交換会におきましては、高付加価値化の推進の観点から、6次産業化や農商工連携をより一層推進する必要性や、何といたっても売り先の確保が大事ということで、宮崎の食の魅力発信や販路の拡大について、引き続き充実を図っていく必要があるといった御意見、また、人材の育成確保にもしっかり取り組んでほしいという御意見が寄せられたところでございます。

3の改定の概要であります。(1)に記載しております人口減少の急速な進展を初めとする環境の変化や、本県フードビジネス産業の課題、そして先ほどの関係機関などからの御意見等も踏まえまして、(2)の構想の方向性に記載して

おりますとおり、視点の1から3の3つの視点に沿って展開していくこととしたところでございます。

まず視点1の高付加価値化の推進では、本県産農林水産物の県内加工を進めること等により、本県のフードビジネス産業について、より一層の付加価値の創出を図ることや、安全安心、健康志向や簡便化志向など、マーケットニーズに対応した選ばれる商品づくり、産地づくりなどに取り組んでまいります。

次に、視点2のみやざきの食の魅力発信と販路拡大では、国内外に配置しておりますコーディネーターの活用などによる販路拡大の支援、また輸出に取り組みやすい環境づくりを進めること等による海外市場との商流拡大支援など、国内外への戦略的な販路拡大を図るとともに、東京オリ・パラや国文祭・芸文祭など好機を捉えて食の魅力発信に取り組むなど、観光資源としての幅広い活用にも取り組みます。

そして、視点3のフードビジネス産業の生産性向上と良質な雇用の創出では、働き手の減少や高齢化への対応、あるいは生産者や事業者の所得向上を図り、産業の魅力を高めるといった観点から、事業者の業務工程の検証や改善支援、あるいは先端技術の活用等によるスマート化などにより、農林水産業、食品製造業などの生産性向上に取り組みますとともに、ひなたMBAのフードビジネス部門など人材育成講座の一層の充実や、働きやすい環境づくりや就業支援等を通じた人材の確保育成等に取り組みます。

3の主な成果指標といたしましては、食品関連産業生産額を1兆6,000億円とすることとしております。直近の実績値が1兆4,734億円となっておりますので、これを1,200億円程度引き上げることを目標とするものであります。

最後になりますが、構想の期間は、令和2年度から4年度までの3年間としております。

なお、右側の11ページには、構想の概要を一覧表に整理したもの、また改定案の本文を別冊で配付しておりますので、あわせてごらんいただければと存じます。

私からは以上でございます。

○水口交通・地域安全対策監 宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）の制定について御説明をいたします。

お手元の資料の12ページをお開きください。

本条例に関しましては、本年1月の総務政策常任委員会におきまして、条例案の概要について御報告したところであります。本日は、骨子案という形で御報告をさせていただきます。

まず、1の制定の趣旨についてであります、前回の報告と同様でありますので説明を省略させていただきます。

次に、2のこれまでの取組であります。前回報告後、2月20日に第3回目の検討委員会を開催しまして、骨子案について幅広く御意見をいただいたところであります。

次に、3の条例の骨子（案）についてであります。

次の13ページをごらんください。

まず、1の目的についてであります。自転車の安全で適正な利用についての基本理念や、県や自転車利用者等の関係者の責務や役割等を定め、お互いが連携した取り組みを推進し、自転車関係事故の防止及び被害者保護を図ることによって、県民等が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とすることとしております。

次に、2の定義であります。この条例の中で用いられる用語の意味内容であり、7項目を規

定しております。

14ページをごらんください。

3の基本理念であります。自転車の安全適正な利用は、関係者がそれぞれの責務や役割を果たし、自転車に関係する交通事故の防止を図ること等を旨として促進されることを基本理念としております。

次に、4の県の責務であります。県は、自転車利用者、県民、事業者等と相互に連携・協力して、自転車の安全適正な利用の促進に関する施策を実施し、またこれらの者が実施する取り組みを支援することを責務としております。

続いて、5の自転車利用者の責務であります。自転車利用者は、自転車が車両であることを認識し、交通ルールやマナーを遵守しなければならないこととし、さらに遵守事項としまして、本県において多く見られる自転車の交通ルールやマナー違反を列記しております。また、(2)であります、自転車の盗難防止の措置を規定しております。

15ページをごらんください。

6から8にかけては、県民等、事業者、交通安全団体等の責務及び役割を規定しております。

続いて、9の県の交通安全教育であります。県におきまして、県民や事業者が関心・理解を深めることができるよう、教育や啓発を行うこととしております。

16ページをごらんください。

10の学校等における交通安全教育であります。県が設置する学校における教育、県が設置する学校以外の学校等の設置者に対する協力依頼、県によるこれらの学校等に対する情報提供の支援について規定しております。

続いて、11の家庭における交通安全教育等で

あります。まず、保護者が、その監護する未成年者に対し、必要な交通安全教育を行うことや、児童や幼児に乗車用ヘルメットを着用させること等に努めることを規定しております。さらに、70歳以上の高齢者と同居する家族は、高齢者に対する交通安全教育に努めることを規定しております。

続いて、12のヘルメットの着用であります。自転車利用者が幼児用座席に幼児を乗車させるとき、また70歳以上の高齢者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めることとしております。

17ページをごらんください。

13の自転車の点検整備についてであります。自転車利用者、事業者、自転車貸付事業者は、対象となる自転車について、また保護者は、監護する未成年者が利用する自転車について、点検整備を行うよう努めることとしております。

続いて、14の自転車損害賠償責任保険等への加入であります。(1)において、未成年者を除く自転車利用者、(2)において保護者、(3)において事業者、(4)において自転車貸付事業者に、それぞれの自転車利用に係る保険への加入の義務を課すこととしております。なお、罰則は設けないこととしております。

18ページをごらんください。

15の自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等であります。保険加入を促進するため、(1)において自転車小売業者、(2)において事業者、(3)において自転車貸付事業者が、それぞれ対象となる者に保険の加入の確認、また保険に加入していない場合には、保険内容の情報を提供することとしております。

続いて、16の情報の提供であります。県は、保険加入促進のため、県民等に対して、また学

校の設置者は、児童、生徒、学生、その保護者に対して、情報提供を行うこととしております。

19ページをごらんください。

17、18において、県による道路環境の整備、広報及び啓発等を規定しております。

再度1ページにお戻りください。

4の条例の施行日であります。前回の委員会におきまして、保険条項について半年間の周知期間を設け、令和3年4月1日に施行すると御報告しましたところ、保険条項以外の規定についても県民への周知が図られてからでもいいのではないかという御意見をいただきましたので、再度検討いたしまして、条例の全ての規定について半年間の周知期間を設け、令和3年4月1日に施行することとしております。

一番下の5の今後の取組についてであります。今後、パブリックコメント等を実施した後、県議会への条例案の上程、御審議をお願いする予定であります。

説明は以上でございます。

○岩切国民スポーツ大会準備課長 常任委員会資料の20ページをお開きください。

国民スポーツ大会に向けたスポーツ施設の整備について御説明いたします。

まず、1の陸上競技場について、今年度の主な取り組みですが、昨年3月末から基本設計に着手し、その中で、随時、県陸上競技協会等との意見交換等を行っており、今月末には、基本設計を完了して実施設計に着手する予定でございます。

(2)の基本設計の概要です。別に配付しております資料4をごらんください。

1枚目が山之口運動公園の配置計画図で、これは昨年策定いたしました基本計画とほぼ同じでございます。

次のページからが、第1種陸上競技場の平面図になります。また、5ページがメインスタンドの立面図等でございます。屋根の形状につきましては曲面を採用するという形になります。

常任委員会資料の20ページにお戻りください。

中ほどの(3)概算工事費についてでございます。現在、基本設計の中で概算工事費を算定し、合計で214億円を見込んでおります。この工事費につきましては、近年の建築資材や人件費の高騰などによりまして、基本計画時に先催県の事例で算出しました概算額の200億円を超える見込みとなっております。今後、実施設計に進みますが、その中で工期や工法をさらに詳細に検討する中で、可能な限りコストの縮減を図ってまいります。

また、この表の合計の下のおり県が施工する工事費が154億円、都城市が施行する工事費が60億円となっております。市の負担額につきましては、20億円までと協定で定めております。そのため、都城市の工事費の60億円のうち、まず国の交付金が最大で30億円となりますことから、残りの30億円につきまして都城市の負担額は20億円、残りの10億円が県の負担となります。

このため、令和2年度から年次的に負担金を支出していくこととしたいと考えております。なお、この市の事業費につきましては、このほかにも調査・設計費や用地費などがございます。その金額については現時点で確定しておりませんことから、負担額は変動するものと想定しております。

次に、21ページの体育館についてでございます。

今年度の主な取り組みといたしましては、昨年8月に体育館の基本設計に着手して、その中で各競技団体との意見交換を随時行いながら、

2月に基本設計を完了しております。また、延岡市との共同整備に係ります協定・覚書につきましては、今月中に締結する予定としております。

次に、(2)の基本設計の概要についてでございますが、再び別にお配りしております資料5をごらんください。

表紙をおめくりいただきまして、1ページが体育館のイメージ図でございます。右下の図のおり屋内につきましては、白黒でちょっとわかりにくいですが、県産材を積極的に活用する計画としております。

それから、3ページが現在の市民体育館の敷地内での体育館の配置図になります。メインアリーナ、サブアリーナを配置し、駐車場をこの敷地内で100台程度整備します。なお、敷地外の隣接地に約700台分の駐車場を確保することとしております。

4ページが体育館の平面図になります。上の図が客席を中心とした2階の図、下の図が1階の平面図になります。

次の5ページが構造計画についての説明でございます。ページ右側の2番目の構造種別の部分に記載しておりますとおり、アリーナの屋根を木材と鉄骨を組み合わせた構法、基礎など下部構造につきましては鉄筋コンクリート造といたします。

再度、常任委員会資料の21ページにお戻りください。

概算工事費についてでございます。基本設計終了時点の概算工事費でございますが、陸上競技場と同様に、近年の建築資材や人件費の高騰などによりまして、基本計画時に先催県の事例で算出しました概算額を超える見込みとなっております。今後の実施設計におきまして、さら

に詳細な検討を行い、全力でコスト縮減を図ってまいりたいと考えております。

次に、(4)の延岡市との役割分担については、協定締結に向けまして延岡市と協議を進めており、役割分担は体育館の建設と敷地内駐車場を含めた外構工事は県、敷地外駐車場の用地取得を含めた整備と既存体育館の解体工事を市の役割とします。費用負担は、役割分担に応じて県と市がそれぞれ費用を負担することといたします。

次に、3のプールについて、22ページでございます。

今年度の主な取り組みは、PPP/PFI手法導入可能性調査において、PFI手法の導入可能性が期待できるとの結果が得られましたことから、実施方針等の策定業務に着手しております。

その後、競技団体との意見交換、サウンディング型の市場調査等を行いまして、今月末に事業の実施方針等を公表したいと考えております。サウンディング型市場調査では、実施方針等の作成に当たりまして、本事業への関心や余剰地部分の事業条件等について、民間事業者と意見交換を実施しました。

この調査結果も踏まえて、(3)実施方針(案)のとおりプールと余剰地を一体的に整備することで、施設計画や施設機能の連携が可能となり、施設間で相乗効果が期待できますことから、プールと民間収益施設を一体的に整備することとします。

それでは、再び別にお配りしております資料6、実施方針(案)の概要版をごらんください。

1の事業概要の(2)施設の立地条件等についてであります。プールは全て屋内型で整備し、50メートルプール、25メートルプールのほ

かトレーニングルーム等を設けること、プールの事業期間は運営・維持管理期間を15年とすることとします。

また、民間収益施設については、事業者からの提案に当たり、プールとの相乗効果が期待できる施設を求めますが、住宅施設や宮崎市の中心市街地活性化計画との観点でふさわしくない施設等につきましては禁止することとしております。

次に、施設配置は、下の図のとおり、敷地の北側に当たる部分をプール敷地、南側を民間収益事業敷地としております。なお、北警察署北側の隣地につきましては、サウンディング調査で民間収益事業敷地が広いということなどの意見がありましたことに加えまして、事業敷地としても不整形になりますことから、本事業の敷地範囲からは除くこととしております。この部分の活用方法については、別途、今後検討を行うこととしております。

事業の仕組みは、プール整備のPFI事業と民間収益事業の提案を一体で募集し、事業者の選定を行いますが、PFI事業と民間収益事業の期間が異なることや、民間収益事業の収支が悪化した場合にPFI事業の運営に影響を及ぼさないようにすることが必要であること等から、会計処理等につきましては、別々に行うこととします。次のページに、仕組みについて図示しております。

次に、2の事業者の募集及び選定については、今回の実施方針においてここに記載のとおり、選定方式、入札参加資格等に関する事項等を公表することとしております。また、これからのスケジュールは、3月末に実施方針等の公表後、質疑回答や意見交換を行いまして、9月にPFI事業としての特定事業の選定を行い、11月に

入札公告、選定手続等を経まして、令和3年6月に落札者の決定、10月に事業契約の締結を行う予定としております。

最後に、常任委員会資料の23ページをお願いいたします。

3、施設の整備スケジュールでございます。いずれの施設も2024年、令和6年度中の完成を目指して、引き続き関係市や競技団体等と十分連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

国民スポーツ大会準備課は以上でございます。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑はありませんか。

○丸山委員 国民スポーツ大会準備課で、ある程度出していただいたんですが、まだ私が気になっているのが、維持管理費が全然出ていないと。木花の運動公園にある施設を含めて、多分1億円以上あそこで使われているものがどうなっていくのかがまだ明確ではないものですから。この維持管理費に関しては、恐らく都城市、延岡市との協定等がどうなっていくのかで、全然変わってくると思っているんですが、維持管理費はいつぐらいになったら明確に出ると理解すればよろしいでしょうか。

○岩切国民スポーツ大会準備課長 委員のおっしゃいました完成後の維持管理については、非常に大切な事項だと我々も認識しております。

陸上競技場、体育館等の維持管理の部分につきましては、今後、関係市である都城市や延岡市と十分に協議をしながらその役割分担、それから費用につきましても調整・協議をしていく必要があるかと思っております。可能な限り早めに取りまとめることができるように、今後、努力をしてまいりたいと思います。

御理解をいただきたいと思います。

○丸山委員 しっかり維持管理費も含めてやっていただきたいと思います。あと有効利用をしっかりとやっていく、ただつくっただけで終わりではなくて、そのあとしっかりと有効活用されていく——例えば山之口運動公園であれば、南九州の大会をどんどん持ってきて、鹿児島や熊本からでも来れますよねとか、それぐらいの形としてしっかりと有効利用して、大きな大会をどんどん持ってくる。今後、終わったあともしっかりとできますよというような、そういった具体的なことも県のほうで、こういうことができるのではないのでしょうか。各競技団体からそういう考え方はなかなか難しいという反発があるかもしれませんが、そういう方向で有効利用していかないと、つくったのに何が残るのかなと、非常に心配していますので、繰り返しになりますが維持管理費まで含めて、しっかり県民に対して説明ができるように早めにしていただきたいと思います。

○坂口委員 今の問題は、非常に難しい問題だと思うんです。本来なら県央の総合運動公園にしっかりした全県民を対象とする施設を、県費を使ってつくるという基本から踏み出せばいい。それで鹿児島だ、熊本だって、これは基本的に間違いだと思う。結果としてそうなるのならいいけれども、やっぱり県民のための施設で、余りそんなことをやっていくと、じゃあ、誰がその運営をやるのか。都城市に委託をしていったときには、市の施設と勘違いをするとか、市寄りの運営になっていく、あくまでもこれは県営施設だということ。これだけの投資を県がやるんだと、都城市の協力はありがたいけれども、手出しをしてでも欲しい施設ということで、そこで満足していただかなければいけ

ないものですね。

あくまでも、これは県が最大限、県民のために資する施設として運営するというので、それは、まだ今後の課題としてとっておいて、今そこまで狭めるとなると、これは危険だと思う。もし何か考え方があれば考え方を聞かせてほしいし、なければ今後、それに基づいてじっくり考えてほしいと思う。

○松浦総合政策部次長 国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会に活用していくのは当然の話でありますけれども、その後どういうふう活用ができるのかということで、まずは県のスポーツ団体なりがどういう形で関心を持ってもらえるのかというところが、一番重要だと思っております。そこについてはそれぞれの団体と、どういう使い方ができるのかとか、希望をするのかという話し合いを今やっているところでございます。

特に、陸上競技場につきましては、都城市も入ってもらって、いろんなサポートが要るものですから、そういったところも含めて、競技団体と今話をしているところでございまして、まずは県大会なり、そういったところにしっかり使ってもらえるような形をつくるべきだろうと思っております。

あわせて、丸山委員からありましたように、その延長上として競技団体が南九州大会を持てきたいというような形も考えていく必要があると思っておりますけれども、そういったところを考えていながら、どういう形でサポート体制をとったらいいかということも含めて、あわせて考えていきたいと思っております。

○坂口委員 もちろんスポーツ団体の考え方とかは、将来に向けて、スポーツランド構想を持つ宮崎県として、そういう団体をいかにその中

に位置づけてやっていくかというのは大切だけど、同様に延岡市の体育館があるんですね。体育館は、一般の県民を含めてスポーツ団体に加入していると、私たちが使いたいという希望が多いです。この運営方針と同じでないとなればやっぱりいけない。じゃあ、そのとき、延岡市に優先権を渡して延岡市民のための体育館とするのか。これはやっぱり納得できない。

そこら辺は総合的に考えて、県の財産は最大限より多くの県民のためというのが一番でない、これはスポーツ団体のための施設じゃなかったはずで、この投資というのは。やっぱり県民に元気を持たせるとか、何としてもここで宮崎県を浮上させていくと、もっと大きな目的と対象があったはずですから、そこを間違えたらだめだと思う。

○高橋委員 フードビジネス振興構想の改定の中身で、これで改定されるわけでしょうけど、経緯の中で令和2年1月に意見交換をやっていますよね。私が気になるのは、やっぱり水産業なんです。水産業も本県の基幹産業なんだけど、今ピンチなわけですよ。

ちょっと今の状況は把握していないんですけど、ことしも初出港当初から、もうカツオがだめで、2月にはもうみんな出るんだけど、とれないのがわかっているから出なかったんですね。2月の中旬あたりに、たしか全部出ていると思うんです。野菜とか農畜産物の加工は結構表に出るんだけど、水産物の加工についていろいろ意見が出たのかということをお聞かせいただいていいですか。

○米良産業政策課長 団体の入った意見交換の中で、水産の団体ともお話をさせていただいております。

今、委員のおっしゃったように、水産業その

ものが今、非常に厳しい状況にあることですか、あと加工の部分につきましても、水産は農業と比べて少し弱いところがございます。そういったところの今後の取り組みであったり、行政に対する支援であったり、いろいろな形で連携をさせていただきたいというようなお話もございましたし、私どもも農政水産部等を初め、関係課と連携して、そういったところにも今後また力を入れて取り組んでいければと思っているところでございます。

○高橋委員 具体的には所管課でいろいろと知恵を出されて、予算措置もしていくんですけど、例えばカツオでいうと、冷凍庫とか、とれたときにストックしておきたいという過去の経緯もあって、なかなかその予算化ができなかったりとかあったんです。そういったハード面もいろいろ配慮していきながら、今後、水産の加工にも力を入れていかないと、もう宮崎の水産業、とってくる人たちの意欲もかなり低下していると思うので、いろいろ工夫していただきたいと思います。

○日高委員長 他にありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時47分休憩

午後3時49分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、

部長の概要説明をお願いいたします。

○武田総務部長 総務部でございます。

説明に入ります前に、新型コロナウイルス対策についてであります。全体の状況については総合政策部から説明があったと思います。総務部の所掌事務として資料はございませんが、現時点の対応状況について御説明をしたいと思います。

庁舎関係につきましては、県の本庁舎域及び各総合庁舎等の入り口付近に消毒液を配置し、来庁者への消毒徹底のお願いを掲示するなど感染拡大を防ぐ取り組みを行っております。また、本庁舎で万が一、体調不良者が出た場合に備えて、隔離のための部屋を確保しているところであります。さらに、県民と接する機会が多い各県税・総務事務所の窓口に消毒液を配備し、窓口を担当する職員はマスクの着用を行うなど感染拡大の防止に努めております。

それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元の総務政策常任委員会の資料により御説明をいたします。

まず、1枚おめくりいただきまして、目次をごらんください。

1の予算議案についてであります。今議会に提出しております一般会計補正予算案の概要につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、2の特別議案につきましては、「宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例」など6件を提出しております。

次に、3のその他報告事項では、ここに記載の宮崎県地震・津波被害想定更新調査結果（速報値）について御報告をさせていただきます。

それでは、資料の1ページをごらんください。

令和元年度2月補正予算案の概要についてあります。今議会に提出しております一般会計

の補正予算案は、国の令和元年度補正予算に係るもの及びその他必要とする経費について措置するものであります。補正額は184億7,790万3,000円の減額であります。国の経済対策に係る経費としまして180億7,250万3,000円を計上しております。この結果、一般会計の予算規模は5,946億4,815万1,000円となります。また、補正による歳入財源はここに記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

一般会計歳出の款別の内訳であります。表の3列目の今回補正額の欄に補正額の全体を、その右にある列に、うち国の経済対策に係るものを内数として記載をしております。このうち上から2番目にあります総務費が県債管理基金への積立金の増等に伴う増額、その4つ下の農林水産業費と、さらに2つ下の土木費が国の経済対策等に伴い増額となっておりますが、それ以外につきましては、いずれも減額となっております。

次に、国の経済対策に係るものについて主なものを申し上げますと、上から6番目の農林水産業費は、国土強靱化対策としての公共事業費のほか、農林業の国際競争力を強化するために間伐材の生産や路網整備、高性能林業機械等の整備等を支援する事業や、農業者の生産体制の強化等に必要な農業用ハウスや集出荷貯蔵施設の整備を支援する事業等を行うものであります。

その2つ下の土木費は、国土強靱化対策としての公共事業費であります。

さらに2つ下の教育費は、全県立学校の52校に校内の情報通信ネットワーク等を整備する事業や、高鍋農業高等学校に肥育牛舎1棟を整備するための事業を行うものであります。

その下の災害復旧費は、災害復旧事業に係り

ます直轄事業負担金であります。

補正予算案については以上であります。

次に、7ページをお開きください。

総務部における2月補正予算の課別集計表でございます。今回お願いしております総務部の一般会計と特別会計を合わせました補正額は、表の補正額の欄の一番下にありますように13億9,522万8,000円の増額補正であります。この結果、補正後の予算額は、右隣の欄になりますけれども、2,714億7,568万3,000円となります。

予算議案の概要につきましては以上であります。

なお、議案等の詳細につきましては、危機管理局長及び担当課・室長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○吉村財政課長 資料を戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

議案第49号「令和元年度一般会計補正予算(第5号)」の歳入予算について御説明いたします。

太枠の中の今回補正額の欄をごらんください。

まず、自主財源が合計で208億円余の減額となっております。主なものといたしまして、県税が20億円余、地方消費税清算金が25億円余、中ほどの繰入金金が96億円余、1つ飛びまして諸収入が73億円余、それぞれ減額となっております。

一方、依存財源につきましては23億円余の増額で、内訳といたしまして、地方交付税、国庫支出金はそれぞれ減額となっておりますが、一番下の県債が82億円余の増額となっております。この結果、今回の補正による歳入合計は、一番下の欄にありますとおり184億7,790万3,000円の減額となり、補正後の歳入合計は、その右側でございますとおり5,946億4,815万1,000円となり

ます。

4ページをお願いいたします。

ただいま説明いたしました歳入の科目別の概要になります。上から2つ県税及び地方消費税清算金につきましては、後ほど税務課長が説明します。

まず、その下の分担金及び負担金が2月補正の欄にありますとおおり5億8,401万8,000円の増額となっております。主な項目の欄に農林水産業費負担金と記載しておりますが、国の補正による土地改良事業費の増に伴います市町村からの負担金の増等によるものであります。

次に、下から2つ目の繰入金に96億6,079万9,000円の減額となっておりますが、これは、基金繰入金が充当事業の執行残等によりまして減になるものであります。

一番下、諸収入が73億6,191万6,000円の減額となっております。主な内容を5ページにかけて記載をしておりますが、貸付金の元利収入等の減による減額となっております。

5ページの地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税につきましては、国の交付決定等に伴いそれぞれ減額または増額を行うものであります。

次に、国庫支出金が41億4,825万8,000円の減額となっておりますが、災害復旧費に係る国庫負担金及び補助金の減等に伴うものであります。一番下、県債が82億1,293万8,000円の増額となっておりますが、国の経済対策に係る公共事業の財源として増額を行うものであります。

歳入予算につきましては以上であります。

○永田税務課長 税務課から地方消費税清算金及び県税収入の補正予算につきまして御説明いたします。

委員会資料の3ページにお戻りください。

まず、地方消費税清算金についてであります。

表の上から3段目、地方消費税清算金の太枠で囲みました今回補正額の欄に記載しておりますとおおり25億4,887万5,000円の減額補正をお願いするものであります。これは、清算対象期間であります平成31年2月から令和2年1月までの1年間の本県を含めた全国の地方消費税総額が、当初見込みよりも少なかったことによるものでございます。

次に、県税収入についてであります。

委員会資料6ページをお開きください。

県税全体につきましては、表の一番上の段、県税計の予算額①の欄のとおり、当初1,001億5,000万円を計上しているところでありますが、今年度の収入見込額につきましては、法人事業税や譲渡割地方消費税などの税目で減収が見込まれますことから、表の中ほどの列、収入見込み額②の欄にありますとおおり、981億1,430万7,000円、現計比で98.0%と見込んだところでございます。その結果、その右の補正額の欄にありますように、20億3,569万3,000円の減額補正をお願いするものであります。

それでは、増減の大きかった税目について御説明いたします。補正額及び備考の欄をごらんください。

まず、上から4段目の利子割県民税ですが、これは、定額貯金の満期集中等が過ぎたことによりまして1億6,372万円余の減。次にその2つ下の法人事業税は、主に製造業や電気・ガス供給業の減によりまして3億6,286万円の減。その1つ下の譲渡割地方消費税は、還付額の増などによりまして19億2,082万円余の減。その2つ下の不動産取得税につきましては、新增築の家屋の課税がふえましたことから、こちらは1億4,023万円余の増と見込んでおります。次にそ

の3つ下の自動車税と一番下から4つ目の自動車取得税につきましては、税制改正によりまして令和元年度から新しい制度となっております。従来の自動車税と自動車取得税は、元年9月までで廃止されまして、令和元年10月からは自動車税が自動車税種別割に、自動車取得税が自動車税環境性能割になったところであります。

補正予算につきましては、令和元年9月までの旧自動車税が消費税率引き上げ前の駆け込み需要が見られたことなどから1億9,209万円余の増。その1つ下の自動車税環境性能割が消費税率引き上げ後の反動減によりまして1億1,768万円余の減。その3つ下の自動車取得税は、旧自動車税と同様、消費税率引き上げ前の駆け込み需要が見られたことから1億4,873万円余の増とそれぞれ見込んだところでございます。

最後に、その1つ下の軽油引取税につきましては、輸送量の減による軽油の消費量の減によりまして1億5,774万円余の減と見込んだところでございます。

説明は以上であります。

○棧総務課長 総務課の補正予算について御説明をさせていただきます。

資料変わりまして、歳出予算説明資料の71ページをお開きください。

総務課の2月補正予算は1,202万6,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は右から3列目2億7,735万9,000円でございます。

それでは、主な補正内容について御説明いたします。

ページをおめくりいただきまして、73ページをお開きください。

まず、上から2項目めの(事項)連絡調整費が303万6,000円の減額であります。これは、県

税事務嘱託職員の人件費などの事務費の執行残でございます。

続きまして、74ページをお開きください。

ページ中ほどより少し上、(事項)情報公開推進費137万7,000円の減額であります。これは、公文書開示審査会や個人情報保護審議会の開催、県民情報センターの運営に係る事務費の執行残でございます。

総務課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村人事課長 人事課の2月補正予算につきまして御説明いたします。

同じ資料の75ページをお願いします。

人事課の令和元年度2月補正予算は3億1,995万7,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目の補正後の額の欄にありますように50億6,086万8,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

77ページをお開きください。

上から4段目の(目)一般管理費で6,646万7,000円の減額補正であります。内訳としましては、まず、(事項)職員費で3,820万1,000円の減額であります。これは、人事課において知事部局の再任用職員に係る共済費等を計上しておりますが、これらの経費が当初見込みを下回ったこと等によるものであります。

次に、その下の欄(事項)人事調整費で2,811万6,000円の減額であります。これは、説明の欄にありますように、1の赴任旅費から4までの経費について、いずれも執行残に伴う減額補正を行うものであります。

次に、(目)人事管理費で3億8,642万4,000円の増額補正であります。内訳としましては、ま

ず、一番下の(事項)人事給与費で4億586万円の増額となっております。

1枚めくっていただきまして78ページをごらんください。

増額の主なものは、1、退職手当で4億3,600万円の増額となっております。これは、定年前の希望退職や自己都合による普通退職等の退職見込み者数が当初の見込みを上回ったこと等による増額であります。当初の退職見込み者数につきましては、退職理由ごとに過去3カ年の平均等により算出しておりましたが、今年度は結果的にそれを上回る退職見込み者数となったものであります。

続きまして、(事項)県職員研修費から最後の(事項)熊本地震被災地職員派遣事業費までの4事項でございますが、いずれも執行残に伴う減額補正を行うものであります。

人事課からは以上であります。

○平山行政改革推進室長 人事課行政改革推進室から条例改正議案につきまして、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の9ページをお開きください。

議案第69号「公の施設に関する条例等の一部を改正する条例」であります。

まず、1の改正理由であります。民間の資金やノウハウを公共施設の建設・運営等に活用する手法でありますPFI事業により公の施設を整備する場合に、当該PFI事業を行う者を当該公の施設の指定管理候補者として選定できることについて、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の内容ですが、本県では、公の施設の指定管理候補者の選定は公募を原則としておりますが、公募の手法をとらない指定管理者の指定の手続の特例の一つとしまして、下

段に記しておりますようにPFI事業者を指定管理候補者とするときを追加いたしまして、議会の議決を経てPFI事業者を指定管理者として指定することができることとするものであります。

次に、3の改正を要する条例ですが、本県の公の施設について規定しております(1)から(5)までに記載しております5つの条例を一括して改正することとしております。

最後に、4の施行期日につきましては、公布の日からとしております。

人事課行政改革推進室からは以上でございます。

○吉村財政課長 歳出予算説明資料の79ページをお願いいたします。

財政課の補正予算を説明いたします。

財政課の補正予算は、補正額の欄の一番上になります。57億4,364万6,000円の増額をお願いしております。この結果、右から3列目の欄にありますとおり、補正後の予算額は2,095億338万円となります。また、補正額の内訳は、一般会計が68億2,987万8,000円の増額、公債管理特別会計が10億8,623万2,000円の減額となっております。

81ページをお願いいたします。

一般会計補正予算の主なものを御説明いたします。まず、中ほどの(目)財産管理費が83億1,414万6,000円の増額となっておりますが、その内容は、82ページにかけて計上しております。財政課で所管しております基金への積み立てに要する経費であり、このうち81ページの一番下の(事項)県債管理基金積立金が83億1,660万円の増額となっております。これは、2月補正における全庁的な執行残等により生じます。一般財源を、今後の県債償還の財源として積み立て

を行うものであります。

次に、82ページをお願いいたします。

下の(款)公債費の欄をごらんください。公債費は総額で14億7,617万1,000円の減額となります。年度前半の新規借入額の減や借入利率の低下によりまして、(事項)元金償還金が5,496万4,000円、83ページの(事項)利子償還金が13億8,839万3,000円、それぞれ公債管理特別会計への繰出金等が減額となります。

続きまして、84ページをお願いいたします。

公債管理特別会計について御説明いたします。公債管理特別会計は、一般会計からの繰入金を財源といたしまして、県債の元利償還金の管理を行う特別会計であり、今回10億8,623万2,000円の減額をお願いしております。その主な内訳は、中ほどの(事項)元金償還金が2億8,826万4,000円の減額、その下の(事項)利子償還金が10億2,157万8,000円の減額となっており、補正理由につきましては、先ほど一般会計の公債費で御説明した内容と同じ内容となっております。

財政課は以上であります。

○横山財産総合管理課長 財産総合管理課でございます。

同じく、歳出予算説明資料の87ページをお開きください。

当課の補正額は2億7,134万4,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目、99億1,098万1,000円となります。主な補正内容について御説明いたします。

89ページをお開きください。

まず、ページ中ほどの(事項)庁舎公舎等管理費3,641万7,000円の減額であります。

これは、本庁舎や総合庁舎等で使用する光熱

水費や清掃警備の委託料等の執行残によるものであります。

次に、一番下の(事項)防災拠点庁舎整備事業費1億5,532万円の減額であります。説明は次の90ページになりますけれども、これは、防災拠点庁舎整備に伴う5号館改修工事、外構・植栽工事の執行残等であります。

次に、1つ下の(事項)電気機械管理費2,687万7,000円の減額であります。

これは、庁舎等の機械・電気設備の維持管理工事等の執行残であります。

次に、一番下の(事項)公有財産管理費2,071万円の減額であります。

これは、県有資産所在市町村交付金の確定に伴うものや、未利用財産の運用・処分に要する経費の執行残であります。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○楠田防災拠点庁舎整備室長 防災拠点庁舎整備室でございます。

資料変わりました。常任委員会資料の11ページをごらんください。

議案第75号から議案第77号までの工事請負契約の変更について御説明いたします。

昨年11月の定例県議会において、御承認いただきました補正予算に基づき、防災拠点庁舎建設工事の請負契約の変更を行うものであります。

1、議案の概要であります。 (1)の議案第75号「宮崎県防災拠点庁舎建設主体工事」につきましては、契約金額を77億2,820万1,520円から81億8,288万6,161円へと4億5,468万4,641円増額するとともに、工期の終期を「平成32年3月31日まで」から「令和2年7月9日まで」に変更するものであります。

次に、(2)の議案第76号「宮崎県防災拠点庁

舎建設電気工事」につきましては、契約金額を19億5,555万5,571円から19億9,588万603円へと4,032万5,032円増額するとともに、工期の終期を議案第75号と同様に変更するものであります。

次に、(3)の議案第77号「宮崎県防災拠点庁舎建設空調工事」につきましては、契約金額を9億4,478万4,599円から9億2,080万6,291円へと2,397万8,308円減額するとともに、工期の終期を議案第75号と同様に変更するものであります。

次に、2、契約の変更理由であります。まず、(1)の契約金額につきましては、インフレスライド対応及び設計内容の変更等によるものであります。なお、各工事のインフレスライド対応につきましては、受注者に対し、下請業者・再下請業者等にも十分配慮されるよう文書等で要請を行ったところであります。

次に、(2)の工期につきましては、掘削工事における地中障害の除去による遅れ及び関連工事の作業工程の調整を行ったことにより、100日の工期延長が必要となったものであります。

説明は以上であります。

○永田税務課長 税務課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の93ページをお願いいたします。

税務課の2月補正予算は36億9,240万9,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目、420億3,319万7,000円となります。

このうち主なものについて御説明をいたします。

ページをおめくりいただきまして、95ページをお願いいたします。

中ほどの(事項)諸費ですが、これは、税の過年度収入分に係る還付等に要する経費でございます。その所要額が当初見込みを下回るため4億4,995万円の減額となるものであります。

次に、その下の(事項)賦課徴収費ですが、4,455万1,000円の減額をお願いしております。

主なものですが、下の説明欄をごらんください。まず、1の(1)徴税活動経費は、県税の徴税活動に必要な納税通知書等の印刷費あるいは郵送料等の経費ですが、執行残に伴いまして2,954万2,000円の減額です。

ページをおめくりいただきまして、96ページをお願いいたします。

(2)各種団体との協力体制推進費でございますが、973万2,000円の減額となっております。これは、主にイの軽油引取税徴収取扱費報償金につきましては、交付対象となる納期内納入額が当初見込みを下回ったことにより953万4,000円の減額となるものであります。

次に、3の管理機能の充実費ですが、これは主に(3)地方税共同機構に係る経費につきまして、地方税電子申告システムいわゆるeLTA Xの利用に伴う経費が当初見込みを下回ったことにより、228万2,000円の減額となるものであります。

次に、(款)諸支出金につきましては、全体で31億6,696万円の減額をお願いしております。まずは、(事項)地方消費税清算金です。

これは、各都道府県に納付されました地方消費税について、都道府県間で清算を行うために支出をするものであります。その対象期間の実績等に基づきまして18億7,198万8,000円の減額としております。

次の(事項)利子割交付金から98ページの最

後の環境性能割交付金までの各税目に係る交付金でございますが、いずれもその税目の税収の一定割合を市町村に交付する法定の交付金であります。それぞれの交付金算定対象期間の税収の増減に伴いまして補正をお願いするものであります。

まず、96ページの中ほどの利子割交付金ですが9,725万3,000円の減額。次の配当割交付金が1億4,188万7,000円の増額。次の97ページ、株式等譲渡所得割交付金が4,678万円の減額。次の地方消費税交付金が13億3,273万5,000円の減額。次のゴルフ場利用税交付金が158万円の減額。次の自動車取得税交付金が9,415万9,000円の増額となっております。

ページめくっていただきまして、98ページの下段、環境性能割交付金につきましては5,257万円の減額でございます。その1つ上の(事項)利子割精算金でございますが、これは、関係する都道府県間で精算するために要するものでございまして、本年度は精算金が発生しなかったことから10万円全額を減額することとしております。

補正予算については、以上であります。

続きまして、議案第68号につきまして御説明いたします。

総務政策常任委員会資料の8ページをお願いいたします。

議案第68号「宮崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正理由ですが、宮崎県産業廃棄物税条例につきましては、条例施行後5年を目途に、社会経済情勢の推移等を勘案し、検討の上、必要な措置を講じることにしております。前回、改正がありました平成26年度から5年目に当たります今年度、産業廃棄物の排出抑制あるいは

再生利用の促進、その他適正な処理の推進における効果を検証しましたところ、一定の効果が認められます。引き続き、課税を継続して循環型社会の形成をさらに推進する必要があるとの結論を得ましたことから、所要の改正を行うものであります。なお、昨年11月議会の環境農林水産常任委員会におきまして、本制度の導入効果の検証結果及び税制継続の方向性について環境森林部が報告を行いました。また、当委員会におきましても同様に報告をさせていただいたところでございます。

次に、2の改正の内容ですが、まず(1)施行後の検討につきましては、今後とも排出抑制等の効果を検証し、社会経済情勢の推移等を勘案していく必要があると考えられることから、さらに5年後の令和6年度を目途に検討を行う規定を設けるものでございます。なお、検討を行うこと及びその時期を明確にするということで、制定附則に第7項として追加するところでございます。(2)所要の改正につきましては、引用しております地方税法の章ずれに伴います改正でございます。

最後に、3の施行期日については、公布の日から施行することとしております。

税務課の説明は以上であります。

○石田市町村課長 市町村課でございます。

歳出予算説明資料の99ページをお願いいたします。

市町村課の補正予算は4億7,978万4,000円の減額をお願いをしております。その結果、補正後の予算額は、右から3列目でございますが、20億2,478万円となります。

主なものについて御説明を申し上げます。

101ページをお開きください。

まず、上から5段目でございますが(事項)

*地方分権推進費404万3,000円の減額でございます。

これは、県から市町村へ権限移譲した事務の執行に要する経費といたしまして、市町村に交付する権限移譲交付金の額が確定したこと等に伴い、執行残が生じたものでございます。

次に、下から2段目の(事項)自治調整費でございますが、1,631万9,000円の減額でございます。説明欄の5、住民基本台帳ネットワークシステム事業費が1,307万4,000円の減額となっております。

これは、システムを運用するため、全都道府県共同で負担しております経費につきまして、各県の負担金の額が確定したこと等に伴い執行残が生じたものとなっております。

102ページをお願いいたします。

上から4段目の(事項)市町村振興宝くじ事業費3,982万8,000円の減額でございます。

これは、市町村振興宝くじとして発売されましたサマージャンポ宝くじ及びハロウィンジャンポ宝くじの収益金等の配分額が確定したことに伴いまして、県を通して公益財団法人宮崎県市町村振興協会に交付する交付金が減額となったものでございます。

下のページ、103ページをお願いいたします。

下から5段目の(事項)県議会議員選挙執行費2億8,841万4,000円の減額及び下から2段目の(事項)参議院議員選挙執行費1億2,333万2,000円の減額でございます。

これは、昨年4月に執行いたしました県議会議員選挙と7月に執行いたしました参議院議員選挙に係る経費の執行残でございます。主なものといたしましては、市町村が行う投開票事務などに対する市町村交付金や立候補者の選挙運動費用に係る公費負担部分が減となっております。

でございます。

市町村課からは以上でございます。

○満行総務事務センター課長 総務事務センターでございます。

歳出予算説明資料の105ページをお開きください。

2月補正予算は4,233万7,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、右から3列目6億9,551万円となります。

主なものについて御説明いたします。

107ページをお開きください。

ページ中ほどの(事項)総務事務センター運営費であります。206万5,000円の減額であります。

これは、総務事務センターの運営に要する事務費等の執行残であります。

次に、一番下の(事項)健康管理費であります。726万8,000円の減額であります。下の説明欄2につきましては、職員の定期健康診断等の執行残であります。また、同じく3につきましては、病休・休職をしております職員の復職支援経費等の執行残であります。

次に、108ページをお開きください。

このページの中段でございます(事項)恩給及び退職年金費について55万円の減額、その下にあります警察費の(事項)恩給及び退職年金費について414万2,000円の減額をお願いしております。

これは、当課で支給いたします恩給等の対象者の減によるものでございます。

総務事務センターは以上でございます。

○温水危機管理局長 危機管理課の補正予算について御説明をさせていただきます。

歳出予算説明資料の109ページをごらんください。

※42ページに訂正発言あり

い。

危機管理課の補正額は4,346万4,000円の減額でありまして、補正後の額は、右から3列目の11億8,742万9,000円となります。

主な補正の内容について御説明いたします。

111ページをごらんください。

まず、中ほどの(事項)防災対策費4,426万3,000円の減額であります。

主なものであります。説明欄5の南海トラフ地震応急対策体制構築支援事業の1,296万1,000円の減額は、県が指定します広域物資輸送拠点や中核給油所等の機能強化を行うための資機材購入や、市町村が行います防災機能強化に必要な資機材購入に対する補助金等の執行残に伴う補正であります。また、その下の6、減災力強化推進事業の1,530万円の減額は、主に延岡市が計画しておりました津波避難施設の設計の見直し等に時間を要したことから、本年度の本事業の交付金申請を見送ったことに伴う補正であります。また、その下の7、防災情報共有システム整備事業の1,277万4,000円の減額は、防災庁舎の整備に合わせて災害時における災害対策本部機能の高度化を図るために進めております防災情報共有システムの整備に係る委託料の入札残等に伴う補正であります。

112ページをお開きください。

一番下の(事項)災害救助事業費の627万6,000円の増額であります。

これは、令和元年10月の台風19号の被災県に対し、災害救助法に基づいて、宮崎市が避難所運営支援のために、また、延岡市が住宅の応急修理支援のために職員派遣の支援を行いました。この支援に要した経費について、被災県からの負担金いわゆる求償金を一括して県で受け入れまして、それぞれの市に支出するための補

正であります。

続いて、常任委員会資料の10ページをごらんください。

議案第70号「宮崎県防災対策推進条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

この宮崎県防災対策推進条例は、平成17年の台風14号による甚大な被害を踏まえ、本県初の議員発議条例として制定されたものであります。

まず、1、改正の理由であります。「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の改正等に伴いまして、防災教育の実施に努める者に幼保連携型認定こども園の設置者を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、2、改正の内容であります。まず、(1)につきましては、条例第10条において、学校や保育所等の設置者は、防災教育の実施に努めることとされておりますが、学校と児童福祉施設の性格をあわせ持つ施設であります幼保連携型認定こども園の設置者につきましても、防災教育の実施に努める者に加えることとしたものであります。

次に、(2)その他の改正として、所要の文言の整理を行うものであります。

最後に、3、施行期日は、公布の日を予定しております。

説明は以上であります。

○室屋消防保安課長 消防保安課の補正予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料の113ページをお開きください。

消防保安課の補正額は1億2,701万1,000円の減額でありまして、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように7億8,217万9,000円となります。

主な補正の内容について御説明いたします。

115ページをお開きください。

まず、上から5行目の(事項)防災行政無線管理費の8,523万6,000円の減額であります。

その主なものとしましては、まず、1の無線設備の維持管理の6,170万4,000円の減額であります。これは、防災庁舎へ防災行政無線設備や災害対策関係システムの整備を行う工事等の入札残に伴う補正であります。

次に、2の無線設備の保守委託の2,002万2,000円の減額であります。これは、防災行政無線関係設備の保守委託に係る経費の入札残に伴う補正であります。

また、3の総合情報ネットワーク設備更新事業の351万円の減額であります。これは、無線中継局旧局舎の撤去工事などの入札残に伴う補正であります。

次に、(事項)消防防災施設設備整備促進事業費の4,000万円の減額であります。

これは、日向市と美郷町、諸塚村及び椎葉村が消防常備化に向けて、施設、設備、資機材等の整備を行う場合に、これを支援する消防広域化・常備化支援事業補助金につきまして、これらの4市町村からの補助金交付申請がなかったことによる補助金の執行残に伴う補正であります。

なお、これら4市町村につきましては、既に報道等で御存じかもしれませんが、先月26日に、119番通報を日向市消防指令センターに集約することを目的として覚書の締結を行ったところであり、常備化に向けて一歩前進したものと考えております。

一つ飛びまして、(事項)消防学校費の117万5,000円の減額であります。これは、消防学校の非常勤職員が年度途中で退職したことによ

る報酬等の執行残に伴う補正であります。

説明は以上であります。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時47分休憩

午後3時49分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

委員の皆様にお諮りいたします。日程は午後4時までとなっておりますが、延長することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、議案について質疑はございませんでしょうか。

○高橋委員 委員会資料で県税収入の予算の説明がありましたが、不動産取得税について、一般住宅は、今はもうかかる人はほとんどいないと思っているんですけど、これはマンションとか賃貸住宅にかかっていると理解していいですか。

○永田税務課長 新築家屋ということで、大規模な建築物も結構多く建っているようでございまして、その分の課税が当初の見込みよりも3割ほどふえている状況でございまして。大規模建築以外の部分については、13%程度の伸びということで、こちら伸びているところでございまして、委員がおっしゃった集合住宅は、この大規模建築以外の部分に入りますので、やはりそこは伸びているのかなとは思っております。

○高橋委員 ちなみに、不動産取得税がかかる面積とかありましたかね。

○永田税務課長 委員のおっしゃった、一般の

住宅につきましては、土地と一緒に購入した場合とか、1年以内に新築の住宅を建てた場合には、減額措置がございますので、そういった意味で税収としては上がってこない部分があるかと思えます。

新築の場合の軽減措置ですけれども、一定の面積以内のものでしたら、1戸につき1,200万円ほどの控除がございます。また、新築住宅用の土地も合わせて4万5,000円ほどの税額の減額といった措置がございますので、いわゆる専用住宅については、その減額措置を受けられるところが多くあるかと思えます。そのため、税額としては、そこでは出てこないことになろうかと思えます。

○高橋委員 わかりました。

○坂口委員 まず、人事課の被災地への職員派遣事業です。それぞれ500万円、600万円余りの執行残なんですけど、これは具体的にはどういう経費になるんですか。人件費とかそういった仕分けで。

○田村人事課長 78ページの東日本大震災と熊本地震の被災地職員派遣事業の関係でございますが、この中身につきましては、まず、東日本大震災の関係が代替職員の雇用経費ですとか、職員派遣経費でございます、こちらのほうが当初予定していた分の実績がなかったための減額になっております。

あと熊本地震のほうが、派遣職員の時間外勤務手当と旅費の分でございます、そちらに執行残が出たということで減額になっております。

○坂口委員 時間外とかだったらしようがないけど、代替職員となると、その人を雇用しないで済んだというか、雇用せずに済ませて、その分のしわ寄せが周りにいっているとなると、ちょっと心配しないといけないのかなと思うの

と、この予算を組む時点で、そこら辺は出口まで見えているんじゃないかと思うんです。だからちょっとそこが気になったものですから。まあ、余り大きいことじゃないですから、いいです。

次に、委員会資料8ページの宮崎県産業廃棄物税条例の一部改正ですけど、参考までに、入り口ベースと出口ベースといいたししょうか、その対象になる廃棄物の状況というのはどんなぐあいなんですか。課税対象の産廃がどれだけ集められて、適正に処理された量がどれぐらいになるのか。入ってきたものが順調に処分されているかどうかを見るのに、どういう表現があるかな、ニュアンス的に入り口ベース、出口ベースというようなものは。

○永田税務課長 この産廃税につきましては、焼却を行った場合と最終処分場に持ち込まれた場合に課税を行います。焼却の場合はトン当たり800円、最終処分場はトン当たり1,000円となっております。ただし、最終的に税のかかる状態でのトン数になりますので、大変申しわけございませんが、入り口でどれぐらいの廃棄物が出て、最終的にこの処分場に持ち込まれるのがどれぐらいかということになりますと、*私どもとしましては、最終的に持ち込まれたトン数を把握しているところでございます。

搬入量につきましては、今年度の申告実績で、1月までの状況になろうかと思えますが、最終処分場には24万9,000トンほど持ち込まれています。焼却施設には6万3,000トンほどが持ち込まれている状況で、合わせますと31万2,000トンほどになってございます。

○坂口委員 排出量のうちどれぐらいが適正に処理されているかというのは、これからちょっ

※40ページに訂正発言あり

とわかりづらいですね。やっぱり税務だと分野が違いますものね。わかりました。

もう1点、議案第69号の公の施設に関する条例の一部改正ですけど、これの解釈の仕方なんですけど、その前に、このPFIの構造物の性格上、それを運営するPFIの事業者は、投資の回収とかを考えると、今度は何十年スパンという運営になるのかなと思うんですよ。その期間と指定管理者はセットになるわけですか。

○平山行政改革推進室長 通常ですと、現在、指定管理者の指定期間は3年から5年で設定しておりますけれども、PFI事業者を指定管理者として設定する場合は、PFI事業に合わせまして10年以上になるものと考えております。

○坂口委員 そうしたら、その時のもろもろの契約内容によって、その都度指定管理者の管理期間というのは決まるわけですね。じゃないと、差が出るとなると、なかなか難しい問題が出てきますね、そういう解釈でいいんですか。期間については当初からうたうのか、それともうたわずにPFI業者自体が指定管理者となりますよということになっていて、その契約が解けるまでとなるのか、契約時点ではどうなっていますか。

○平山行政改革推進室長 PFI事業者を選定しまして、PFI事業の事業契約を結ぶ際に、PFI事業の期間ということで、例えば15年とか設定した場合に、その債務負担行為を行う必要があるんですけども、他県等の例ですと、その同じ議会に、この指定管理の指定の議案も出しまして、同じ議会で整合を図った上で審議していただいて決定するという形で、事業期間と指定管理期間を合わせるというような取り組みがなされています。

○坂口委員 2つの別個の議案として、整合性

を持たせて上がってきて、それが議会に諮られるということですか。

○平山行政改革推進室長 はい、そのとおりでございます。

○坂口委員 あと、常識では余り考えられないけど、仮に10年なり20年で契約をされていて、その期間が満了しないうちに、指定管理者を何らかの事情で変えざるを得ないとか、変わらざるを得ない時に、この改正の理由で、公の施設を整備する場合にとなっているから、「この手法によって整備された施設については」としておいたほうが、万が一の時の対応が可能になるのかな。

PFI手法によって施設を整備する場合はとなると、その施設をつくる時にしか、その条例は対応できないというか、効力を発しないという解釈になりそうな気もしているんです。

だから、途中でいろんなことがあるもので、企業もすごく健全な経営でも途中で合併があったり、いろんなことがあったりするから、PFIによって整備した施設についてはということと、ただPFI事業を行う者ということで、途中で事情があつて変わったら、やっぱり違う管理者を入れられるということにしておいたほうが、万が一の時の対応ができると思うんですけども、そこはどうですか。

○平山行政改革推進室長 今回の条例改正では、PFI事業を実施するPFI事業者を指定管理候補者として選定するときに、公募にかけなくていいという改正なんですけれども、今おっしゃったように長期間ですので、例えばPFI事業者が途中で倒産とか、そういったことに陥った場合には、当然、指定管理の業務ができませんので、この特例の一つとしまして、指定管理者がその指定管理業務をできなくなったときと

いうのが入っております、その場合には別途、指定管理者候補者を選定することになります。

○坂口委員 了解です。

○丸山委員 議案第69号は、簡単に言うと、今度、県営プールをPFIでやりますので、そのために条例を改正すると理解してよろしいでしょうか。

○平山行政改革推進室長 今回、県営プールの整備に当たりましてPFI事業が検討されておりますので、それに合わせましてこの条例を改正し、PFI事業者が指定管理者になるための条件整備を図るものでございます。

ただ、今後、PFI事業がどんどん出てくる場合には、この条例が適用されますので、今後のことも見据えた対応ということで考えております。

○永田税務課長 済みません、先ほど坂口委員から産業廃棄物のところで御質問があった、入り口、出口というところでございますが、数字として、税の統計と若干取り方が違うので、数字が違うかもしれませんが、産業廃棄物の排出状況というところで、平成29年度の数字でございますが、トータルとして224万4,000トン、そのうち減量化量ということで減量化できたものが121万6,000トン、再生利用できたものが84万4,000トン、最終的に処分をされる最終処分量が18万4,000トンで、最終処分率8.2%という数字が出ていますのでございます。

申しわけございません。

○高橋委員 議案第69号の関連で、ちょっと細かいことを聞くけど、指定管理候補者となっているじゃないですか。これは公募の手法をとらないわけだから候補者じゃないと理解したいわけですよ。ということは、逆にPFI事業で行った者が、いや、うちはしませんということも想

定しているということですか。

○平山行政改革推進室長 この改正の内容としましては、2のところに書いてございますけれども、PFI事業者を指定管理候補者として知事が選定した場合を追加ということで、その後に議会の議決を経まして指定管理者となりますので、議会に出す前まではあくまでも候補者ということになります。

○高橋委員 消防保安課に確認します。消防の広域化・常備化の支援事業で4,000万円の執行残が出たわけですが、119番の集約で、常備化に一步前進したとおっしゃったんだけど、肝心なハード面で、さっき説明もあったけど、市町村がちょっとまだ前に進んできてくれないのかなという感想を持ったんです。その辺をもうちょっと説明してください。

○室屋消防保安課長 この入郷地区の常備化につきましては、入郷3町村消防常備化検討協議会で平成28年から協議を続けていただいております。その結果、今年度に先ほど御説明いたしました消防指令の日向市への委託が実現しております。

今後、この常備化につきまして、この協議会でさらに協議が続けられることになっておりますので、その協議を続ける中で、県もこの協議会に積極的に参加しまして、常備化に向けて助言をしていきたいと考えております。

○高橋委員 4,000万円が未執行になった具体的な理由として、市町村から申請がなかったという説明があったわけだけど、常備化するとなればいろいろと市町村の負担は出てくるわけで、そういったところで躊躇されている、ちょっとまだ慎重になっているところがあるのかなという感想を受けたのでちょっと聞いてみたんですよ。

○室屋消防保安課長 この常備化につきまして、今回の消防指令の委託については、それほど費用がかからないということで、今回、県の補助については申請しないということでございました。

今後、先ほど来御説明しております協議会で新たな動きがありまして、県の補助について申請をしたいという申し出等がございました時には、県としましても関係課と協議しまして、何らかの支援をしていくことになろうかと思っております。

○高橋委員 わかりました。

○丸山委員 令和元年度の6月補正で、知事改選後の予算の肉づけがあつて、6,000億円を超えたのが多分、平成17年度以来という、非常に前向きな予算ということでスタートしたと思うんです。

今回の2月の補正予算を見たときに、もし国の経済対策の180億円がなければ、360億円ぐらいのマイナスになってしまつて、当初予算からするともものすごく差が出てくるような予算だったのかなと思つてしまうのですが、その辺の考え方というのは、これぐらいぶれてもいいという感覚でよろしいんですかね。

○吉村財政課長 今回、令和元年度2月補正額が約185億円の減額となっております。そのうち、国の補正に係るものが約181億円の増額で入っておりますので、それを除きますと通常の補正の額は約366億円のマイナスになります。

ちなみに平成30年度の数字を申し上げますと、2月補正額は87億円余の減額となっております。この中には194億円の国の補正が含まれております。それを差し引きますと、通常補正はマイナス280億円程度となります。昨年度と比べまして85億円ほど今年度の減額が大きくなってお

ります。

その一つの要因といたしましては、先ほど税務課長が御説明いたしましたが、地方消費税の全国の額が思ったほど上がっていないということで、結果的に支出金として支出いたします地方消費税交付金等が約30億円減額になっているということがございます。また、平成30年度と比べまして、災害が少なかったということで、それが約30億円ほど減額になっております。

それと、見込みが甘かつたと言われればそうなのかもしれませんが、商工観光労働部のほうで20億円のファンドをつくつて、その運用益で事業を行おうとしておりましたが、昨今の低金利によりまして、そのファンド創設を見送つたという経緯もございます。それらをもろもろ合わせまして、昨年度に比べ80億円ほど減額幅が大きくなっております。通常であれば200億円ぐらいで推移をしているんですが、そういう特殊要因もございまして結果的に減額幅が大きくなったところがございます。

一方、6月補正の肉づけで、合わせて6,000億円を越す予算をつけていただきました。人口減少対策等に積極的に取り組むということで、基金を使って事業を行うこととしておりましたが、その基金事業につきまして一部、十分な執行が行われていないというか、成果が上がっていない事業があるのも事実でございます。

そういう点も踏まえまして、当初予算の編成の際は、実効性の高い事業になるべく予算をつけられるように、今後とも気をつけてまいりたいと考えております。

○丸山委員 今の説明で、国の消費税の関係とか非常に大きな要因があつたということは大体わかりました。あす以降、当初予算の審査に入ってくるものですから、当初予算がまだ前向きな

予算という話はあるんですが、今後は決算ベースでもしっかりと見ていかないといけないんだろうなと思っています。6,000億円ぐらいだった平成17年の予算が、どれぐらいの決算だったのかとか、今回の令和元年度の決算はこれで行くと5,900億円ぐらいになってしまうと思いますので、また決算ベースでもしっかりと我々も見たい、今後の勉強として、またいろいろと教えていただきたいと思っています。

○吉村財政課長 今の委員の御指摘にもう一つ補足させていただきますと、御承知のとおり、今、国土強靱化3か年緊急対策ということで、公共事業費を通常枠に上乗せしてつけております。その関係で、繰越事業も非常にふえている状況でございます。それらの消化とあわせて、決算の分析の際は、十分な御説明をさせていただきたいと考えております。

○石田市町村課長 1点訂正をお願いいたします。

歳出予算説明資料の101ページでございます。

市町村課の先ほどの私の説明の中で、101ページの上から5段目の(事項)地方分権促進費を地方分権推進費と申し上げました。訂正をいたします。失礼しました。

○日高委員長 よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○温水危機管理局長 常任委員会資料の12ページをお開きいただきたいと思います。

宮崎県地震・津波被害想定更新調査結果(速報値)について御説明させていただきます。

今回の速報値は、2月6日に開催しました宮崎県防災会議第3回地震専門部会で公表したものであります。

まず1の調査の目的であります、平成25年10月に公表しております南海トラフ巨大地震による本県の被害想定について、最新のデータを用いて再計算を行いますとともに、これまで講じてきました施策の減災効果の把握や課題の抽出を行いまして、今後の防災・減災対策に資するものであります。

次に、2の調査結果の概要につきましては、調査の前提となります地震動と津波の想定については、前回の想定時と同一のデータを使用しております。主な被害想定としましては、建物被害が前回の約8万9,000棟から約9,000棟を減少しまして、約8万棟となっております。

また、人的被害が前回の約3万5,000人から約2万人減少しまして、約1万5,000人となっております。このうち津波による人的被害は、前回の約3万1,000人から約1万9,000人減少しまして、約1万2,000人となっております。

主な施策効果としましては、耐震化を促進する啓発活動や支援事業等によりまして、住宅の耐震化率が約4%向上したことが、建物被害棟数や建物倒壊によります人的被害の減少に寄与したものと考えております。

また、津波避難タワーの整備や津波避難ビルの指定によりまして、避難場所数が約550カ所ふえたことにより、津波による人的被害を約1万1,000人減少させる減災効果があったものと考えております。

さらに、避難訓練や防災出前講座等を通じた啓発活動によりまして、前回、国の調査に準じて20%と設定しておりました早期避難率について、今回は県民意識調査の結果に基づきまして55.5%を適用したことにより、津波による人的被害を約8,000人減少させる減災効果があったものと考えております。

3の主な課題につきましては、1つ目が平成25年度の新宮崎県地震減災計画で設定しました目標値であります建物の耐震化率90%及び早期避難率70%については、いずれも未達成でありました。継続した取り組みが必要であります。

2つ目は、地震専門部会からの意見であります。被災地においても時間の経過とともに避難意識の低下が課題となっていること、また、高齢化の進行や地域のつながりの希薄化、外国人の増加などに対応した防災対策が必要であることなどが課題として上げられたところであります。

4の今後の取組としましては、3月23日に開催します宮崎県防災会議で更新調査結果を確定させたのち、来年度行います新宮崎県地震減災計画や宮崎県地域防災計画の改定に反映させていくこととしております。

説明は、以上でございます。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑はございませんか。

○坂口委員 随分前でしっかりは記憶していないんですけど、対応のしようがない場所というのがあったですね。津波対策の対応のしようがない場所、対策が講じられない場所、言いかえると危険区域ですね。ここは津波が来たら危ないですよという区域を県か市町村が指定というか明示することになっていましたよね。

南海トラフの場合にはここは対応できないと、危険な区域なんですよというのを指定するものがありましたよね。あれは今、どうなっているんですか。多分市町村か県がやる、国じゃなかったですね。

○温水危機管理局長 恐らく津波防災地域づく

り法に関するイエローゾーンとかオレンジゾーンとかレッドゾーンといった危険区域の指定の話かと思います。

○坂口委員 ゾーンで言えばレッドゾーンかな。

○温水危機管理局長 レッドゾーンになりますと、やはりいろんな制約がありまして、例えば建物は建てられないとか、そういったことが出てきます。イエローゾーンが、まず、一番最初のハードルといいたいまいしょうか、そういったエリアになります。実情については、本県においてはイエローゾーンの設定は現在のところ、まだ行っておりません。

ただし、いろんな議論がありまして、例えば国においても国交省が所管している法律なものですから、やはり積極的にイエローゾーン等の指定について取り組むようにといったようなお話も出てきております。

ただ、そのことに関して、現在、市町村とも協議しながら、先進県の視察に行ったりとかという取り組みをしておりますが、まだ具体的な方向性までは固まっていない状況であります。

○坂口委員 これで一番効果が出ているのが津波による人的被害の1万1,000人の減という、避難場所のタワーなんかを整備したということでしょうけど、危険区域というのはそういったものがもう期待できないところになりますよね。そうなると思うんです、あの時はそういう説明だったんです。

それを市町村だったような気がするけど、これはむごいことを市町村にやらせるなど、国じゃないと決めきれないぞと。そこに土地とかを持っている人たちがいるわけですが、そこは二束三文になってしまうわけです。人が住めない場所ということを指定するわけでしょう。だから、それを怖いけど早くやらないと、最終的にはや

れない場所が出てくると思うんです。やれない場所というか、やっても効果が期待できないとか、そのことを言っていたと思うんですよ、それを指定しなさいということ。

そうすると、微妙な問題だから、どの地域がどうだということは言わないけど、みんな警戒していた場所に今、家がどんどん建ちだしたんですよ。みんなで渡れば怖くないと。だから、啓発活動をしょっちゅうやっていかないと記憶が薄れるとか、危機意識が薄れると、そこにつながると思うんですけど、その前に、ここはだめということ行政が何らかの形で地域の理解をいただきながらやっておかないと、本当に家ができませんよ。家ができたら、この1万1,000人の減という数字をまた5年後に検証してみたら、1万人を切ってしまうと、6,000人なり7,000人なりしか削減できませんでしたということになってしまう可能性がある。

私の周辺でも、ここは大変なことになったなということで移転した人がいるのに、またそこに入ってくる人がいる。だから、これを県とか、特に、市町村にやれと言ったら、それはもう大変な問題が起こると思うんです。

だから、ここら辺をしっかりと国に、国が責任を持ってやってくれということと、やっぱり実効性を持つように、何らかの助成制度とセットでやってくれということを書いていかないと、今、幸いそういうものが見えないから1万1,000人減りますという、これはちょっと荒っぽい数字のような気がするんです。

その作業をしないといけないような気がするんですけど、県とか市町村がこれを指定することはできないんじゃないかなと。触らずに逃げざるを得ないんじゃないかなという気がするんですけど、ここ肝心なところだと思うんですよ。

そこら辺が内部で議論になっているのか、なっていないかやっぱりそこはしっかり国に求めていかないと、一回そう言われていますから、想定外じゃないですものね。

○温水危機管理局長 委員のおっしゃられた今の話なんですけれども、指定に関しては、所管は都市計画課になります。今、実は協議はしております。いろいろと協議はして、まだ具体的な方向性までは固まっていないんですが、当然我々も問題意識を持って取り組んでいるところでございます。

ただし、当時法律ができて、一番最初に話があったのが平成24年ぐらいだったと思いますが、それ以降、なかなか手をつけられなかったというのが本当のところでありまして。なかなか難しい問題で、財産権も絡みますし、委員がおっしゃったような話にもなるものですから、やはりある程度慎重な取り組みをやっていかざるを得ないところが本当のところでありまして、その中でも、やはり市町村も一定の問題意識は持っているんですけれども、やはりなかなか市町村が主体的にやるといったような状況には、現在のところまだなりきれていないと認識しております。

言われたように、そのエリアに最近建物も建ってきて、人口もふえている部分も一部あるといったような報道もなされているところでありまして、我々としてもそういった悩みを踏まえながら、しっかりと連携して、まずは議論を深めていって、その中でどういった対応をしていくのかをしっかりと考えていかないといけないと思っています。

○坂口委員 ある日、やっぱりそれをしないとイケなくなって、県にせよ、国にせよ、どこかが指定をした。ところがそれが指定されるまで、

そういった検討が進んでいることさえ情報が出ていなかったときに、国の住宅金融支援機構のお金を借りたと。建築許可が出て、ハンコを押してくれて金も貸して、そこに国が家をつくらせたのに、そこは危険区域で対策しないと死んでしまうと、そんなばかなことを言うのかと。これが、なるほど、指定なんてまだできなかったよなというものをずっと詰めていくんならわかるんですよ。

しかしながら、今度の国土強靱化計画にせよ、具体的に入れたじゃないですか。それで最終的にそれを立体的に描いたら、ここは津波のとき水が来るなんてところは見えるわけですよ。それを今、検討中だと言っていて、本当に家が建って行って、この人たちは住宅金融支援機構のお金とかそういった政策金融を利用して建てているんですよ。そこに家を建てていいよという建築確認も出し、お金も貸していて、それは絶対その地元自治体ができないですよ。やっぱりこれは国がしっかりして、何らかの制度で救済するなり、何か代替のものをセットにして政策的にやっていかなかったら、家はどんどん建っていく。またそういうところは土地代が安いんですよ、だから建てやすいということ。

私の周りでそういうことがありました。小さい60戸ぐらいの集落ですが、津波が危ないということで5～6軒そこからよそに行ってしまったんですよ。そこにババって入ってきたんです。だから、ちょっと怖いなと思って。

これが県の責任とか言うんじゃないですよ。これは、今の国の考え方では、限界を越しているし、現実味がない、実効性が期待できないということで、何らかの場で国に対してそういったものをしっかりと求めていくべきではないかなという気がするんですけど。答弁はいいです。

○丸山委員 今回、想定の死者が1万5,000人、うち津波で1万2,000人と出ているんですが、前は日向市が一番亡くなる方が多かったんですけども、そういうところも市町村ごとに出るんですか。

○温水危機管理局長 市町村ごとに出ておりません。

○丸山委員 避難タワーとか避難ビルの指定をすごくうまくやっている市町村もありますが、もうちょっとやったほうがいいですよという市町村に対してアドバイスまでするのか、そういうことも今後考えていくんですか。

○温水危機管理局長 平成25年度あたりから、ずっと津波避難タワーの整備、そして津波避難ビルの指定等を行ってきまして、現状でおおむね逃げる場所については確保はできております。したがって、一番重要になってくるのは、やはり住民意識で、地震でぐらっと揺れたら、まずは高いところに逃げるといったような意識の醸成が、やはり今回の調査結果の整理としても一番重要になってくると。

そこを継続してやっていかないと、何もなければ意識はどんどん下がって行って、先ほど言いましたように、被災地でも時間の経過とともに住民意識の低下が見られて、それが課題になっておりますので、やはり一番重要になってくるのは、とりあえず先ほどの議論でいきますと、建物とかは津波が来れば流されてしまうんですけども、逃げることによって、最低限、人命は助かると。やはりぐらっと揺れたら逃げるといってその意識啓発について、取り組みを粘り強く継続してやっていくことが一番重要なと認識しているところであります。

○日高委員長 そのほかで何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。延長になりましたが、皆様、御協力ありがとうございました。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時30分休憩

午後4時34分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○大西会計管理者 会計管理局の補正予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料の389ページをお開きください。

補正額は、左から2列目、2,414万4,000円の減額であります。この結果、補正後の額は、右から3列目5億3,740万7,000円となります。

391ページをお願いいたします。

まず、会計課であります。補正額は、左から2列目、1,867万2,000円の減額であります。この結果、補正後の額は、右から3列目、4億2,332万7,000円となります。

補正の主な内容につきまして、御説明いたします。

393ページをお願いいたします。

ページ中ほどの(事項)出納事務費489万4,000円の減額であります。

これは、説明欄の1でありますが、指定金融機関等に支払う窓口収納事務手数料などの執行残であります。

次に、下の段の(事項)証紙収入事務費242

万9,000円の減額であります。

これは、説明欄の1になりますが、収入証紙売りさばき人に支払う証紙売りさばき手数料などの執行残であります。

会計課につきましては、以上でございます。395ページをお願いいたします。

次に、物品管理調達課であります。補正額は、左から2列目、547万2,000円の減額であります。この結果、補正後の額は、右から3列目1億1,408万円となります。

補正の主な内容につきまして、御説明いたします。

397ページをお開きください。

ページの中ほどの(事項)物品管理及び調達事務費147万8,000円の減額であります。

これは、非常勤職員の報酬や旅費などの執行残であります。

最後になりますが、下の段の(事項)車両管理事務費697万9,000円の減額であります。

これは、説明欄の2になりますが、県有車両の任意保険料などの執行残であります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 その他、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって、会計管理局を終了いたします。執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時37分休憩

午後4時38分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

あすの委員会は10時から、人事委員会の説明から行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後4時38分散会

令和2年3月6日(金曜日)

午前9時57分再開

出席委員(8人)

委員長 日高陽一
副委員長 脇谷のりこ
委員 坂口博美
委員 丸山裕次郎
委員 武田浩一
委員 高橋透
委員 重松幸次郎
委員 来住一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

人事委員会事務局

事務局 局長 吉村久人
総務課 局長 穴見誠
職員課 局長 有村隆

監査事務局

事務局 局長 高林宏一
監査第一課 局長 松原哲也
監査第二課 局長 岡田佳尚

議会事務局

事務局 局長 片寄元道
事務局 次長 和田括伸
総務課 局長 藤山雅彦
議事課 局長 齊藤安彦
政策調査課 局長 日高民子

総務部

総務部長 武田宗仁
危機管理統括監 藪田亨
総務部次長(総務・市町村担当) 横山幸子
総務部次長(財務担当) 小田光男
危機管理局長兼危機管理課長 温水豊生
総務課 局長 棧亮介
人事課 局長 田村伸夫
行政改革推進室長 平山文春
部参事兼財政課長 吉村達也
財産総合管理課長 横山直樹
防災拠点庁舎整備室長 楠田孝蔵
税務課 局長 永田耕嗣
市町村課 局長 石田涉
総務事務センター課長 満行智浩
消防保安課 局長 室屋利春

事務局職員出席者

議事課 主査 本田雄毅
総務課 主事 浜砂貴裕

○日高委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○吉村人事委員会事務局長 人事委員会事務局でございます。

人事委員会事務局の令和元年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の477ページをお願いいたします。

表の左から2列目にございます補正額の欄でございますが、総額で640万3,000円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算総額は、1億3,600万8,000円となります。

次に、補正の主な事項について御説明いたします。

481ページをお願いいたします。

まず、このページの中ほど、(事項)職員費361万8,000円の減額であります。

これは、所属職員の人件費の執行残等の補正減であります。

次に、482ページをお願いいたします。

一番下にございます(事項)審査監督費76万6,000円の減額であります。

これは、不利益処分に関する審査請求等審査に要する経費などの執行残の補正減であります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくいたします。

○日高委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○穴見総務課長 それでは、宮崎県職員採用試験制度の見直しにつきまして御説明を申し上げます。

委員会資料をごらんください。

まず、Iの見直しの趣旨でございます。

職員採用試験につきましては、受験年齢人口の減少や民間企業の雇用情勢の影響などにより、受験者数の確保が喫緊の課題となっております。

こうした中、採用試験について、社会情勢の変化に対応した見直しを積極的に行うとともに、県職員の魅力などを広く発信することで、多様で優秀な人材の確保を図るものでございます。

次に、IIの見直しの内容についてです。

大きく分けて4つの見直し項目がございます。

1つ目は職員採用試験(大学卒業程度)4月試験の実施であります。

(1)にありますとおり、通常6月に実施しておりました試験とは別に一般行政特別枠を新設し、4月に試験を実施いたします。試験種目は、第1次試験として、民間企業で広く採用されているSPI3による基礎能力検査、性格検査などを行います。

また、(2)にありますとおり、社会人採用試験のうち、区分試験、一般行政(社会人)につきましても4月に実施することとし、教養試験にかえてSPI3を導入いたします。

(3)試験の実施時期等ではありますが、4月19日に第1次試験を予定しております。

資料裏面をごらんください。

次に、2つ目の福岡会場の開設についてでございます。

受験者の利便性向上や交通費などの負担軽減を図り、より多くの受験者を確保するため、4月及び6月に実施する第1次試験会場に福岡会場を追加します。

次に、3つ目の大学卒業程度等(技術系職種)に係る教養試験の負担軽減についてであります。

技術系職種につきましては、依然として受験者の確保が厳しい状況にありますことから、教養試験について、問題数及び出題範囲の簡素化を行い、受験者のさらなる負担軽減を図ることといたします。

最後に、4つ目の警察官採用試験における資格加点制度の導入についてであります。

柔道・剣道や語学、情報処理などの資格を有する者に対しまして、1次試験において加点をすることで、有資格者の受験意欲を喚起し、複雑多様化する課題に対応し得る優秀な人材を確保することとしております。

説明は以上でございます。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました

た。

その他報告事項に関して質疑はございませんでしょうか。

○武田委員 福岡会場の開設なんですけれども、もちろんいいことだと思いますが、平成20年度を最後に廃止した理由がちょっとわからないので、教えていただきたいと思います。

○穴見総務課長 平成20年度に廃止した理由でございますが、第1にリスク管理の問題があるということで資料が残っております。例えば災害でございますとか、そういったことがありましたときに、宮崎では試験ができるけれども、例えば福岡で試験ができない。もしくは、その逆があるとしますと、試験問題をまた別途調達する、そのような管理上の問題があることなどによりまして、試験会場を宮崎に一本化してリスクの分散といいますか、そういう状態を避けるということで、県外会場を廃止することに至ったというふうに残っております。

○武田委員 わかりました。

それと、警察官採用試験における加点ですが、今、加点対象資格が5つ出ていますけれども、これだけなのかということと、全体で何点ぐらい加点になるのかを教えてください。

○穴見総務課長 まず、資格加点制度につきましては、この5つの項目の中にさまざまございまして、例えば、柔道、剣道でございますと、段位によりまして加点をする点数が分かれています。情報処理なども、さまざまな資格がございますので、それぞれにつきまして、その資格の軽重に応じて加点をすることになっております。加点につきましては、1つの資格について最高5点、ただし、複数の資格をお持ちであっても、最高で15点までと。例えば、5つ持っているから25点ということにはならず、最高で15

点までの加点という形になっております。

○武田委員 わかりました。

○坂口委員 今回の見直しで、具体的に応募者がふえるというところとの相関というか、そこが1つ。それと、聞くところでは、昔に比べると中途退職の人たちもふえてきていると、せっかく入った人たちが、職場をかえていくことに対しての対応というものが、これ以前にまた問われるんじゃないかと思うんです。

そうなったときに、今になって気になったんですけれども、先ほどの審査監督費の減です。減額したということは、そういった対象になるような事案が減ってきているということなんだろうけど、そこら辺を整理されての改善策ではないような、ちょっと言葉は失礼になるかもしれないけど、小手先みたいな感じで、ちょっと試験が楽になるから、もうちょっと受けなよというように感じるんです。

そうすると、人材確保とか、せっかくここまで経験を積んできた人を出してはいけないというような、そこら辺に対しての工夫というのが、今の報告の範囲内では、余り見出せないかなという気がするんですけど、そこら辺については、あわせて検討されたんですか。

○穴見総務課長 まず、最初にお尋ねのございました見直しでは、期待する人物像といった点でございますけれども、まず、今回4月の試験でSPI3の試験を入れるということで、私どものほうで見ると、受験者の層が、どうしても公務員試験だけを受ける層と、それから、そういう準備をしておきませんで、結果として民間——もちろん最初から民間をお受けになるという強い気持ちをお持ちの方もいれば、いろいろ御事情もあって、公務員の試験の準備をするに至らなかったのも、やむなく公務員を

やめて民間という道をお選びになっている、二極分化が非常に強くなっているのではないかと考えております。

県の抱える課題におきまして、いろいろな民間の方々、関係機関と一緒に連携をして取り組むことも大変多くなっておりますし、産業振興の分野ですとか、防災、その他のさまざまな分野につきましても、民間の皆様方と一緒にやっていくことが、今後ますますふえていくと考えております。もちろん一生懸命公務員のための勉強をした方も必要でございますけれども、一方で、そういう民間のことも視野に入れながら就職活動もなさったような方、もしくは、ぜひ宮崎に貢献したいという中で、一つの道として公務員もあるかなと思っていらっしゃる方、そういった幅広い人材を獲得できましたら、今後のさまざまな課題に多様な人材の力を持って対応できるのではないかと、そのように期待しまして今回の試験を設けたところでございます。

それから、中途退職の懸念のお尋ねでございますけれども、おっしゃるようなところもあるというふうに私どもも聞いているものですから、まずはしっかり事前のPRで、宮崎県における公務員の仕事というのはこういうものであると、そもそも公務員というのは県民への貢献と申しますか、そして実際にはこういう仕事をしていましてということをできるだけ生の形でお伝えできるように、就職の説明会に行きまして、御本人さんのお話を伺った上で、実際の現場はこうだよとお知らせをしたりとか、それからインターンシップもございまして、県庁ナビゲータ制度というのも設けております。御本人様から申し出がありましたら、それを関係の部局につなぎまして、必要があれば、例えば技術職でございましたら、その職種の職員と直接会って、

実際にはどんなお仕事をされているんですかというようなことを聞いてもらえるということで、できるだけ委員がおっしゃる、最初のボタンのかけ違いといいますか、ミスマッチが起こらないようには努めているところでございますけれども、まだまだ十分でないところもあるかと思っておりますので、御指摘の点も踏まえまして、できるだけよい人材が長くしっかり働いてもらえるように、私どもも最初のところを預かっておりますので、しっかり取り組ませていただきたいと考えております。

○坂口委員 特に、こういった公務員の採用となると、限界があるというか、すぐきついつと思うんですけど、建設産業なんかは人材不足で、本当に簡単というか、初歩的なことなんですけれども、やっぱり給料を上げたら来るんですよ。ということは、労働条件だと思うんです。県庁という職場が、本当に魅力ある職場だと思うための職場の改善、これは、難しい問題があると思います。そういった、処遇まで含めて、給与とか、それから事務の煩雑さとか、具体的にはメンタル面をやられる人まで出るような職場で、民間と比べて果たしてどういう条件にあるのかなという、むしろ不安なぐらい、そういった面ではストレスがかかっている職場という気がするんです。ここが一つあると思うんです。

せっかくそういった意欲を持った、難関を突破して、県のためにと、公的な貢献をということで来たけど、もう限界だってやめていく人とか、これは違うなと民間に行く人とか、そこら辺では、堂々と求めるものは求めて、処遇も含めた職場の改善を、これではもうだめだぞということ、国と地方で共通の課題として認識を持って解決することが一番じゃないかなと。

そういったことを改善して行って、県民に対して公的な貢献をしてくれるんじゃないかという、大もとを変えないと、ちょっと試験の科目を少なくしたとか、試験が通りやすくなりましたというような感じでは、随分失礼な言い方になるけど、今までどうせ受けても通らないだろうからだめだという人に、ちょっと可能性を持たせる改善ぐらいにしか見えないんです。

だから、まずは本当に公に尽くそうという、そういった精神を持った人たちが、そこで何の心配もしなくていいように。定年したら飯が食えないとか、来年から子供が大学に行くということを頭の中で悩みながら仕事をしたって、県民に対してのプラスマイナスというのは、それは質と量の面でむしろどうかと。

だから、そこら辺を大がかりに。これは、もう全体的なこういった役割を果たす人たちの抱える悩みとして、国と地方で解決していかないと、これはなかなか大変だと思います。

人の取り合い、今の人口減少の中で、うちに来れば100万円出すよと、うちは200万円出そうとか、そういったあんまり知恵のある競争じゃない競争をせざるを得ないんじゃないかなと。それも、都道府県間ならいいけれども、同じ地元にある民間との競争をやらざるを得ないんじゃないかなという気がして。

今、これでしか切り抜けられないというのはわかりますよ。でも、ちょっと大もとを見てほしいなど、これも要望の域にとめておきます。

○高橋委員 4月試験の実施が物すごくインパクトが強くて、これは、本県が全国に先駆けてでしょうか。

○穴見総務課長 既に他県では、4月の試験を実施している県もございます。実はそういう中で、多くの応募者を確保しているという実績を

私どもも拝見しまして、私どもも優秀な人材を確保する一つ的手段として、4月に先んじて試験を実施することになったところでございます。

○高橋委員 それで、公告日が2月27日ですが、学校側も含めて、ここで初めて受験者は知るんですよね。受験者の立場に立ったときに心の準備というか、6月にあるとイメージしていたと思うんです。受けようとしている人が、躊躇しなかったかな、していないかなという余計な心配をしたんです。そこら辺はどう考えていらっしゃるかなと思って。

○穴見総務課長 御指摘の点でございます。まず、4月の試験につきましては、委員の御指摘のような点もございますので、試験にかえましてSPI3を導入しております。この試験といいますが、いわゆる知識を蓄えて臨む試験ではなくて、例えば数的処理とか文章の読解力といったようなものを中心に試験をすることになっておりまして、一つには、そのための専門の勉強をずっとしておかないと、なかなか歯が立たないという形の試験ではないと承知しております。

それから、このSPI3というのは、民間で大変幅広く使われている入社試験の一つと聞いておりまして、民間企業も視野に入れている方にとりましては、試験を意識して、何らかの準備をされている方々もいらっしゃると承知しております。

6月の試験につきましては、委員の御指摘のとおり、しっかり勉強しないと、例えば教養試験、それから専門試験につきましても、知識を問うような問題もいろいろございますので、受験生にとりましては、6月の試験に向けて従来の準備をした方々が、4月に先んじてSPI3で受けるか、もしくはしっかりさらに勉強をさ

れて、予定どおりの6月で受験をされるかという形。それから、公務員試験の対策を十分にとっていなかったということで、民間にしようかなという方々の中で、やっぱり宮崎にということ、県庁も受けてみようかという方にとっては、民間を受けるにしても、SPI3の試験は多くの企業で採用されておりますので、それだったら宮崎県の試験も受けてみようかと。そういったような形で、4月の試験で門戸を広くということでございますので、6月の試験を志している方にとっては、不利益とまでは言えないのではないかと承知しています。

○高橋委員 既に実施している他県でも、受験者数の確保がおおむねできているということですね。

○穴見総務課長 本県は初年度ということで、委員からも御指摘がございました2月27日の公告が一番最初でございますけれども、既に先んじて実施している県につきましては、予算の成立前でございますが、既にうちの県は4月の試験で、例えばSPI3をやっていますよというようなことで、来年度以降もそういうことを準備をしていますよということを事前にPRできているといいますか、そういう形をとっている県もございます。正直言って、本県が先んじてPRができなかった部分はあるかと思っておりますけれども、今回お認めいただければ、来年度以降につきましては、こういう形で宮崎も4月試験をやっていますよということで、引き続きそういうことで考えているというPRはできるかなと考えております。

○高橋委員 わかりました。

○丸山委員 パンフレットの一番最後のページに、令和元年度の合格者数が出ていますが、合格したけれども、実際は来ないという人も今

は結構いると時々聞くんです。令和元年度については、大学卒業程度で141名合格されているんですが、令和2年度に県庁に入庁される方だと思いますけれども、どのような状況か改めて聞かせていただければと思います。

○穴見総務課長 合格者数に対する辞退者の状況でございますが、令和元年度につきましては、大学卒業程度でいいますと、全体で辞退者が28名出ております。職種で申し上げますと、一番多く出ておりますのが一般行政でございます、合格者数70名に対しまして17名になっております。ほかにも土木で4名、建築で2名など、複数の職種で辞退者が出ている状況でございます。

この状況は、私どもとしても大変遺憾なことだと考えておりますので、まず、合格発表の通知の際に、単純に通知をするだけではなくて、実際に本県の県職員になったときにはどういう仕事があるんですよということをしっかりアピールする資料を送ります。それから、人事課からも、合格発表と同時に、本人に直接お電話をしまして、合格通知を見ましたね、実際はどうされますかということで、複数合格をされている方もいらっしゃいますので、すぐに接触をして、その中で、宮崎県を志していただけるようにアプローチしていく、そのような取り組みはしているところでございます。

○丸山委員 先ほど坂口委員が言ったとおり、やっぱり県庁の仕事の魅力がうまく出ていないし、しっかりやっていただきたいと思っております。

また今回、合格者の競争倍率を見たときに、技術職がやっぱり低いので、土木と建築の辞退も多いとなりますと、恐らく定員に達していないことも想定できる。その場合、長期的に考えたときに、今後、現場がさらに人手不足になっ

てしまうと思っておりますので、今回、新しく4月に行う採用試験は一般行政だけなんです、これを今後一般行政以外にも広げていくことが可能なのか、どんなふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

○穴見総務課長 技術職の確保につきましては、委員がおっしゃるように大変厳しい状況にあると認識しております、一つには資料の中でも御説明しましたように、まず、技術職に関する教養試験の軽減化、出題の範囲の絞り込みを実施しました。それから、宮崎県の大学生の2割弱ぐらいが、福岡県に進学をしているということで、福岡に進学されたり、もしくは既に就職されている方にも、気軽にといいますか、ぜひ試験を受けていただけるように、福岡試験地を設置したところでございます。

4月の試験につきましては、4月に先んじて試験を実施することが、技術職の確保に非常に効果的であるかどうかも含めて、他県の事例なども参考にしながら、関係部局とも協議をして検討していきたいと考えておまして、効果があるということであれば、ぜひそういうことも念頭に置いた上で、さらなる改善に取り組みたいとは考えております。

○丸山委員 恐らく就職活動の内容が大手も含めて変わる、ことしまではある程度変らないというふうに聞いているんですが、就職の活動のあり方が、通年採用とか民間がどんどん変っていく。いろんなことをほかの所はやっていますので、いい人材を採るためには、そういったことも含めて、そういう意味で社会人枠等があるのかもしれませんが、今の時代のニーズに対応できるような制度を研究していただくようお願いしたいと思っております。

○高橋委員 1つだけ確認ですけど、警察官の

試験で、加点制度が新たに導入されるわけですが、資格が5つあって、ある意味でいえば、加点をする制度としては、今回初めて導入されるんでしょうけれども、しかし、本来これまでも重視されてきたんじゃないかと思うんです。例えば、相当多くの外国人の方々が県内でも働いていらっしゃると思いますので、そういう点では、英語とか韓国語とか中国語などにある程度堪能な方々が、これまでも入っていらっしゃるのかなと思うんですけど、その点はどうなんですか。

○穴見総務課長 委員の御指摘の点でございますけれども、従来も、いわゆる特技をお持ちの方につきましては、面接等のときに、しっかりその点も踏まえて、総合的な評価の中で行うようにしていたところではございますが、県警本部との協議の中で、面接までこぎつけるためには、どうしても1次試験を突破しないといけないということで、1次試験の段階で、宮崎県警は、ぜひこういう資格を持っている人が欲しいんだと、だからこういう加点をしっかりするんだということを表にしっかり出せるようにしたい。そういうことで、御指摘のありましたような点も含めて、そういう人材を求めているということが、受験者にもしっかり伝わるようにしたいという御希望がありまして、今回、このような形になったところでございますので、御指摘の点も踏まえて、また面接等の中でも総合的な評価の中で、しっかり本県の警察に貢献できる人材の確保に努めていきたいと考えております。

○高橋委員 わかりました。

○脇谷副委員長 1点お聞きしたいんですけれども、6月の試験との併願ができない理由は何でしょうか。

○穴見総務課長 6月の試験との併願ができない点でございますが、実は、県によりましては、併願を認めているところもございます。私どもでも、しっかりそのあたりをどうするかということで議論はしたんですが、同じ方が2回受けるというのは、受験生にとっては2度チャンスがあるという形になりますけれども、一つは同じ県職員になるというときに、2度チャンスがあるという形が望ましいかどうかという点の一つ。

それから、これは実務的な問題なんですけど、受験生が見かけ上ふえます。そうしますと、実際の受験者数よりも、2度受けるとふえますので、その分会場も広い会場を確保し、また、監督員もその分しっかり確保しということで、実務的な負担というところもございます。もちろん県によってはそういう形をとっているところもございますけれども、やはり私どもとしては、志のある方にどちらかをしっかり選択していただいて、自分はこの方法で宮崎県を志すんだということでやっていただきたいということで、1回の受験ということにさせていただいているところでございます。

○脇谷副委員長 要望なんですけれども、やっぱり多くの人に受けてもらいたいということであれば、10名程度の募集ということを見ると、併願も認めてほしいなという気はします。

○日高委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって人事委員会事務局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時29分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○高林監査事務局長 監査事務局でございます。

令和元年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の監査事務局のインデックスのあります471ページをお開きください。

表の一番上の補正額の欄でございますが、2,940万円の減額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は1億8,850万4,000円となります。

次に、補正の主な内容について御説明いたします。

475ページをお開きください。

上から4段目の(目)一般管理費につきましては、4万1,000円の減額でございます。

次に、中ほどの(目)委員費につきましては、1,251万7,000円の減額でございます。その内訳は、(事項)委員報酬が1,194万7,000円の減額で、識見監査委員1名が常勤から非常勤になったことに伴う執行残でございます。

次に、下から3段目の(目)事務局費につきましては、1,684万2,000円の減額でございます。

その内訳は、1つ目の(事項)職員費が1,458万9,000円の減額で、所要見込額の減に伴うものでございます。

続きまして、476ページをお開きください。

2つ目の(事項)運営費が225万3,000円の減額で、執行残に伴うものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よ

ろしくお願いいたします。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案についての質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって監査事務局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時32分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○片寄事務局長 議会事務局の令和元年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の1ページをお開きください。

左から2列目の補正額の欄でございますが、4,863万8,000円の減額補正をお願いしております。補正後の予算額につきましては、右から3列目の補正後の額の欄でございますが、11億1,388万1,000円となります。

補正予算の内容について御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

まず、上から4段目の(目)議会費でございますが、1,797万円の減額でございます。

主なものといたしましては、1つ下の段の(事項)議員報酬の1,047万3,000円の減額でございます。

これは、昨年4月に初当選された議員の方々につきましては、在職期間3カ月未満のため、

6月期の期末手当が3割での支給となったことなどによるものでございます。

6ページをお願いいたします。

次に、上から2段目の(目)事務局費でございますが、3,066万8,000円の減額でございます。

その主なものについて御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

一番上の段の(事項)議会一般運営費の1,694万4,000円の減額でございます。

これは主に、議会棟などの空調設備更新工事や緊急補修に要する工事請負費及び本会議や委員会反訳業務に係る委託費などの執行残でございます。

説明は以上でございます。

○日高委員長 説明が終了いたしました。

議案について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって議会事務局を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時38分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

当委員会へ付託されました議案等の概要説明をお願いいたします。

○武田総務部長 おはようございます。総務部でございます。

それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

まず、1ページおめくりいただきまして、目次をごらんください。

1の予算議案についてであります。

今議会に提出しております一般会計当初予算案の概要につきましては、後ほど御説明をいたします。

次に、2の特別議案につきましては、「宮崎県税条例の一部を改正する条例」など4件を提出しております。

次に、3のその他報告事項では、ここに記載の令和2年度組織改正案についてなど、4件につきまして御報告をさせていただきます。

それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元に配付の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

まず、令和2年度当初予算案の概要でございます。

資料の1ページから21ページで御説明をいたします。

この資料は、別途配付しております冊子、令和2年度当初予算案の概要の冒頭部分を抜粋したものを掲載しております。

まず、1ページをごらんください。

予算額であります。

令和2年度の一般会計当初予算額は6,127億8,800万円で、対前年度比は、令和元年度6月補正予算比で1.3%の増、当初予算比で2.9%の増となります。

次に、主な事業でございますが、持続可能な宮崎県の土台づくりの取り組みとして4点整理をしております。

まず、人口減少対策であります。人口減少対策基金等を活用し、人口減少の抑制や人財の育成・確保に関する取り組みをさらに加速させていくこととしております。

次に、文化・スポーツ大会の開催としまして、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭、東京2020

オリンピック・パラリンピックに合せて、本県の文化やスポーツ環境の国内外への発信及び国内外からの誘客に集中的に取り組みますとともに、令和8年度に開催します国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会に向け、施設整備や競技力向上など、着実に準備を進めてまいります。

次に、防災・減災、国土強靱化対策ですが、国の3か年緊急対策の最終年度となります。令和2年度につきましても、補助公共事業と県単独公共事業の一体的な実施によりまして、重要インフラの機能維持に取り組んでまいります。

最後に、将来に向けた基盤づくりとしまして、防災、医療、スポーツの各拠点施設や交通・物流基盤など、供用開始に向け、引き続き着実に整備を進めてまいります。

2ページをお開きください。

予算規模の状況についてであります。

予算額が増となった主な理由は、枠囲みの1行目にありますとおり、普通建設事業や補助費等の増によるものであります。

また、予算規模の推移をグラフや表で示しておりますが、予算額は3年連続の増額となります。

3ページをごらんください。

歳入予算の特徴になりますが、下の表の令和2年度の欄にありますとおり、自主財源比率は38.9%で、前年度38.3%と比べますと、0.6ポイントの増、一方、依存財源の比率は61.1%で、前年度61.7%と比べますと0.6ポイントの減となります。

なお、前年度比は、以降、令和元年度6月補正後の予算との比較となります。

4ページをお開きください。

自主財源の状況につきまして、中ほどの表を

ごらんいただきますと、全体では前年度比2.9%の増となります。

内訳としましては、まず、県税は法人関係税の減等が見込まれますことから、1.1%の減。次の地方消費税清算金は、昨年10月の消費税率の引き上げの影響が通年化することによりまして、16.9%の増となります。

次に、下から3段目の繰入金の内数としまして、括弧書きで財政関係2基金からの繰り入れを記載しております。

予算編成時の収支不足に充当するために取り崩すものでありまして、209億円余が必要となりましたことから、5ページの2つ目の表にありますとおり、令和2年度当初予算編成後の基金残高は231億円になる見込みであります。

次に、6ページをお開きください。

依存財源の状況につきまして、下の表をごらんください。

全体では、前年度比0.3%の増となります。

まず、地方譲与税が、地方税の偏在是正措置に伴います特別法人事業譲与税の創設等によりまして、1.5%の増になります。

7ページの上の表をごらんください。

地方交付税は1.4%の増、臨時財政対策債は0.7%の増で、合計した実質的な地方交付税総額は1.3%の増の2,020億円余になります。

次の表の県債の状況をごらんください。

まず、発行額は2.7%減の704億円余、括弧内の臨時財政対策債を除きました発行額は、3.7%減の529億円余になります。

また、年度末の残高見込みは、総額が0.7%減の8,466億円余になりますが、括弧内の臨財債を除いた残額は、1.1%増の4,951億円余になります。

次の8ページには、款別の歳出予算の状況を、

また、9ページには、各費目別の主な事業の増減要因を記載しております。

9ページで、増減率の大きい費目を説明いたしますと、総務費が、防災拠点庁舎整備事業費等の減によりまして16.2%の減、中ほどの商工費が、令和元年度予算に20億円のファンド創設経費を計上していたことにより4.8%の減、その下の土木費が、県単独公共工事費の増等によりまして6.1%の増、2つ下の教育費が、高等教育無償化に係る私学振興費や国民スポーツ大会に係る競技力向上対策の増等によりまして2.7%の増、一番下の諸支出金ですが、地方消費税率の引き上げに伴います地方消費税交付金及び清算金の増等によりまして13.5%の増になります。

10ページ、11ページにつきましては、性質別の歳出予算の状況を記載しております。

11ページをごらんください。

まず、①の義務的経費は、令和元年度とほぼ同程度となりますが、このうち人件費は、会計年度任用職員制度の導入や退職手当の増等により1.1%の増となります。

次に、②の投資的経費は1.5%の増になりますが、普通建設事業費のうち、単独事業費の増は、国土強靱化対策や総合運動公園津波避難施設整備事業の増によるものであります。

また、欄外の米印で記載しておりますが、公共工事費は5.9%の増になります。

次に、③のその他一般行政経費は2.3%の増になりますが、このうち補助費等が地方消費税交付金・清算金や私学振興費の増等によりまして、また、維持補修費が、県営住宅管理費の増等により、それぞれ増額になります。

次に、12ページをお開きください。

社会保障関係費の状況になります。

表の一番下の合計欄にありますとおり、予算

総額は1,056億円余、一般財源ベースで937億円余になります。

欄外に米印で記載しております幼児教育・保育の無償化の通年化と高等教育無償化の実施が新たな増の要因になっております。

下段のグラフは、一般財源総額と一般財源ベースの社会保障関係費の推移を示しております。折れ線グラフの一般財源総額がほぼ横ばいで推移する中、棒グラフの社会保障関係費は、令和2年度が前年度比で40億円の増となるなど、毎年度増加しております。政策的経費に充てる一般財源が圧迫されている状況にあります。

13ページをごらんください。

特別会計及び公営企業会計についてまとめております。

15ある特別会計の合計は、公債管理特別会計の減等によりまして、4.3%減の2,266億円余になります。

4つの公営企業会計の合計は、病院事業会計の増等により、27.4%増の635億円余になります。

次に、14ページ、15ページをお開きください。

人口減少対策についてまとめております。

1の事業の構築にありますとおり、人口減少対策基金を活用し、令和元年度は移住支援金や就業支援金の支給、みやざき外国人サポートセンターの開設など、さまざまな人材を呼び込むための直接的な事業が中心でありましたが、令和2年度は、それらに加えて、今後さらに人を呼び込むために、地域交通や医療、子育て環境の充実、人材育成拠点の拡充、関係人口の拡大など、地域における受け入れを充実させる事業を構築しております。

次に、2にありますとおり、基金を活用した事業は42事業、予算額は約12億円、その内訳としまして、新規・改善事業が19事業、継続事業

が23事業になります。

以下、各事業を6つの観点で整理しております。

16ページ、17ページをお開きください。

文化・スポーツ大会の開催についてであります。

まず、1の国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の開催であります。②の予算額の表の一番下の合計の欄にありますとおり、開催経費として令和2年度、約8億6,900万円を計上しますとともに、(2)にありますとおり、関連事業も実施します。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした観光・交流の拡大であります。

(1)にありますとおり、県内での聖火リレーと聖火フェスティバルの開催経費等として約2億円を計上しますとともに、大会の開催を機に、さらなる誘客促進を図るために、17ページの上の(2)にあります事業も実施します。

次に、3の国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の準備であります。

(1)にありますとおり、準備経費としまして22億円余を計上しており、内訳として陸上競技場等の施設整備経費が21億円余、水球プールなど練習環境整備を含む競技力向上対策が1億円余となっております。

また、(2)にありますとおり、大会開催に要する財源を確保するため、企業局電気事業会計の地方振興積立金を財源に基金を設置することとしており、令和2年度と3年度にそれぞれ10億円を積み立てることとしております。

次に、18ページ、19ページをお開きください。

防災・減災、国土強靱化対策についてであります。

令和2年度は、国の3か年緊急対策の最終年

度になります。(1)の表にありますとおり、3か年緊急対策分として、補助・単独合せまして、太線の枠囲みにありますとおり、令和2年度は220億円を計上しており、3か年の合計で、総額538億円の予算を確保しております。

また、(2)の表にありますとおり、今年度2月補正予算において、国の経済対策に係る分としまして157億円を計上しておりますので、令和2年度は、実質的には当初予算と合せますと370億円を超える予算規模となります。

19ページには、3か年緊急対策の整備内容を整理しております。

20ページをお開きください。

将来に向けた基盤づくりであります。

表にまとめておりますが、防災・減災対策の司令塔となります防災拠点庁舎、医療の拠点となる県立宮崎病院、スポーツ振興の拠点となります県営スポーツ施設、そして、にぎわいの拠点としまして、宮崎駅西口再開発事業がそれぞれ供用開始に向け整備が進んでおります。

さらに、交通・物流基盤の強化としまして、東九州自動車道及び九州中央自動車道の整備や、長距離フェリーの新船建造にも着実に取り組む必要があります。

これらに係る予算としまして、表の上にありますとおり、令和2年度予算として176億円余、うち一般会計分としまして50億円余を計上しております。

21ページには、参考としまして、国の予算及び地方財政計画を記載しております。

令和2年度当初予算案の説明については以上であります。

次に、資料の23ページをお開きください。

総務部におけます令和2年度当初予算の課別集計表であります。

今回お願いをしております総務部の一般会計と特別会計を合せた予算額は、表の一番下の欄にありますように2,521億8,356万円で、前年度当初予算額と比較しますと4.2%の減となっております。

予算議案の概要につきましては、以上であります。

なお、議案等の詳細につきましては、危機管理局長及び担当課・室長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくご説明いたします。

私からの説明は、以上であります。

○永田税務課長 税務課から、地方消費税清算金及び県税収入の当初予算につきまして御説明いたします。

委員会資料の4ページをお開きください。

ページ中ほどの自主財源の状況の表、この上から3段目、地方消費税清算金の欄をごらんください。

令和2年度の予算額は、496億5,250万3,000円を計上しており、令和元年度当初予算と比べまして71億7,666万5,000円、率にして16.9%の増となります。

この地方消費税清算金は、全都道府県の地方消費税総額を、消費に関連した基準によって都道府県間で清算、配分するもので、全国の消費の動向に影響されますが、昨年10月からの消費税率引き上げにより増と見込んだところでございます。

続きまして、県税収入予算につきまして御説明いたします。

資料の22ページをお願いいたします。

県税収入につきましても、経済動向や主要企業の業績見通し、令和元年度の税収状況及び税制改正等の影響を総合的に勘案して見込んだものであります。

令和2年度当初予算は、表の一番上の段、県税計の段の①の欄にありますとおり、990億8,000万円を計上したところであります。

これは、前年度当初予算に比べて10億7,000万の減、前年比98.9%となっております。

主な税目について御説明いたします。

前年当初比増減額①－②の欄及び備考の欄をごらんください。

まず、県税計の下、個人県民税ですが、個人所得の減少が見込まれます。2億4,489万円余の減と見込んでおります。

その1つ下、法人県民税につきましては、税制改正による法人税割の税率引き下げによりまして、8億6,730万円余の減、その1つ下の利子割県民税につきましては、定額貯金の満期集中が過ぎたことなどから1億6,372万円余の減、その2つ下の法人事業税につきましては、主に金融・保険業の減によりまして、8億8,649万円余の減と見込んでおります。

その下の譲渡割地方消費税と次の貨物割地方消費税につきましては、いずれも昨年10月からの消費税増税によりまして、それぞれ12億4,332万円余、1億3,176万円余の増と見込んでおります。

その1つ下の不動産取得税につきましては、新增築家屋課税の増加によりまして、1億1,181万円余の増と見込んでおります。

次に、その3つ下の自動車税と下から4つ目の自動車取得税につきましては、令和元年9月までで廃止されましたことから、旧自動車税が130億1,530万円余の減、自動車取得税が6億2,923万円余の皆減となります。

一方で、新しくできます自動車税環境性能割及び自動車税種別割につきましては、令和2年度は通年課税になりますことから、環境性能割

が3億1,582万円余の増、種別割が131億210万円余の増と見込んでおります。

最後に、下から3つ目の軽油引取税につきましては、輸送量の減による軽油消費量の減などが見込まれますことから、2億3,837万円余の減と見込んでおります。

説明は以上であります。

○日高委員長 概要説明及び歳入予算等の説明が終了いたしました。

ここまでのところで質疑はありませんか。

○丸山委員 4ページの地方消費税の清算額が、きのうの補正では見込みが何かうまくいかなかったということだったんですが、今回は大丈夫というのはどういうふうに理解すれば。今後景気がどうなるかによって、また消費が変わってくるかもしれませんが、この表で見たときにどういうふうに理解すればいいかももう少し説明していただけるとありがたいです。

○永田税務課長 昨日の補正の段階では、減の理由として還付の増という御説明をしました。還付金が出る状況といたしましては、例えば企業の場合ですと、設備投資を多くする。要は、商品売ったときに、預かった消費税よりも、自分が仕入れをしたときに支払った消費税が多い場合には還付になります。元年度の場合には、その還付額が非常に多く出たので収入が減ったことになります。

来年度の見込みを立てる際に、その還付の状況を見込むのは非常に難しいです。税制改正によって、税率アップの部分が通年化という形になりますので、国の見込み、地財の見込み等も増という形で見込まれております。そういう全国的な消費税の額は増になるだろうというところから、今回の清算金については増という形で見込んでいるところでございます。

還付の場合には、県税収入になる部分での影響が出ますので、全国的にいきますと、トータルとしては、還付の額、支払った額というのはほぼ同じになると思います。還付の影響とかは、全国レベルで見れば影響はほぼないと思いますので、そういう意味では増になるということは、ほぼ確実であろうとは思っております。

○丸山委員 伸びが16.9%ということで、結構多いものですから、通年化ということで、昨年10月からだったのが、今度は通年になるからこれだけ伸びると思っていいんですか。

○永田税務課長 先ほど申し上げました地財のほうでも、地方消費税の伸びが19.7%という伸びになっております。本県の場合には、若干のいろんなところもありますので、今年度の見込みと比較して、率としてはこれぐらいの率になるのではないかというふうに考えております。

○武田委員 22ページの自動車税なんですけれども、旧自動車税で当初予算が上がっている理由を教えてくださいと思います。

○永田税務課長 旧自動車税は9月で廃止されましたので、本来はないところですが、現在の滞納繰越分という形で、過去の滞納分が若干残っております。その額が計上されています。

○武田委員 それと、新しい自動車税、性能割とか種別割ですけれども、補正のところで、増税後の落ち込みでおおむね下がっていて、予算も下がっていたということでしたが、令和2年度からは影響がないという見込みで、全体として増になっているんでしょうか。

○永田税務課長 その部分については、見込みの中では特に加味しておりません。環境性能割のほうは、昨年度と比べますと伸びております。昨年度は半年分、今年度は通年分ということになります。通年した場合でも、倍の額になっ

ていないのは、税制改正等の影響で、減額の部分があり、そういったところを見込んでいるという状況でございます。

○武田委員 増税の落ち込みの部分は勘案していない、税率の分を出しているということですね。わかりました。

○日高委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、引き続き3課ごとに班分けをして議案等の審査を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたします。執行部の皆様、御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明につきましては、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

○棧総務課長 総務課でございます。それでは、総務課の当初予算について御説明させていただきます。

お手元の令和2年度歳出予算説明資料の71ページをお開きください。

総務課の令和2年度当初予算額は、3億518万円でございます。

それでは、主な内容について御説明いたします。

73ページをお開きください。

まず、下から2段目の(事項)文書管理費5,695万8,000円であります。

ページをめくっていただきまして、74ページの上段をごらんください。

これは、文書収発業務に要する送料や会計年度任用職員の人件費、文書管理システムの運用・保守等に係る経費でございます。

次に、その下の段の(事項)浄書管理費4,538万2,000円であります。

これは、庁内で作成する冊子類の印刷・製本業務の経費でありまして、印刷機器の保守・リース料、用紙等の消耗品代などでございます。

次に、ページ中ほどより少し下になりますが、(事項) 文書センター運営費3,461万3,000円です。これは、歴史的価値のある公文書や県史資料等を適正に保存管理するための経費でありまして、公文書のマイクロフィルム撮影委託、消火設備などの維持管理に要する経費等でございます。

総務課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○田村人事課長 人事課からは、当初予算のほか、条例改正の議案について御説明いたします。

歳出予算説明資料の77ページをお願いいたします。

令和2年度の人事課の当初予算額でございますが、49億1,721万4,000円です。

主な事業について説明いたします。

79ページをごらんください。

まず、ページの中ほどの(事項) 人事調整費7億3,034万6,000円です。

これは、説明欄の1から6にありますように、人事給与管理の全庁的な調整に要する経費であります。

次に、その下の(事項) 行政管理費4,725万2,000円です。

これは、行財政改革懇談会など、行政管理や行政改革に要する経費ですが、説明欄2の新規事業、ICT活用による業務効率化推進事業については、後ほど委員会資料で御説明いたします。

80ページをお願いいたします。

一番上、(事項) 人事給与費34億1,170万8,000円です。

主なものとしましては、説明欄2の退職手当33億2,607万9,000円です。退職見込み者に係る所要額を計上しております。

次に、(事項) 県職員研修費3,197万3,000円です。

これは、自治学院において行う県職員の研修に要する経費です。

次に、(事項) 職員派遣研修費2,179万6,000円です。

このうち、説明欄にあります1、職員の国内派遣研修としまして、自治大学校等への派遣に要する経費を、また、2、海外派遣研修としまして、職員の自主企画による短期海外研修や、自治体国際化協会シンガポール事務所等への派遣経費を計上しております。

次に、(事項) 東日本大震災被災地職員派遣事業費988万4,000円です。

これは、派遣職員の赴任等のための経費や、被災地へ派遣する職員の代替として会計年度任用職員を配置するための経費などです。

最後の(事項) 熊本地震等被災地職員派遣事業費1,508万7,000円です。

これは、上記の東日本大震災被災地以外での災害復旧業務に従事する職員の派遣に要する経費でございます。

次は、委員会資料で御説明いたします。

総務政策常任委員会資料の24ページをお願いいたします。

新規事業、ICT活用による業務効率化推進事業です。

まず、1の事業の目的・背景ですが、限られた人員・財源の中で、多様化・高度化する行政ニーズに的確に対応し、県民サービスを向上させるため、RPAやAI等のICTの活用による業務効率化を全庁的に集中して実施し、働き

方改革の一層の推進を図るものであります。

2の事業の概要ですが、(1)から(4)にありますように、令和2年度の予算額が4,398万円で、全額一般財源となっております。事業期間が、令和2年度から令和4年度までの3年間、実施主体は県となっております。

(5)の事業内容については、①から③までの3つございます。

①の事務処理のスマート化の推進では、現在、職員がパソコンで手作業で行っているデータ入力等の定型的な作業を、RPAやAI-OCRの導入により自動化するものであります。3年間で100業務での導入を目指しており、令和2年度は大きな業務効率化が見込まれる20業務を選定して取り組むこととしております。

また、これとあわせて、各種申請や手続等のオンライン化も推進してまいります。

②の会議録作成デジタル化の環境整備につきましては、県が開催しております各種審議会等の議事録作成を効率化するため、音声データをAIにより自動でテキストデータ化できるシステムを導入いたします。

③のテレワークの推進につきましては、モバイル端末を20台導入しまして、出張先等から県庁内のネットワークへ高度なセキュリティーのもとで直接接続できる環境を整備します。また、自宅のパソコンやスマートフォンから、庁内の情報共有ツールであります職員ポータルサイトに直接接続できるリモートアクセスの利用ライセンスもふやし、担当リーダー以上の全職員が、自宅や外出先から電子メールや庁内の電子掲示板等を確認できる環境を整備いたします。

3の事業効果としましては、これらのICTの活用により業務効率化を図りまして、相談対応や企画立案等の業務を充実させますとともに、

職員が地域に足を運ぶ機会等をふやし、より地域の実情に応じた施策を講じることができると考えております。

また、テレワークの推進によりまして、誘致やPR活動等の効果的な実施や、出張等のすき間時間の有効活用を図るとともに、災害発生時等の連絡手段を確保することができると考えております。

さらに、公務能率の向上による働き方改革が推進され、魅力的な職場環境づくりが行われることにより、今後の人材確保対策にも資するものと考えております。

人事課の当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、議案の内容について御説明いたします。

委員会資料の31ページをお願いいたします。

議案第28号「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴う会計年度任用職員の制度の導入に対応するため、必要な事項を定めるものであります。

次に、2の改正の内容についてですが、公務災害における補償額を算定する際は、まず、補償基礎額というものを定めることとなっております。

現行の条例では、県議会議員や非常勤職員などの報酬を支給する場合の額についてのみの規定となっておりますが、今回導入されますフルタイムの会計年度任用職員には給料を支給することとなることから、給料を支給する場合の補償基礎額について新たに規定するものであります。

具体的には、一般の職員に適用されます地方

公務員災害補償法に規定する平均給与額の例により、実施機関である任命権者が知事と協議して定めることとなりますが、その算出方法については、基本的には、災害発生日の前の3カ月間に支払われた給与の総額を、その期間の総日数で割って算出するもので、1日当たりの給与額とお考えいただければよいと思います。

最後に、3の施行期日についてであります、令和2年4月1日から施行いたします。

人事課からの説明は以上であります。御審議、よろしく願いいたします。

○平山行政改革推進室長 人事課行政改革推進室から、条例制定議案について常任委員会資料で御説明いたします。

委員会資料の30ページをごらんください。

議案第25号「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」であります。

まず、1の条例制定の理由につきましては、知事等の損害賠償責任の一部免責に関する規定が追加されました地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月1日に施行されることに伴いまして、関係条例の制定を行うものであります。

参考欄に、地方自治法の一部を改正する法律の概要を記載しております。

長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任につきまして、善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任の上限額を定め、これを超える部分を免責する旨を条例で定めることができ、議会は、当該条例の制定または改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならず、監査委員の意見の決定は、監査委員の合議によることとされております。

次に、2の条例の内容につきましては、知事

等の県に対する損害賠償責任について、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から下の表の額を控除して得た額について免れさせるものであります。

なお、表に記載しております額は、地方自治法施行令で定められました一部免責の基準どおりとしておりまして、それぞれの区分に応じて定められた額が賠償責任を負う金額の上限ということになります。

表の見方ですけれども、一番上の知事の賠償責任の上限額は、基準給与年額に6を乗じた額で、年収の6倍となります。以下、同様に、4倍、2倍、1倍という形になっております。

なお、下の2つ、地方警務官につきましては、都道府県警察の職員のうち、警視正以上の階級にある警察官のことでして、警察法の規定により、一般職の国家公務員とされておりまして、その給与は国庫から支弁されるため、地方警務官の基準給与年額と記載しております。

最後に、3の施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

人事課行政改革推進室からの説明は以上です。

○吉村財政課長 歳出予算説明資料の83ページをお願いいたします。

財政課の令和2年度当初予算について御説明いたします。

財政課の令和2年度当初予算額は、一般会計、特別会計を合わせまして1,880億2,955万9,000円をお願いしております。

その内訳は、一般会計が838億9,958万9,000円、公債管理特別会計が1,041億2,997万円となっております。

85ページをお願いいたします。

一般会計の主な内容を御説明いたします。

まず、中ほどの(事項)諸費が18億3,122

万8,000円になります。

その内訳は、説明欄にありますとおり、1、税外収入の還付等に要する経費と記載しておりますが、国庫補助事業の確定等に伴います国庫補助金の返還等に備える経費といたしまして16億500万円、2、庁内一般共通経費と記載しておりますが、突発的な事象等による各所属の諸経費の不足を補う経費として2億2,622万8,000円を、それぞれ財政課で一括計上しております。

次に、一番下の(目)財産管理費が10億7,269万7,000円になります。

これは、次の86ページにかけまして、各事項の欄に記載しております財政課が所管する基金の運用益等の積み立てに要する経費になります。

なお、86ページの一番下の(事項)新規事業、宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金積立金として、10億9万6,000円を計上しておりますが、この基金は、先ほど部長が当初予算案の概要の中で御説明しました国民スポーツ大会等の開催に要する経費の財源を確保するためのものであり、企業局の電気事業会計からの繰入金等を積み立てるものであります。

87ページをお願いします。

(款)公債費としまして、総額806億6,923万5,000円を計上しております。

主な内訳といたしまして、(事項)元金償還金に758億5,715万7,000円、(事項)利子償還金に47億1,743万2,000円を計上しておりますが、そのほとんどを県債の償還財源といたしまして、公債管理特別会計に繰り出すものであります。

87ページの一番下、最後に予備費でございますが、例年どおり1億円を計上しているところであります。

89ページをお願いいたします。

続きまして、公債管理特別会計の内容を御説

明いたします。

まず、(事項)県債管理積立基金に18億1,040万円を計上しておりますが、これは、満期一括償還債の償還財源を計画的に基金に積み立てるものであります。

次に、(款)公債費であります。総額1,023億1,957万円を計上しております。

その内訳といたしまして、(事項)元金償還金が975億8,745万8,000円、(事項)利子償還金が47億1,743万2,000円となっております。

財政課の歳出予算は以上であります。

続きまして、常任委員会資料の32ページをお願いいたします。

議案第29号「宮崎県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催基金条例」についてであります。

繰り返しの説明になりますが、基金の設置目的は、令和8年度に開催いたします第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の開催に要する経費の財源に充てるために設置するものであります。

設置期間は、令和2年4月1日から令和10年3月31日までとしております。

大会開催は、令和8年度になりますが、他の基金と同様に1年間の清算期間を設けております。

基金条例の説明は以上になります。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況と記された資料の1ページをお願いいたします。

総括的指摘要望事項の①といたしまして、「本県財政について、今後の財政負担を見込んだ上で、引き続き財政改革を着実に実行し、予算の効率的・効果的な執行に努めるとともに、歳入確保にもしっかりと取り組み、健全な財政運営を

行うこと」についてであります。

令和2年度当初予算につきましては、喫緊の課題であります人口減少対策や国土強靱化対策に加えまして、国民スポーツ大会に係る経費等につきましても、計画的に予算計上を行ったところであります。

このうち、国土強靱化対策につきましては、国の予算確保と地方財政措置のある県債の活用により、実質的な負担を抑えることに努めまするとともに、国民スポーツ大会等の開催に係る経費は、基金を設置して計画的に財源を確保していくこととしております。

その結果、当初予算額は、令和元年度6月補正後と比べまして1.3%の増を確保しますとともに、収支不足額は210億円、県債依存度は11.5%と、例年と同程度に抑えたところあります。

今後も、多額の財政需要が見込まれる上、新たな財政需要にも備える必要がありますことから、引き続き将来を見据えた健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

財政課からの説明は以上であります。

○日高委員長 各課の説明が終了いたしました。

議案について質疑はありませんか。

○高橋委員 私は、恥ずかしながらアナログ人間なものですから、単純なことを聞きますけど、委員会資料の24ページです。人事課から①で説明があって、へえと思ったんですけど、手作業でやっていたもの、二重業務という説明をされましたけれど、これはもう自動化できるということですね。

○平山行政改革推進室長 現在、申請書とか紙で出てきたものを目を見てパソコンに入力というような作業を手作業で行っております。

また、あるパソコンで処理したデータを次のシステムに移行する場合などにも、目を見た数

字をキーボードで打ち込むという作業をしております。

そういった作業をソフトウェアを使いまして、例えば紙ですと、A I—O C Rという読み取り機で読み取ったものをテキストデータ化して、キーボードを打たなくても自動的に入力すると。また、ほかのシステムへの電子データの移行につきましても、目を見て行っていたものをソフトウェアで自動的に行いますので、人がキーボードで入力する作業がなくなるということでございます。

○高橋委員 すごいですね。これはすごい仕事量が、今、二重業務だから、どんどん拡大することがあり得るということですよ。

それと、テレワークの推進のところで、今の段階では担当リーダー以上のところでやりますよということで、20台ぐらいの端末を購入するということでしょうけど、これは行く行くは、テレワークだから、障がい者の方々、いろんな専門的な能力をお持ちの方もいらっしゃるわけですよ。そういう方々が県庁で活躍することも可能かなと、説明を聞きながら考えた次第です。今のところはリーダー以上だから、段階とかがあるのかなと思って説明を聞いたところですよ。そういった展望なんかもイメージされているんでしょうか。

○平山行政改革推進室長 まず、テレワークのモバイル端末20台につきましては、本庁の各部に2台程度と出先機関に4台程度置く予定にしております。当面はそこからテレワークを進めたいと思っておりますが、このモバイル端末につきましては、県庁のネットワークに接続しまして、通常の職員が座席で仕事ができるような状況と変りませんので、今、委員から御指摘がありましたような、将来的には障がいを持つ

た方とかが、県庁の職員に採用された後でございませうけれども、在宅で仕事をするというようなことも可能になるものと考えております。

また、先ほどありましたリーダー以上と申しますのは、リモートアクセスのほうでして、こちらのほうは県庁の電子メールとか全庁掲示板といったポータルサイトにアクセスできるものですが、セキュリティーの関係で、自宅とかで作業をしたデータをアップロードできないことになっております。こちらのほうは、アクセス数のライセンスを1,000ふやしまして、担当リーダー以上の全員が電子メール等のやりとりができるようにしたいと考えております。

○重松委員 関連ですけれども、テレワークではないんですが、今後ネット会議とか、そういうシステムをつくっておいたほうが、今回のコロナウイルスとかで職員が参加できないとか、遠隔地との会議を行うためにも、そういうものが今後必要になってくるんじゃないかなと思いますけれども、構想はありますでしょうか。

○平山行政改革推進室長 テレビ会議につきましては、現在システムがありまして、本庁での会議を総合庁舎等で映しまして、職員が本庁まで出向かなくても会議に参加することができるようになっております。

また、システムを改修と申しますか、やりかえておまして、以前は大きなシステムで、個人の机の上ではできなかったんですが、現在は、パソコンにカメラが内蔵されているものを順次導入しておまして、そのカメラと音声マイクを使いまして、テレビ会議システムを自席でも使えるようなシステムに移行させているところでございます。

まだ回線の容量の関係で、スムーズな動画が流れないというような支障もございませうけれど

も、順次改修を行いまして、将来的には在宅と申しますか、自分の席でテレビ会議ができるような形での運営を行っていきたくて考えております。

○重松委員 我が党も、スカイプを使ってそういう会議構想をやっつけようという準備、試験をやっているところですので、ぜひ、やっていただきたいと思っております。

あと、先ほどのOCRなんかでの文字の変換とか、音声もそうなんですけれども、今、簡素な端末で名刺管理とかPDFを文書に変える作業をすることもありますが、意外と文字化けしたりとかがあるんですけれども、その辺の精度はいかがなものでしょうか。

○平山行政改革推進室長 以前のOCRですと、文字認識の精度が低くて、文字認識をした後、もう一度自分の目で確かめて修正しないと申すという作業にかなりの時間を要していたんですが、近年ではAI-OCRということで、いろんな手書きの癖のある文字をコンピューターで判読いたしまして、認識率がかなり上がってきております。9割ぐらいまでは上がってきているんじゃないかと思うんですけれども、そういった認識率でございませうので、手作業での修正は以前に比べましてかなり少なくなってきた、十分実用的なレベルに達してきていると認識しております。

○重松委員 しっかり進めていただきたいと思っております。

○丸山委員 関連でなんなんですが、ことしは100業務あるけど、20業務を先行してやるということなんなんですが、この先行する業務というのは、各課がうちもやりますということなのか、もしくは所管課のほうから、ここはこうだから、もうやったほうがいいですよというふうにピック

アップしてやるのか、どういう流れになっているんでしょうか。

○平山行政改革推進室長 100業務につきましては、来年度20業務を目標にしているんですけども、現在、各所属に対しまして、来年度からRPAを導入したい業務ということで照会をかけるような取り組みを行っているところでございます。

今年度、RPAの試行ということで4業務で取り組んでおりますけれども、その取り組みの中で37業務につきまして、こういった業務をしたいということで既に手が挙がっておりまして、その4業務以外の業務につきましても、優先的にRPAの導入の対象としていきたいと考えております。

また、令和3年度以降も、各所属からの要望、また、ほかの自治体等で取り組まれている効率的な事例等がありましたら、こちらからも提案して業務を順次拡大していきたいと考えております。

○丸山委員 ぜひ進めていただいて、そこで軽減できる人材を福祉とかほかのところに。今、室長が言ったように、いろんなところで人材が欲しいという要望があったりするものですから、それに向けたシステムになるために、またできると思いますので、各県の情報とかも含めて、ニーズに合うような形でやっていただきたいと思っております。これは知事部局ですけども、教育委員会とか、もしくは警察本部とか、ほかのところにも波及していくということで考えてもよろしいんでしょうか。

○平山行政改革推進室長 まず、職員の配置につきましては、こういったRPAを導入することで処理が削減できまして、その所属の適正な職員数が変われば、定員配置の見直しの中で、

今忙しいところに柔軟に配置するような取り組みを行っていきたいと考えております。

また、ほかの県で取り組まれた例などで有効な例があれば、そういった例も参考に取り組んでいきたいと考えております。

○高橋委員 財政課のところでもちょっと教えてもらえませんか。85ページの諸費で国庫支出金返還金に備えるものということで説明があったわけなんですけど、きのう補正の説明があったものだから、昨年度並みに計上されていますが、これは毎年この返還に備えるということで準備されているわけでしょう。ということは、今年度はもう全て返還で使い切ったということなんですか。

○吉村財政課長 国庫返還金といいますのは、例えば令和元年度の返還金が、そのまま令和元年度に生じるわけではなくて、過去に受け取った国庫支出金等について、検査や財産処分等によって返還が生じる場合があります。

ですので、正確な数値を毎年見込むことができないものですから、過去最大規模で返還等が生じた経費も見込んだ上で、令和2年度当初予算では16億円を計上しております。

ちなみに、令和元年度につきましては、同額の予算を組んでおりましたが、現時点で7億円ほど消化しているところであります。

○坂口委員 適化法なんかによる返還金も、これに含まれることになるんですか。

○吉村財政課長 そのとおりであります。

○日高委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○平山行政改革推進室長 行政改革推進室から、令和2年4月1日付の組織改正案につきまして

御説明いたします。

お手元の総務政策常任委員会資料の33ページをお開きください。

まず、1の基本的な考え方ですが、今回の組織改正は、組織の簡素効率化に配慮しつつ、みやぎ行財政改革プラン（第三期）に位置づけた行政需要等の変化に対応した組織体制の整備等の観点を踏まえまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の主な組織改正の内容ですが、枠内の3点につきまして、個別に御説明いたしますので、資料の34ページをごらんください。

まず、(1) 情報政策課の担当を再編し、先端ICT利活用担当、電子自治体推進担当を設置しております。

本格的な少子高齢・人口減少時代を迎える中、本県の持続可能な産業、地域社会の実現に向け、農業や福祉、教育などのさまざまな分野にAI、IoT、5Gなどの先端技術の利活用促進を図るため、下の組織図にありますとおり、情報政策課に先端ICT利活用担当を設置いたします。

また、ICTの利活用によります庁内の働き方改革の推進や、県、市町村におけるデジタルガバメントの推進を図るため、電子自治体推進担当を設置いたします。

次に、(2) 国民スポーツ大会準備課に、競技式典担当を設置であります。

令和8年に本県で開催予定の国民スポーツ大会の総合開会式、閉会式の式典企画や、競技運営役員等の養成、中央競技団体正規視察対応等の業務を行うため、下の組織図にありますとおり、国民スポーツ大会準備課に競技式典担当を設置いたします。

次に、35ページをごらんください。

(3) 中央福祉子どもセンター（中央児童相

談所）の相談支援体制を1課3担当制から2課4担当制に再編であります。

組織図の現行欄をごらんください。

増加・複雑化する児童虐待相談等に的確かつ組織的に対応するため、現在のこども相談課、こども指導課を再編いたしまして、改正後の欄にありますとおり、こども相談第一課、こども相談第二課を設置いたします。

あわせて、こども相談第二課に、相談支援第四担当を新設いたしまして、相談支援に対応する担当を3担当から4担当へ、1担当増設いたします。

なお、今回の再編に伴いまして、現在のこども指導課処遇指導担当は廃止となります。

最後に、お手数ですが33ページにお戻りいただきまして、知事部局の組織数の増減についてであります。

下の欄にありますとおり、本庁の部等、局、課、課内室及び出先機関の数の増減はございません。

組織についての御説明は以上でございます。

続きまして、内部統制制度の導入について御説明いたします。

委員会資料の36ページをごらんください。

まず、1の内部統制制度の概要であります。内部統制制度は、地方自治法等の一部を改正する法律により、令和2年4月1日から知事部局において新たに導入される制度で、都道府県知事等に内部統制に関する方針の策定と体制の整備が義務づけられ、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査意見を付して議会に提出することとされております。

次に、2の宮崎県の内部統制に関する方針であります。昨年の3月1日に策定しております。

(1)の内部統制の対象事務につきましては、必須であります財務に関する事務に加えまして、知事が認める適正な管理及び執行を確保する必要のある事務としております。

(2)の内部統制の目的及び取組の視点につきましては、①から④の4つとしておりまして、これらの視点で取り組んでまいります。

(3)内部統制の推進体制でございます。

まず、推進部局ですが、全庁的な内部統制の取り組みを推進するため、副知事を総括責任者とする内部統制推進会議を設置いたします。そのもとで、各部局、各所属におきましては、リスク及びその対応策について職員に周知を行い、職員は対応策に基づいて事務を執行してまいります。

次に、評価部局につきましては、推進部局とは独立して設置することとされておりまして、内部統制の整備状況・運用状況について評価を行い、評価報告書を作成し、監査委員の意見を付した評価報告書を令和3年度以降の議会へ提出することとなります。

次に、内部統制の対象とするリスクであります。①の選定方法にありますとおり、①から③のリスクについて把握を行い、影響度、発生可能性、質的重要性を考慮いたしまして、組織として対応する必要性の高いリスクを選定することとしております。

37ページをごらんください。

(2)の選定案につきまして、現時点での案ではございますが、財務に関する事務が63項目、文書の管理、情報の管理に関する事務が19項目の計82項目のリスクを選定することとしております。

次に、4、試行の実施状況であります。①の目的及び対象のとおり、制度の職員への周知

や制度導入に当たっての課題を抽出するため、知事部局の138所属で、昨年12月の1カ月間、22項目を対象として試行を実施しております。

実施内容は、(2)にありますとおり、リスク対応策に基づいて、各所属において事務を執行し、その結果について各所属において自己点検を実施、その自己点検結果を踏まえて、現在試行の評価を行っているところであります。

(3)の課題につきましては、新たに始まる制度でありますことから、職員への周知徹底及び整備上の不備と運用上の不備の整理の2点が課題であると考えております。

次に、5の令和2年度、3年度のスケジュールであります。①の令和2年度につきましては、4月から制度が施行され、職員は、リスク対応策に基づいて事務を執行し、9月に整備・運用状況の中間点検を実施、3月末に年間の状況について点検を実施する予定としております。

(2)の令和3年度につきましては、6月に令和2年度を対象としました内部統制評価報告書を作成し、9月に監査委員の意見を付した評価報告書を議会に提出することとしております。

説明は以上でございます。

○吉村財政課長 常任委員会資料の38ページをお願いいたします。

財政見通し(試算)について御説明いたします。

多額の財政負担が必要となります国民スポーツ大会等に係る予算措置が、いよいよ本格化しますことから、今後の財政見通しにつきまして、試算を行いましたので、御説明いたします。

今回の試算につきましては、あくまでも一定の条件のもとでの現時点での試算でありまして、将来の財政運営等の参考にするための資料とし

て御理解いただければと存じます。

まず、試算の前提といたしまして、冒頭に記載しておりますが、令和2年度までの緊急対策でありました国土強靱化対策、このうち令和2年度当初予算額に含まれます220億円を除きました予算額、約5,900億円をベースに、国民スポーツ大会等に係る追加財政需要を見込んだ上で試算を行いました。

中ほどより下に点線で囲っておりますが、具体的な試算方法といたしまして、歳入につきましては、県税や地方交付税等の合計になります一般財源総額を令和2年度と同水準に、県債につきましては、後年度負担を勘案した上で、現行活用可能な起債を可能な限り活用しております。

また、歳出につきましては、公債費のうち既発債——既に発行している起債の返還につきましては、契約に基づく償還額を、新発債——新たに発行する起債につきましては、これまで本県ではおおむね20年で起債を償還しておりましたが、耐用年数に応じて一部起債につきまして、最長30年の償還期間を設定し、試算を行っております。

また、普通建設事業につきましては、国民スポーツ大会の施設整備等に係る経費を加算しており、このうち練習施設の整備につきましても、起債充当が可能であることから、合わせて計上しております。

具体的には、上の表の2のとおり、年次別でハード事業、ソフト事業をそれぞれ加算したところであります。

社会保障関係費につきましては、高齢化の進展等を踏まえまして、おおむね年間1.6%程度の増で試算をしております。

この条件のもと試算を行ったものが、表1の

財政見直しになります。

歳入合計のところを見ていただきたいんですが、おおむね5,800億円前後で、歳出合計につきましては、おおむね6,000億円弱、予算編成時の収支不足は、おおむね二百数十億円程度で推移します。

参考に、国土強靱化対策の予算がなかった平成30年度の予算額を右端に記載しておりますが、比較いたしますと、歳入のうち県債と、歳出のうち普通建設事業費が、国民スポーツ大会の施設整備等が本格化いたします令和3年度から令和6年度にかけてかなり増加するのに対しまして、公債費は一部30年償還とすることにより、ほぼ増加することはありません。

この結果、まず、表1の①の行にあります財政関係2基金の残高につきましては、令和10年度において317億円まで減少いたしますが、このページの一冊下、枠囲み内の①にありますとおり、財政力指数が同程度の県の平均残高以上の規模は確保できることとなっております。

また、表1の②の県債残高につきましては、ページ下の枠囲みの②にありますとおり、県債発行の増により、臨時財政対策債を除く残高は、令和10年度には5,252億円と、令和2年度と比較いたしますと300億円増加することとなりますが、総額では臨財債の償還が進むことから減少することとなります。

また、今回の試算におきましては、ページの一冊下の丸にありますとおり、施設整備や公債費に活用可能な県有施設維持整備基金を取り崩すことなく、令和2年度末残高237億円を維持しております。

今後、公共施設の総合管理計画の個別施設計画の策定に伴い必要となります老朽化対策も財源が確保されることとなりますので、国民スポ

ーツ大会の準備と並行いたしましたして、老朽化対策を行うことも可能ではないかと考えているところでもあります。

続きまして、資料の39ページをお願いいたします。

今回の試算におきまして、先ほど説明いたしましたとおり、一部県債につきまして、償還期間を20年から30年に延長しますことから、公債費と県債残高の推移を令和30年度まで推計しております。

折れ線グラフが公債費の推移になりますが、県債の償還を最長30年とすることにより、毎年度の公債費がおおむね650億円程度で平準化します。

また、棒グラフが県債残高になりますが、令和2年度の8,500億円程度から緩やかに減少し、おおむね8,000億弱程度の残高が続くこととなります。

グラフの下の表3に、健全化判断比率の試算を掲載しております。

④の部分にありますとおり、比率は、平成30年度決算値と同程度で推移しますとともに、令和30年度におきましても、財政力指数が同程度の県の平成30年度の平均値を下回る値で推移します。

この試算の結果を見ますと、国民スポーツ大会開催後も、財政の健全性は一定の水準で維持できるものと考えております。

しかしながら、冒頭申し上げましたとおり、あくまでも一定の条件のもとでの現時点での試算であります。その時々で財政状況は変わります。したがって、この見通しも変わっていくこととなります。

令和2年度には、主要3施設につきまして、実施設計を行いますので、実際の事業費が判明

してまいります。また、公共施設の老朽化対策に要する経費も見えてきますので、必要に応じて、この財政見直しを見直し、また進化させまして、毎年度の予算編成や財政運営に活用していきたいと考えております。

説明は以上であります。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時55分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

ここでお諮りいたします。質疑が続いておりますが、残りの質疑につきましては、本日の午後1時10分から行いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議がないようですので、午後1時10分再開といたします。

暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時9分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

第1班のその他報告事項について質疑はございませんでしょうか。

○高橋委員 組織再編改正で、中央福祉こどもセンターは担当の新設があるわけだけど、ここは専門性と機動性が問われている、今本当に極めて重要な部署だということは皆さん御認識だと思っておりますが、実数は何人ふえるんですか。

○平山行政改革推進室長 職員数につきましては、現在人事異動の作業中でして、正確な人数を申し上げることはできないんですけれども、

児童福祉士の人数といたしましては、現在、中央児童相談所に15名、南部に8名、北部に7名配置しております。これが、配置基準が見直されまして、現在、人口4万人に1人となっております基準が、令和4年度には3万人に1人ということでふえる予定となっております。その関係で令和2年度と3年度につきましては、経過措置がございまして、その経過措置に合う人数での配置にはなっております。実際に何人ふえるかというところの数字が正確に申し上げられなくて申しわけないんですけども、現在の配置基準に合った形での配置とは考えているところでございます。

○高橋委員 今現段階で、正確な人数は言えないが、配置基準に照らすとふえると理解しているということですね。

○平山行政改革推進室長 配置基準に照らした児童福祉士と児童心理士の数につきましてはふえるということでございます。ただ、中央福祉こどもセンター全体のトータルの職員数につきましては、今申し上げましたとおり人事異動の配置がえ等もございまして、何人ふえるという話がこの場で正確なお答えができないということでございます。

○高橋委員 ちょっと奥歯に物が挟まった言い方のような気がするんですけど、トータルではプラス・マイナスでひょっとしたら一緒だったりとか、そういうこともあり得るのかなと考えて質問したんですが。

○平山行政改革推進室長 トータルの人数が何人になるかというところは私のほうで把握しておりませんが、児童福祉士と児童心理士につきましては配置基準を満たす形になっております。この35ページの現行と改正後の表を見ていただ

きますと、こども指導課の処遇指導担当を廃止しましてその人数も振りかえることにしておりますので、そういった形で全体の人数の調整がなされるというふうに理解しております。

○高橋委員 いろいろと問題になっていることに配慮するというのもう十分御理解していらっしゃると思うので、現場の意見をしっかりと尊重していただきたいんですよ。今、ここ以外にも研究職がかなり少なくなっているという話を聞いたりするので。例えば、農業職でいうと、亜熱帯作物支場周辺のジャカラндаで、一時期寒さに弱くて咲かなかったりした時期があつて、品種改良、いわゆる耐寒性を持つ育種をしているのだらうと思つたら途中でやめているんですよ。何でかというところと研究職が足りないんですよ。直接農家の所得が向上する研究ではないじゃないですか。だから、所得向上つながるライチとかベビーハンズとかの研究を優先して、もうやめたということですよ。だから現場ではそういう苦渋の選択をしていることも、人事権を持つ、いろんな企画をされているところはそこをしっかりと把握しておいていただきたいと思つています。

○日高委員長 関連で何かありますでしょうか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○日高委員長 その他で何かありませんか。

○坂口委員 財政課に、さっきの財政の今後の見通しで。令和2年度の当初予算をベースに、それから令和2年度で終わる緊急対策の国土強靱化をその後はないものと仮定して、新たに生じる国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会での公債費なんかをその中に加えて分析をしたと。まず38ページで財政規模を示していただいています。次の39ページで健全化判断比率として出てくる数字というのは、それを率直に

指標化した数字と見ていいんですか。

○吉村財政課長 委員のおっしゃるとおりで間違いはございません。

少し補足させていただきますと、まず、令和2年度当初予算から国土強靱化を抜きました5,900億円を試算のベースとしてスタートしております。もうちょっと予算規模を減らせば、もっと楽な財政見通しをつくることも可能なんですけれども、予算規模を落とすということは行政サービスの低下ともとられかねないということもございます。そういうことはできませんので、最低限のベースとして、まず5,900億円という予算ベースを置きました。

その上で、令和2年度で終了いたします、例えば木花の津波避難施設等の経費は除いておりますし、一方で債務負担行為を認めていただきました長距離フェリーに係る一般財源負担額とか、あと令和2年度では、みやぎ丸とか進洋丸といった船の実施設計を既に予算要求させていただいておりますので、それらに伴う新たな財政需要として、はっきりしているものは乗せた上で試算しました。その上で必要となる県債を合わせて、それによって発生する公債費をもとに39ページのほうは試算をさせていただいたところであります。

○坂口委員 そうしたら、想定されるもの、予定されるもので間違いのないものについては、もう既にこの中に織り込んでいるということと、金額でも指標でもですけど、これを基準点みたいにして、それで何らかの拘束を今後かける性格のものでは決してないと。あくまでも今の時点での単純な数字の見通しということで捉えていいんですか。

○吉村財政課長 おっしゃるとおりです。あくまでも試算でございまして、一定の基準で現時

点で見込まれる数字を試算したものであります。今後この指標に基づいて、予算総額を抑えるとかそういうことを考えているわけではございません。どちらかといいますと、今後本県は財政出動をしないとイケない状況にあります。多額の財政出動をするに当たって、将来的な財政見通しをしっかりと押さえた上で予算措置、財政運営をしていく必要があるかと考えておりますので、あくまでも試算ではございますが、このような財政見通しを今回つくったところであり

○坂口委員 そうしたらちょっと安心しました。例えば、今物すごく深刻な問題に直面している新型コロナウイルス、経済一つとっても今後どんな状況に行くのかもわかっていない。必ず手だては必要になってくるし、災害一つ見ても温暖化に伴って規模が違ってきましたよね。そういったものに対しての突発的と思えるような、恒常的なものではないものがあるのと、特に気になるのが国土強靱化が令和2年度で終わるということで、議会としては意見書なり、一丸になって継続してこういうような整備してくれということ、インフラのおくれとかをやってほしいということをやっているんですけど、そういうものには必要性が出れば対応できるということ、いいんですか。この数値を見てもまだ安全圏のほうにはいるなという気がするんですけど。

○吉村財政課長 今御指摘いただきましたとおり、新型コロナウイルスにつきましては、まだ感染が拡大しているところでありまして、まず、感染を抑えることに県庁一丸となって取り組んでいるところでありまして、現状、人の動きが全くない状況、当然物も動きませんし、お金も動いておりません。したがって、景気への影

響が非常に心配をされるところです。

国のほうでも早速、新年度予算の成立後に補正予算を組むというような報道もされているところです。本県もそのような必要が出てくれば当然最優先に対応すべきと考えておりますし、あわせて国土強靱化対策につきましては、国の骨太の方針の中で、令和3年度以降も何らかの予算措置を行うというふうに示されております。具体的な予算規模等は示されておられませんので、なかなか額等はつかめていないところではあります。本県は、御承知のとおり他県に比べて社会基盤整備が非常に遅れております。そういうこともございまして、これまで国土強靱化対策につきましては3か年別枠で予算措置をしてきたところです。引き続き国から手厚い地財措置を含めた国土強靱化対策等が打ち出されれば、それに合わせて予算措置をしていく必要もあろうかと考えております。

そうしますと、現状6,000億円弱で推計はしておりますが、これがふえる可能性は当然想定をしているところです。ふえれば財政関係2基金がさらに減る可能性も出てまいりますので、そのあたりをきちんと見据えた上で起債の発行額等も調整できるように、そのベースとして今回この見通しを作成したというところもございませぬ。

○坂口委員 多分弾力を持っていかないと、特に先ほどの将来見通しの中で、例えば社会保障費の伸びを年1.6%としていますけど、果たして周りを見たときに本当にその範囲で納まるのかなど、ちょっと遠慮したのかなというような感じを受けないでもないし、人口減少対策なんていうのは知事の最優先公約でしたよね。でも形として見えてきていないということで、そこら辺でまだ財政ニーズは高まるんじゃないのかな

というのが一つあるんですよ。

私も天唾になってしまうけれども、今まで起債の償還を20年でやっているけど、それを30年ぐらいにして、最大限その期間は使って、そしてさらに投資できるように、あるいは平準化できるようにする必要はあるんじゃないかというのを一般質問でもやりました。それを否定するわけではないんですけど、この比率からいって、状況によっては今までみたいに繰り上げ償還というものも可能なら置いといて、今回みたいな大型の財政需要——国民スポーツ大会みたいなものがまた20年あるいは30年以内に出てこないとも限らない。だから、やっぱり緩めると締めるのを両方合わせながら、この見通しはあくまでも見通しで、今の時点で想定できるだけ今後負担の可能性があるのかという、いわば可能性の見通しだと思うんです。だから、弾力的にぜひやっていただいて、30年が決して正解じゃない。20年が正しいかもわからないということの対応も含めて弾力的な運営をやっていただけると。

○吉村財政課長 おっしゃるとおり、まず社会保障関係の伸びにつきましては、1.6%が決して正しいと思っているわけではございませんで、現状等を踏まえて最大限これぐらいの伸びにさせていただきました。逆に言えば、県の施策として社会保障関係費をもっと伸ばす必要があるということであれば、これを2%、3%にしたときの財政見通しというのもまたつくる必要があろうかと考えております。

あと、起債の償還につきましては、今回一部の起債につきまして、20年から30年に延ばしました。起債という制度は、そもそも施設の耐用年数に応じて償還期限を定めるものです。例えば、今回つくります陸上競技場につきまして

も、30年先の方もその利用のメリットを受けるということで、償還については30年先の方にも御協力いただくという意味もあって、耐用年数に合わせた償還年限を設定しようと考えているところです。ただし、当然、償還年限を延ばせば利払いはふえることになり、財政に負担をかけることにはなりますので、国スポ終了後、財政に余裕ができれば、そのあたりも計算しながら、縮めることができれば縮めていくこともあわせて考えていきたいと思っております。

○坂口委員 そうですね。社会情勢とか財政ニーズを見ながらということと、今、超低金利というかマイナス金利の時代だから、果たして縮めることが得という時代が来るのかということも疑問ではあるんですけども、一方ではアセットマネジメントというのは、実際は計画的な更新とかメンテナンスというのはまだ本格的に始まっていないですね。だから、そこら辺も踏まえながら、将来の人たちの負担というものは両方から見ていく必要もあると思いますので、くどくなりますけど、ぜひ弾力的な考えで対応していただけると。

○吉村財政課長 委員御指摘のとおり、今、金利は非常に低い状況でございます。起債をするに当たっても、長期で借りたほうが有利という判断も十分できようかと思っておりますので、本県でも超長期債の借り入れもしているところでもあります。

あわせまして、あくまでもこれは見通し、試算でございますので、その時々々の財政状況に応じてしっかり必要となる財政需要に対応できるよう、弾力的な運用に努めてまいりたいと考えております。

○高橋委員 歳出の試算のところ、普通建設事業費で追加の財政需要を加味した額というの

は、いわゆる教育施設なんかは結構古い施設があって、長寿命化でいろいろ工夫されているとは思いますが、どうしても建てかえというところが結構あるんじゃないですか。例えば、赤江の支援学校とか明星視覚支援学校とかちょっとひどいですがものね。そういったところは入っていないですね。

○吉村財政課長 はい。まだそのあたりまで全て見込んでいるわけではございません。先ほど説明の中で申し上げましたが、今、公共施設総合管理計画の中の個別施設計画を策定中でございます。それができましたら、全体として必要となる施設の建てかえ等も当然発生してまいりますので、冒頭申し上げましたが、県有施設維持整備基金はこの試算上は使っておりません。当然建てかえになりますと起債を使うことができますし、起債が当たらない一般財源相当部分にこの基金を活用することで、公共施設の老朽化対策も可能な限り必要度の高いもの、緊急性の高いものから国スポの準備とあわせて実施できるように財政運営はしていきたいと考えているところです。

○高橋委員 それと坂口委員もおっしゃったように、コロナウイルスが早く収束したにしても、何らかの手を打たないといけない。国もやるんだろうけど、県でいろんな上乘せだったり。要件とかあったりして、国の支援が届かないところはやっぱりあると思うんですよ。口蹄疫からの復興のために1,000億円のファンドをつくったじゃないですか。そういう規模かどうかは置いておいて、何らかの対策をとるときが来ると思うので、そういったところも考慮したものにしていく必要がありますよね。

○吉村財政課長 新型コロナウイルスがある程度落ちついた後は、当然経済対策も必要になる

うかと思えます。今、例示として口蹄疫の際のファンドのお話が出ました。1,000億円のファンドをつくりまして、3%の利率の運用益、30億円の範囲内で対策を練ってきたところです。ただ、現状はマイナス金利で、ファンドを仮につくったとしても運用益はほぼ見込めないところですので、やはり何らかの経済対策を打つとなると、直接的な支給や貸し付け、あと貸し付けに対する利子補給とか、そういうようなことを考えないとなかなか大変なのではないかと考えております。

○日高委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上で第1班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時29分休憩

午後1時30分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

次に第2班として、財産総合管理課、税務課、市町村課の審査を行いますので、順次議案の説明をお願いいたします。

○横山財産総合管理課長 財産総合管理課でございます。

お手元の令和2年度歳出予算説明資料の91ページをお開きください。

当課の令和2年度当初予算額は35億8,768万4,000円をお願いしております。

主な内容について御説明いたします。

93ページをごらんください。

一番下の(事項)防災拠点庁舎整備事業費10億996万1,000円でございます。

説明は94ページになりますが、これは、ことし8月の供用開始に向けて進めております防災

拠点庁舎の建設について、事業を継続するために必要な備品購入費や工事請負費等であります。

次に、ページ一番下の(事項)県庁舎BCP対策事業費5億7,000万円でございます。

これは、大規模災害などの非常時における行政機能の維持を図るため、本庁舎及び総合庁舎等の窓ガラスの飛散防止や受電設備等の高所移設、非常用水源確保などの対策を行う事業で、平成28年度から順次施工しているものでございますけれども、令和2年度に行う受電設備やエレベーター耐震改修などに要する経費でございます。

95ページをごらんください。

一番上の(事項)東京ビル運営費4,177万円でございます。

これは、宮崎県東京ビルの設備管理や指定管理料など、運営管理に要する経費であります。2の新規事業、東京ビル再整備計画事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

1つ下の(事項)公有財産管理費2億5,189万1,000円でございます。

これは、県有財産の災害共済分担金などの公有財産維持管理、県営住宅・職員宿舎などが所在する市町村に、固定資産税に相当する額を交付する県有資産所在市町村交付金のほか、県有財産の貸し付けや処分を予定している土地等の草刈り・剪定などの維持管理、測量・不動産鑑定、新聞広告などを行う県有財産利活用強化促進事業に要する経費であります。

資料変わりました、総務政策常任委員会資料の26ページをお開きください。

新規事業、東京ビル再整備計画事業であります。

東京ビルの再整備につきましては、去る1月

の閉会中の常任委員会におきまして、現状や課題、方向性のほか、民間活用により再整備する際の機能や、想定される整備手法の検討状況を御報告させていただいたところであります。

今回、再整備に向けてさらに手続を進めるため、来年度の新規事業として、本予算を計上させていただいたものであります。

まず、1、事業の目的・背景であります。

東京ビルにつきましては、前回の常任委員会におきまして御説明しましたとおり、老朽化が進んでいること、資産の高度利用の余地があること等から、民間活用による再整備を計画しているところであります。

民間活用により再整備を行う場合は、民間のノウハウの導入を促すため、県は必要最小限の性能を示し、民間から提案を受ける、いわゆる性能発注を行うこととなります。

この性能発注を行うに当たりましては、県が整備にかかる基本計画やそれを具体化していくために必要な条件等を盛り込んだ公募要項等を作成する必要がありますが、そのために必要な専門的知識を有する事業者に助言や情報提供などの支援を委託するものであります。

予算額は、2、事業の概要(1)にありますとおり、1,194万6,000円で、事業期間は(3)にありますとおり、令和2年度の単年度事業であります。

この事業で支援を委託する具体的な内容は(5)に記載のとおりであります。

まず、1つ目のポツにあります、基礎情報や事業を推進していく上での課題等の整理ですが、これは東京ビルが建つ土地に関する建築関係法令はもとより、東京都や千代田区の条例、規則、要綱を初め、土地取引に関する諸規定などの基礎情報のほか、公募や民間事業者の選定、契約、

設計・建設等、事業を推進していく上での課題等を改めて整理してもらうものであります。

また、次のポツにあります事業費の算定につきましては、導入する機能や整備手法による詳細な財務シミュレーションに基づく事業費の算定をしてもらうものであります。

また、3つ目のポツにあります事業スケジュール・準備事項の検討ですが、これは、公募要項などの審査・決定を行う審査委員会や、公募・契約などの諸手続のスケジュール、またこれらに必要な準備事項の検討をお願いするものであります。

そして、基本計画や公募要項のほか、民間事業者に求める業務の範囲や実施条件を示す要求水準書、審査基準や事業契約書などの作成に当たって、助言や内容の確認、財務・法務面での情報提供をしてもらうことと等であります。

本事業によりまして、土地を有効活用し、財政負担を抑えながら、東京ビル内に県が必要とする機能を確保することが可能になると考えおります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○永田税務課長 税務課でございます。

税務課からは、歳出予算及び条例改正について御説明いたします。

まず、当課の令和2年度当初予算でございます。

歳出予算説明資料の97ページをお願いいたします。

税務課の令和2年度当初予算額は512億489万9,000円であります。

主な内容について御説明いたします。

99ページをお願いいたします。

ページ中ほどの(事項)諸費は、税の過年度

収入分に係る還付等に要する経費として15億円を計上しております。

次の(事項)賦課徴収費は24億1,465万7,000円であります。

そのうち、説明事項にあります、1、徴税活動費の主なものとしては、郵送料、印刷費等の事務経費である徴税活動経費1億9,300万円余や、その下、個人県民税徴収取扱費交付金15億7,600万円余であります。

ページをめくっていただきまして、100ページをお願いいたします。

2、自主納税の推進費の主なものとして、軽油引取税の特別徴収義務者に対する軽油引取税徴収取扱費報償金で2億3,800万円余であります。

3の管理機能の充実費の主なものとしましては、税務電算トータルシステム運営費2億8,000万円余を計上しております。

次に、(款)諸支出金であります。

これは、都道府県間の清算に伴い支出する清算金が2つと、県内の市町村に対する法定の交付金が8つございます。全体で460億4,794万7,000円を計上しております。

主なものですが、その下の(事項)地方消費税清算金で、本県に納付されました地方消費税について、都道府県間の清算のために支出するものとして191億5,225万5,000円を計上しております。

その下の(事項)利子割交付金以降に清算金及び交付金を並べておりますが、事項別の説明はそれぞれ記載のとおりでございます。

このうち、ページをめくっていただきまして102ページでございますが、一番最後の(事項)法人事業税交付金でございます。

これは、地方法人課税の偏在是正のための制

度改正によって大きく減収となります市町村の法人住民税の減収分を補填するために新設されました法定の交付金で、県に納付されました法人事業税額の7.7%を市町村へ交付することとなっております。

なお、令和2年度は、経過措置によりまして交付率は3.4%となり、令和元年度分もまとめて交付することとなっております、額として8億8,009万6,000円を計上しております。

次に、債務負担行為についてであります。

委員会資料の28ページをお願いいたします。

自動車税種別割納税通知書等印字・封入封緘委託業務でございます。

そこで債務負担の追加をお願いするものでございます。

これは、令和3年度分の自動車税の種別割納税通知書等の印字、封入・封緘業務を委託するものでございますが、令和3年4月の印刷作業の前に、コンビニ納付のためのバーコード読み取りのテストなどを行う必要がありまして、その期間として約1カ月を要しますことから、令和2年度から3年度にかけて実施をお願いするものでありまして、1,640万1,000円を計上しております。

歳出予算については以上であります。

続きまして、議案第21号について御説明いたします。

29ページをごらんください。

議案第21号「宮崎県税条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正の理由ですが、道路運送車両法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、県税条例の関係条項を改正するものであります。

改正の内容にありますように、自動車税の種

別割の税率の特例を定めた附則第12条第2項第2号において引用しております道路運送車両法の引用条項が、ごらんとおり変わりましたことから改正を行うものでございます。

なお、税率等が変わるものではございませんので、県民の皆様への影響はございません。

最後に、3の施行期日ですが、法律が公布の日から起算して1年を超えない範囲内において施行されることから、その施行日に合わせるために、県税条例の施行日は、条例の公布の日から起算して三月を超えない範囲内において、規則で定める日からとしております。

説明は以上であります。

○石田市町村課長 市町村課でございます。

当課の令和2年度当初予算について御説明を申し上げます。

歳出予算説明資料の105ページをお願いいたします。

市町村課の令和2年度当初予算額は13億7,784万5,000円をお願いしております。

主なものについて御説明を申し上げます。

107ページをお願いいたします。

中ほどにございます(事項) 地方分権促進費4,977万1,000円でございます。

これは、県から市町村へ権限移譲した事務の執行に要する経費を、市町村へ交付するものでございます。

次に、108ページをお願いいたします。

一番上の(事項) 自治調整費8,784万9,000円でございます。

主なものにつきましては、6の住民基本台帳ネットワークシステム事業費6,574万1,000円でございます。全国的な運営を担っております地方公共団体情報システム機構への負担金ですとか、関連機器の使用料などが内容となっております。

ます。

次に、108ページの一番下の(事項) 市町村公共施設整備促進費5億17万6,000円でございます。

説明欄の1の市町村地域づくり支援資金貸付金事業の内容でございますが、これは、市町村が行う防災・減災事業や公共施設の統合整備など、行財政の経営健全化に資する事業等に対して無利子貸し付けを行うものでございます。

次に、109ページをお願いいたします。

一番上の(事項) 市町村振興宝くじ事業費4億8,730万8,000円でございます。

これは、市町村振興宝くじとして全国的に発売されますサマージャンボ宝くじとハロウィンジャンボ宝くじの収益金等の本県配分額の全額を、県を經由いたしまして、公益財団法人宮崎縣市町村振興協会に交付するものでございます。

次に、中ほどにございます(項) 選挙費の(事項) 運営費1,030万4,000円でございます。

これは、県選挙管理委員会委員の報酬などの選挙管理委員会の事務費となっております。

最後に、一番下の(事項) 選挙常時啓発費398万8,000円でございます。説明欄の2に、「わけもんが考える未来」選挙啓発事業と書いてございますけれども、これは新しく有権者となる若い世代、小学生、中学生、高校生、大学生、20代の若者を対象としてございますが、こういった若い世代に、ポスターですとか、書道コンクール、それから弁論大会、あるいは政治や選挙について考えるゼミナールなどの開催を通じ、選挙啓発を実施いたしまして、政治や選挙に関する意識を高め、投票を通じた政治参加を促進する狙いのものでございます。

市町村課の説明は以上でございます。

○日高委員長 各課の説明が終了いたしました。

議案について質疑はありませんでしょうか。

○来住委員 100ページの軽油引取税の報償金が2億3,892万円計上されているんですけども、具体的にこの報償金というのは、実際に販売されているスタンドに直接出されているのでしょうか。それから、実際に軽油引取税率で何%というのがあるんだろうと思うんですけども、そこをもう少し詳しく教えてください。

○永田税務課長 軽油引取税の取扱報償金につきましては、軽油引取税を納めていただいております特別徴収義務者である元売業者さんなどにお渡しするものでございます。

もともと特別徴収義務者というのは、義務で行っていただいておりますので、通常はそういう報償金というのはないんですけども、軽油引取税の場合には、どうしても売掛金を徴収していくというような、特別徴収義務者として、特別なことをやっていただいているという状況もございますので、いわゆる納期内に納入された額の2.5%を交付するという事で、昭和48年ぐらいから国のほうで制度化されて行っているものでございます。

○来住委員 確認ですけど、元売の業者に出されているということは、現実にまちのスタンドなんかの経営者の方々には納税の義務はないんですか。

○永田税務課長 軽油引取税の場合には、引き取りが行われた時点で課税することになります。先ほど申し上げましたような、小売業者が元売の業者さんから軽油を引き取るときに課税されることになりまして、特別徴収義務者としては、元売業者さんたちになりますので、そこに対しての報償金でございます。

○来住委員 わかりました。

○日高委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○石田市町村課長 市町村課でございます。

常任委員会資料の40ページをお願いいたします。

議案第33号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御報告を申し上げます。

本議案につきましては、関係する各常任委員会に付託されておりますので、ここでは全体の概要について御報告を申し上げます。

まず、1の改正の理由でございますが、本条例は、知事の権限に属する事務について取り扱いを希望する市に権限を移譲するなどの理由から、関係規定の改正を行うものでございます。

次に、2の改正の概要についてでございます。

表をごらんいただければと思いますが、1つ目は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱責任者研修の実施の委託等に関する事務につきまして、宮崎市へ権限を移譲するものでございます。

2つ目は、(2)のところでございますが、県指定統計条例の改正に伴い、引用する関係規定を改正するもの、また、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の改正に伴い、引用する関係規定を削除するものでございます。

施行期日につきましては、40ページの表の右側でございますとおり、宮崎市へ権限を移譲するものにつきましては令和2年6月1日から、法令改正に伴うものにつきましては、それぞれ令和2年4月1日及び公布の日から施行することとしております。

最後に、41ページに参考といたしまして、平成18年度からの権限移譲数の推移と市町村別の移譲事務数を掲載してございます。

説明は以上でございます。

○日高委員長 執行部の説明が終わりました。

その他報告事項に関して質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは以上で、第2班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時53分休憩

午後1時54分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

次に、第3班として、総務事務センター、危機管理課、消防保安課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

○満行総務事務センター課長 総務事務センターでございます。

歳出予算説明資料の111ページをごらんください。

当課の令和2年度当初予算額は7億5,763万2,000円でございます。

主なものについて御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、113ページでございます。

中ほどの(事項)総務事務センター運営費9,652万3,000円で、総務事務センターの運営に要する経費や現在使用しております旅費システムの機能アップに要する経費等でございます。

次に、一番下の(事項)健康管理費7,962万5,000円です。

114ページをお開きください。

これは、職員の健康管理事業に要する経費で

ございまして、下の説明欄の2につきましては、全職員を対象とした定期健康診断等を行うための経費、同じく3につきましては、職員のメンタルヘルス対策に係る経費でございます。

次に、1つ飛ばしまして、(事項)恩給及び退職年金費444万8,000円、また、その下の(款)警察費の(事項)恩給及び退職年金費4,912万6,000円ですが、これは、当課で支給いたします恩給等の経費でございます。

総務事務センターは以上でございます。

○温水危機管理局長 危機管理課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の115ページをお開きください。

危機管理課の令和2年度の当初予算額は6億7,665万3,000円であります。

主な事業について御説明をいたします。

117ページをごらんください。

まず、一番下の(事項)防災対策費1億7,837万3,000円であります。

主なものについて御説明をいたします。

118ページの上段をごらんください。

説明欄の12、減災力強化推進事業3,000万円は、南海トラフ地震等の大規模災害から県民の生命を守るため、市町村が行う津波避難タワー、避難経路等の整備や避難訓練に要する経費の支援を行うものであります。

次に、説明欄の13、防災情報共有システム整備事業4,003万8,000円は、防災庁舎の整備に合わせて災害時における災害対策本部機能の高度化を図るため、昨年度から引き続き、新たな防災情報共有システムの整備を行うための経費であります。

次に、説明欄の14、災害への備え100%推進事業2,037万円は、南海トラフ地震等の自然災害か

ら県民の生命・財産を守るため、個人や家庭、地域などで日ごろから取り組んでおくべき災害への備えについて普及・啓発を行い、県全体の災害対応能力の向上を図るための経費であります。

次に、説明欄の15、みんなのPOWERを結集！「共助の力」強化事業2,501万7,000円は、県民の防災に対する意識の啓発や知識・技能の習得等に携わる地域防災リーダーの育成に取り組むとともに、地域防災の中核となります自主防災組織の活動強化の取り組みへの支援等を通じて、県民が互いに助け合う共助の力の強化を図るための経費であります。

次に、説明欄の16、新規事業、宮崎県地震・津波被害想定調査（日向灘地震）につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、下から2番目の（事項）火山対策費996万1,000円は、本県、鹿児島県及び霧島山周辺市町と共同で設置しております霧島山火山防災協議会におきまして、噴火警戒レベルの設定など、警戒避難体制の整備を推進するとともに、硫黄山周辺の火山ガス濃度を測定・監視し、霧島山に係る火山防災対策の強化を図るための経費であります。

次に、その下の（事項）危機管理総合調整推進事業費1,128万7,000円は、さまざまな危機事象に迅速・的確に対応するため、災害監視室における24時間監視体制の運用等に要する経費であります。

119ページをごらんください。

一番下の（事項）災害救助事業費1億3,628万2,000円であります。

これは、災害救助法が適用される大規模な災害等の発生に備え、食糧などの備蓄を行いますとともに、大規模災害が発生した際に、市町村

が災害救助のために支出した経費に対する県負担金の支払いや災害救助法に基づく災害救助基金への積み立てに当てるための経費であります。

次に、資料が変わりまして、委員会資料の27ページをごらんいただきたいと思います。

新規事業、宮崎県地震・津波被害想定調査（日向灘地震）であります。

1の事業の目的・背景であります。現在の日向灘地震の被害想定は、平成18年に、東日本大震災発生前の古い知見で調査されたものであることに加えまして、地震・津波の有識者が集まります宮崎県防災会議地震専門部会から、日向灘地震被害想定更新調査の必要性を提言されていることなどから、最新の知見により被害想定調査を実施し、今後の防災・減災対策に反映させるものであります。

2の事業概要ですが、予算額は1,400万円で、大規模災害対策基金を財源に、令和2年度の単年度で実施することとしております。

事業内容は、防災会議地震専門部会の意見を聞きながら事業を実施する予定でありまして、日向灘地震を震源とする津波シミュレーションの実施、日向灘地震による地震・津波被害想定の実施、南海トラフ巨大地震の浸水想定・被害想定との比較分析を行うこととしております。具体的には、地震動や津波の設定を最新の知見で見直しまして、津波の高さや到達時間、浸水区域を算出するとともに、それらをもとに被害想定を更新するものであります。

3の事業効果ですが、この調査結果を来年度実施予定の新・宮崎県地震減災計画の改定などに反映させるとともに、県民の日向灘地震に対する正しい理解促進に活用してまいりたいと考えております。

続いて、別冊資料の決算特別委員会の指摘要

望事項に係る対応状況をごらんいただきたいと思ひます。

資料の2ページをお開きください。

個別的指摘要望事項としまして、地域防災力の向上について、市町村と連携し、山間地などでもより一層の防災士の養成や活用を目指すよう要望がありました。

この要望への対応状況につきまして御報告いたします。

近年、自然災害は激甚化、頻発化する傾向にありまして、自助・共助による備えの重要性が高まっております。自助・共助を推進するため、地域の防災活動の中核的な役割を担う人材として、防災士の養成に取り組んでいるところであり、県総合計画の目標として、2030年に県内の防災士の数1万人を掲げているところであります。

このため、令和2年度当初予算案におきましても、県下全域を対象に、防災士の養成研修や防災士の資質向上研修を実施するほか、各地域において防災士出前講座を実施することとしております。

今後とも、県内各地域の防災力向上のため、市町村と連携しながら、防災士の養成、活用等に取り組んでまいりたいと考えております。

危機管理課の説明は以上でございます。

○室屋消防保安課長 消防保安課に関する当初予算につきまして、御説明いたします。

歳出予算説明資料の121ページをお開きください。

消防保安課の令和2年度当初予算額は13億2,689万4,000円であります。

当初予算の主な事業につきまして御説明いたします。

123ページをお開きください。

まず、一番の上(事項)防災行政無線管理費9億7,884万1,000円であります。

これは、防災行政無線等の無線設備の維持管理、保守委託、設備更新等に要する経費であります。

説明欄1の無線設備の維持管理につきまして、総合情報ネットワークを適正かつ円滑に運営管理するための防災行政無線設備の電気料や、衛星回線の負担金、機器類の修繕や更新・移設整備等に要する経費であり、2の無線設備の保守委託につきましては、防災行政無線設備や防災・水防情報処理システムなどの保守委託に要する経費であります。

次に、3の総合情報ネットワーク設備更新事業につきましては、防災行政無線等の設備更新に要する経費であり、令和2年度は総合庁舎等に設置した無停電電源装置の更新などを行うこととしております。

次に、5の防災行政無線落雷対策事業につきましては、防災行政無線中継局に近年多発している落雷被害を軽減するための対策機器設置に要する経費であります。

次の(事項)航空消防防災推進事業費2億1,227万5,000円あります。

これは、防災救急ヘリコプター「あおぞら」の管理・運航に要する経費であります。なお、防災ヘリの安全運行のため、令和2年4月から2人操縦体制を導入することとし、必要な予算をお願いしております。

次に、1つの下の(事項)消防防災施設設備整備促進事業費3,496万円あります。

これは、災害発生時の市町村の消防防災活動に必要な資機材等の整備促進に要する経費であります。

124ページをお開きください。

一番上の(事項)消防指導費1,917万7,000円
であります。

説明欄2の救急振興財団に対する出捐等は、
救急救命士を養成する目的で、平成3年に都道
府県が共同出資して設立いたしました救急振興
財団への負担金であります。

3のふるさと消防団活性化支援事業につつま
しては、消防団の活性化及び消防団員の士気高
揚を図るため、表彰や消防大会等のイベントの
開催、関係団体との連携等に要する経費であり
ます。

4の「消防団に新しい力を！」事業につつま
しては、消防団の課題等について意見交換を行
う会議等の開催や、消防団広報誌、団員募集チ
ラシの作成、また、テレビCMなどの広報に要
する経費であります。

次の(事項)予防指導費1,676万3,000円であ
ります。

これは、消防設備士に対する再講習や危険物
取扱者に対する免状交付等に要する経費であり
ます。

次の(事項)消防学校費5,986万6,000円であ
ります。

これは、消防職員、消防団員等を対象に、消
防学校で教育訓練を実施するために要する経費
であります。

124ページが一番下の欄になりますが、(事項)
火薬類取締費64万円、また、125ページの(事項)
高圧ガス保安対策費227万5,000円、さらに(事
項)電気保安対策費209万7,000円については、
それぞれ火薬、高圧ガス、電気工事業に関する
許認可や保安指導等に要する経費であります。

説明は以上であります。

○日高委員長 各課の説明が終了しました。

議案について質疑はございませんでしょうか。

○高橋委員 114ページ、総務事務センターの職
員のメンタルヘルスケア総合支援事業ではどん
なことをされるのか、もう少し教えてください。

○満行総務事務センター課長 職員のメンタル
ヘルス総合支援事業でございますが、まず、メ
ンタルヘルスについては、専門用語でいいます
と、一次予防、二次予防、三次予防というのが
ございまして、一次予防では啓発・研修等を行
います。二次予防といたしましては、相談——
専門相談員に相談したり、心の健康相談員に相
談したりという相談業務を行います。三次予防
といたしましては、復職手続と申しますか、復
帰前の職場研修や復職支援会議に要する経費を
予算で計上しております。

○高橋委員 1,700万円の経費がかかるというこ
とですが、ということは、例えば、専門の相談
員の人がいて、その人件費とかになるわけです
か。

○満行総務事務センター課長 二次予防経費と
して、約935万円を計上させていただいておりま
す。

○高橋委員 今、こういったメンタルでダウン
する方は、知事部局以外でもたくさんいらっしゃる
わけで、三次の復職支援まで到達する人もい
る、一次の啓発で救われる人もいる、二次で救
済される人もいるわけで、本当に大事な事業だ
と思います。これでメンタルダウンしている方
の数が今回出ていますか。

○満行総務事務センター課長 年間50人程度で
高どまりしている状況ではございますが、極端
にふえている状況でもございません。50人程度
で推移をしております。

○高橋委員 高どまりはちょっといけないです。
例えば、もう復職できずに、結局復職を断念し
て職場を去る方も中にはいらっしゃるんじゃない

いかと思って。長期休業者も結構いるというふうに聞くものですから、これでなかなか支援できない何かがあるのであれば、そこでしっかりと手を打たないと、今、みんな余裕がなくなっているから、県庁一丸となって仕事をするという意味では、ここにしっかりと力を入れてほしいと思います。

○満行総務事務センター課長 メンタルダウンする職員というのは、仕事だけではなくて、仕事以外のいろんなこともふくそうしてメンタルダウンする方が結構いらっしゃいます。そういった方々につきまして、原因が何かというのを、まず最初に聞き取りをしまして、その原因に応じたケアをやっているというところが実情でございます。長期に及ぶ方もいらっしゃいますし、3カ月程度で復職される方もいらっしゃいます。それぞれのケースに対応していきたいと思っております。

○高橋委員 これは対処療法じゃないですか。いわゆる福利厚生事業とか、そういったところにも目を届かせて、やっぱり環境です。おっしゃったように、仕事の外の部分の悩みなんかも、昔だったら、職場でいろいろ上司に相談したりとか、そういったことがあったものですが、今、コミュニケーション不足というふうに言われているんです。皆それぞれが仕事をいっぱいいっぱい頑張っているから、そこも人事課あたりがしっかりと目配り、気配りをしていただいて、メンタルダウンする方も少なくしていただきたいと思います。

○田村人事課長 今、委員がおっしゃったとおり、メンタルダウンの原因というのはいろいろあるとは思いますが、やはり、まず職場が風通しのいい職場であって、職員一人一人が働きやすいということが大切だと考えております。

そういう意味で、まずは、所属の所属長なり管理職員には、引き続き職場内でそのような職員が発生しないように、目配り、気配りをしっかりとやっていただきたいということと、働きやすい職場づくり、風通しのいい職場づくりに努めていただくよう指導しているところでございます。

○高橋委員 危機管理課で、細かなことを聞いてごめんなさい。118ページの減災力強化推進事業の3,000万円で、市町村の避難タワーの整備を支援するとおっしゃったんだけど、どの部分の支援なのか教えてください。

○温水危機管理局長 津波避難タワーは、今年度までで25基できておりまして、残っているのがあと1基になっております。きのう説明しましたけれども、延岡市の建設予定地が液状化で、設計変更とか地盤強化の必要があって、事業が来年度以降に持ち越されておりまして、それに対して県の交付金を出すことにしております。

○高橋委員 わかりました。

○日高委員長 そのほかでありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上で第3班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時16分休憩

午後2時17分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑が全て終了いたしましたので、これから総括質疑を行います。

総務部全体について質疑はございませんでしょうか。

○高橋委員 勉強のために、委員会資料の38ページの一番下の財政力指数、0.3台グループが沖

縄まで記載されていますが、宮崎県は前から堅実な財政運営と言われていて、基金は割と持っているほうだと認識しているんだけど、今もそういう認識でいいんでしょうか。額的には取り崩して下がってきているんですよね。その辺をちょっと理解しようと思うんだけど。

○吉村財政課長 委員のおっしゃるとおりで、現行、財政関係2基金を440億円程度保有しております。財政力が同等のグループの中でも、上から数えまして1番目、2番目に該当いたしません。もう少し補足いたしますと、九州におきましては、平成29年度決算にはなりますけれども、一番基金残高を有している県であります。

○高橋委員 いろいろと物は考え方で、堅持し過ぎて、そんなに政策も出てないということはないですよ。皆さん方のすばらしい能力で財政運営をされているということで、すごく評価をしたいと思います。

○吉村財政課長 現状、この440億円の基金残高を有することができるのは、平成16年度以降、4期15年にわたりまして財政改革に取り組んでまいりました諸先輩方のおかげかと存じておりますが、一方で、建物建設等は凍結しておりましたが、一方で、建物の皆様に我慢を強いていた部分もあろうかとは思っています。そういう結果で、基金残高が他県に比べ、たくさん残っているという状況にあると認識をしております。

○高橋委員 最後にします。さっきのメンタルヘルスじゃないけど、例えば、職員の数もぎりぎり、いろんな面で絞り絞って頑張っているとずっと言われてきました。私も言ったことがあると思うんだけど、使うところにはしっかりと手当をしてあげて、特に、さっきのメンタルヘルスの話じゃないけど、いわゆる福利厚生です。こういったところ、やっぱり措置すべきと

ころはすることによって、最大限の力を職員が発揮する、メンタルダウンも減る。結局、いい効果が出るわけだから、ぜひ財政課長、その目配り、気配りもよろしくお願いします。

○吉村財政課長 県庁の財産は職員であろうかと思っておりますので、職員のメンタルヘルス、福利厚生にも十分目配りをした予算編成を行いたいと考えております。

○日高委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、今委員会をもって、武田部長と楠田室長が最後となります。本当にお疲れさまでした。お二人の活躍を祈念いたしまして、総務部を終了いたします。皆さんお疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後2時21分休憩

午後2時23分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

総合政策部の審査については、3月9日、月曜日の午前10時から行いたいと思います。

以上をもって、本日の委員会を終了いたします。

午後2時23分散会

令和2年3月9日(月曜日)

午前9時57分再開

出席委員(8人)

委員 長	日 高 陽 一
副委員 長	脇 谷 のりこ
委員	坂 口 博 美
委員	丸 山 裕次郎
委員	武 田 浩 一
委員	高 橋 透
委員	重 松 幸次郎
委員	来 住 一 人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長	渡 邊 浩 司
県参事兼総合政策部次長 (政策推進担当)	松 浦 直 康
総合政策部次長 (県民生活・文化祭担当)	小 堀 和 幸
総合政策課長	小 倉 佳 彦
秘書広報課長	児 玉 憲 明
広報戦略室長	松 野 義 直
統計調査課長	長 倉 健 一
総合交通課長	大 東 収
中山間・地域政策課長	日 高 正 勝
産業政策課長	米 良 勝 也
生活・協働・ 男女参画課長	渡久山 武 志
交通・地域安全対策監	水 口 圭 二
みやざき文化振興課長	日 吉 誠 一
国民文化祭・ 障害者芸術文化祭課長	坂 元 修 一

記紀編さん記念事業
推進室長

河 野 龍 彦

人権同和対策課長

磯 崎 史 郎

情報政策課長

鎌 田 伸 次

国民スポーツ

岩 切 喜 郎

大会準備課長

会計管理局

会計管理者

大 西 祐 二

会計管理局次長

佐 藤 領 子

会計課長

松 元 清 春

物品管理調達課長

川 上 清

人事委員会事務局

事務局長

吉 村 久 人

総務課長

穴 見 誠

職員課長

有 村 隆

監査事務局

事務局長

高 林 宏 一

監査第一課長

松 原 哲 也

監査第二課長

岡 田 佳 尚

議会事務局

事務局長

片 寄 元 道

事務局次長

和 田 括 伸

総務課長

藤 山 雅 彦

議事課長

齊 藤 安 彦

政策調査課長

日 高 民 子

事務局職員出席者

議事課主査

本 田 雄 毅

総務課主事

浜 砂 貴 裕

○日高委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等の概要説明を求めます。

○渡邊総合政策部長 総合政策部でございます。

本日はよろしく願いいたします。

それでは、今回の委員会で御審議をいただきます当部所管の議案等につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の常任委員会資料を1枚おめくりいただきまして、左側の目次をごらんください。

今回、総合政策部からお願いしております予算議案は、議案第1号「令和2年度宮崎県一般会計予算」と議案第2号「令和2年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算」の2件でございます。

右側の資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

総合政策部の令和2年度の一般会計当初予算額は、一般会計の表の一番下の合計欄をごらんいただきたいと思いますけれども、182億5,101万5,000円、令和元年度当初予算と比較しまして49億4,934万3,000円の増、率にして137.2%になっております。

また、その下にあります宮崎県開発事業特別資金特別会計予算につきましては1,052万8,000円、令和元年度当初予算と比較しまして1,050万6,000円の減、率にして50.1%となっております。

大幅に減っておりますけれども、これはこの特別会計の主な財源であります九州電力の株式配当金の減少が見込まれておりまして、繰入金が減額となることによるものでございます。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。

債務負担行為についてであります。

表にあります3つの事業につきまして、追加

をお願いするものでございます。

右側の資料の3ページから5ページにかけて、令和2年度の総合政策部の事業の概要を掲載しておりますけれども、今年度策定しました新たな県総合計画アクションプランの目標達成に向けて、人口が減少していく中であっても、地域の活力が維持できるよう、取り組みを強化していく必要がございます。

このような観点から、3ページにありますように、1、地域や産業を支える人財の育成・確保、そして4ページになりますけれども、2といたしまして、魅力的で持続可能な地域づくり、そして右側5ページの中ほどになりますけれども、3といたしまして、社会の変化に対応し、成長する産業づくり、この3つの施策に重点を置いて、持続可能な宮崎県の土台づくりを進めていくこととしております。

なお、主な事業につきましては、後ほど担当課長から御説明させていただきます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

令和2年度の総合政策部の組織改正案でございます。

全体の内容は、先週、総務部から説明があったと存じますが、総合政策部では2点ございまして、まず1にありますように、情報政策課の担当を再編し、先端ICT利活用担当を設けまして、本県の持続可能な産業や地域社会の実現に向けて、農業や福祉、教育等のさまざまな分野で先端技術の利活用促進を図ることとしております。

また、電子自治体推進担当を設けまして、ICTの利活用による庁内の働き方改革の推進やデジタルガバメントの推進を図ることとしております。

また、下の2にありますように、令和8年に本県で開催予定の国民スポーツ大会の準備に向け、国民スポーツ大会準備課に競技式典担当を設け、総合開会式・閉会式等の式典の企画や競技役員等の養成、また来年度から行われます中央競技団体の正規視察への対応等の業務を行うこととしております。

目次にお戻りいただきたいと思っております。

IIの特別議案ですけれども、議案第32号「県指定統計条例の一部を改正する条例」、議案第33号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」の2件がございます。

詳細は担当課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○日高委員長 概要説明が終了いたしました。

引き続き、3課から5課ごとに班分けいたしまして、説明及び質疑を行い、そして最後に総括質疑の時間を設けることとします。執行部の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

それでは、これより総合政策課、秘書広報課、統計調査課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑におきましては、3課の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○小倉総合政策課長 総合政策課でございます。

当課の当初予算案につきまして御説明させていただきます。

お手元の令和2年度歳出予算説明資料の11ページをお開きいただけますでしょうか。

総合政策課の令和2年度の当初予算でござい

ますが、左から2列目にございますとおり、総額で10億7,510万円でございます。内訳でございますが、一般会計が10億6,457万2,000円、その下の開発事業特別資金特別会計が1,052万8,000円となっております。

それでは、当初予算の主な内容でございます。

13ページをお開きください。

中ほどの(事項)連絡調整費1,452万円でございますが、説明欄にありますとおり、部の連絡調整や新たな政策立案のための政策調整研究などに要する経費でございます。

次に、(事項)総合企画調整費1,669万5,000円でございますが、全国知事会、九州知事会の負担金や国への提案要望などに要する経費でございます。特に、ことしの5月に九州知事会が宮崎県で開催となりますので、そのための会場借り上げ等が一部増となっているところでございます。

次に、(事項)地方分権促進費335万2,000円でございますが、県内の市町村連携、もしくは隣県等との広域連携の推進に要する経費でございます。

14ページをお開きください。

一番上の(事項)県外事務所費8,053万9,000円でございます。東京、大阪、福岡の3つの県外事務所の運営ですとか、事務所の維持管理等に要する経費でございます。

続きまして、中ほどの(事項)県計画総合推進費3億404万1,000円でございます。

説明欄にもありますとおり、県総合計画の推進、政策課題に関する調査・検討等に要する経費でございますが、その内訳でございますけれども、まず、2の総合計画等推進費885万3,000円でございますが、政策評価や総合計画審議会の開催、アクションプランの重点施策を推進す

るために要する経費でございます。

続きまして、主なものとして、5の東京2020オリンピック聖火リレー等実施事業2億1,852万2,000円でございますが、後ほど委員会資料で御説明させていただきます。

続きまして、7の県・市町村人口問題対策連携事業5,548万円でございますが、県と市町村が連携し、地域の課題の分析や実情に応じた施策を推進することにより、効果的に人口減少の抑制を図るものでございます。

続きまして、8のデジタルマーケティング推進事業1,042万1,000円でございますが、民間企業において幅広く活用されているデジタルマーケティングの手法を行政機関においても導入しまして、現状の情報発信の課題分析等を実施し、人口減少時代に対応した、より効果的な情報発信手法の確立を目指すものでございます。

その下の(事項)エネルギー対策推進費555万9,000円でございます。

次の15ページになりますが、説明欄2、水素エネルギー利活用促進モデル事業で、県内の市町村や関係団体、大学、関係するエネルギー関係の企業等と連携して、水素の研究や活用に対する支援、水素利用の普及啓発等を行うものでございます。

一般会計につきましては以上でございます。

続きまして16ページをお開きください。

開発事業特別資金特別会計についてでございます。

この特別会計につきましては、先ほど部長からもございましたとおり、九州電力の株式配当金を原資とする特別資金でございます。

中ほどの(事項)積立金108万9,000円につきましては、株式配当金のうち、運営費や繰出金に充当した後の残額について、開発事業特別資

金積立金に積み立てるものでございます。

その下の(事項)繰出金918万2,000円につきましては、一般会計に資金を繰り出し、先ほども御説明させていただきました当課所管の水素エネルギー利活用促進モデル事業及び畜産振興課の畜産バイオマスエネルギー利活用支援事業の財源とするものでございます。

特別会計につきましては以上でございます。

続いて委員会資料の7ページをお開きいただけますでしょうか。

東京2020オリンピック聖火リレー等実施事業でございます。

内容につきましては、11月議会で債務負担行為を要する経費ということで、御説明させていただいているものでございます。目的・背景は変わりませんが、予算額としましては、11月議会で御説明させていただいたものから100万円事務費が追加されて計上されています。

事業内容につきましても、基本的に変わりません。聖火リレー等実施事業につきましては、聖火リレー及びセレモニー——セレモニーは出発式セレブレーションでございますが——の実施運営、主に警備、資機材等に関する経費でございます。それから、交通規制に係る広報等に関する事業でございます。

2つ目としまして、パラリンピック聖火フェスティバル実施事業でございます。採火式及び出立式の実施運営、それから東京で開催されます集火式と聖火リレーの本県代表者の派遣等に係る事業でございます。

事業効果としましては、多くの県民が特別な体験を共有でき、県内における東京2020オリンピック・パラリンピックへの機運醸成が図られることと、本県の魅力を国内外に発信できることとでございます。

枠外に聖火リレー実施における新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方(概要)と記載しておりますが、先週部長も少し触れさせていただきました、3月4日に組織委員会から通知されたものでございます。

聖火リレーの実施につきましては、基本方針としまして、聖火ランナーや観客に対する体調不良者の参加自粛や手洗い・咳エチケットの徹底、それから会場等におけるアルコール消毒液の配置、ランナー、スタッフ等の検温・健康状態のチェック、こういった必要な対応を図りながら、聖火リレーは実施するというものが基本的な方針でございます。

個別の方針としましては、都道府県の感染状況等を踏まえたセレモニー会場への入場制限等の実施もあり得ると。

具体的な実施方法につきましては、遅くとも聖火リレー、本県におきましては4月26日、27日でございますが、その1週間前までに決定されるということでございます。今の段階でどういうやり方であるかは決まっていますが、今後、組織委員会と個別に対応を協議していくという形でございます。

3月に福島県からリレーが実施されますので、先催の実施状況も見ながらという形になるのかなと考えております。

また、聖火リレーに関しまして補足でございますが、現状、聖火リレーのルート、開催時間、県選出のランナーについては全て決定、公表されているところでございますが、スポンサーを含めました全てのランナーについてはまだ決定していないところでございます。

それから、イベントの内容につきましては、今、申し上げましたコロナウイルスの関係がございまして、今後、出発式、セレブレーション

の内容等については、改めて協議をした上で、今後、公表させていただくというような流れになっていくと思います。

また、パラリンピックに関しましては、聖火フェスティバルが8月16日にシーガイアのコンベンションセンターで開催されます。上の絵にもございますが、フェニックスのCGを活用して採火するというような段取り等までは、現段階で一応決まっているという状況でございます。

説明は以上でございます。

○児玉秘書広報課長 秘書広報課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の17ページをお開きください。

秘書広報課の当初予算は、左から2列目にありますとおり5億441万3,000円となっております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

19ページをお開きください。

中ほどの(事項)秘書業務費3,676万8,000円であります。

これは、知事、副知事の活動経費や、秘書・栄典業務に要する経費であります。令和元年度の当初予算に比ばまして1,200万円余の減となっておりますが、これは、国文祭・芸文祭の皇室対応に係る経費について、令和2年度は業務を実施します国民文化祭・障害者芸術文化祭課において計上したこと等によるものであります。

次に、その下の(事項)広報活動費2億3,033万8,000円であります。

これは、各種の広報媒体を活用して、県政全般の広報活動を行うための経費であります。こちらは、令和元年度の当初予算に比ばまして、1,100万円余の増となっております。これは、

国文祭・芸文祭の皇室対応に係る広報につきましては広報戦略室で行いますが、その経費の増等によるものであります。

主な内容について御説明いたします。

まず、説明欄1の印刷広報事業5,035万8,000円は、県の広報紙であります県広報みやざきを年6回作成し、市町村の自治会組織などを通じて県民の皆様配布するものであります。

2の新聞広報事業6,947万6,000円は、新聞の紙面を使って、毎月2回の「県政けいじばん」や、随時の広告を掲載し、広く県民の皆様に県政に関する情報の提供を行うものであります。

3のテレビ・ラジオ放送事業7,353万1,000円は、テレビ2局とラジオ2局において、県政番組を制作、放送するものであります。

4の県ホームページ情報発信事業907万1,000円及び5の県ホームページ魅力発信・充実強化事業330万円は、県のホームページ運用に係るヘルプデスクの設置やシステムの保守・管理を行い、わかりやすく使いやすいホームページとなるよう工夫しながら、効果的な情報発信を行うものであります。

6の広報活動事業2,423万4,000円は、取材や番組ロケなどの各種広報活動、機材の整備等に要する経費であります。

7の情報発信力強化事業36万8,000円は、市町村や県の職員向けに、広報に係るスキルアップのための研修を行うものであります。

20ページをお願いいたします。

(事項) 広聴活動費98万1,000円であります。

これは、県民の皆様の御意見をお聞きし、県政に反映させるために、知事とのふれあいフォーラムや、電話やメール等による県民の声事業などを実施するための経費であります。

最後に、(事項) 県政相談費1,995万9,000円は、

県庁本館1階の県民室のほか、各総合庁舎や西臼杵支庁に10カ所設置しております県政相談室の運営のための経費であります。

秘書広報課は、以上であります。

○長倉統計調査課長 統計調査課の当初予算案につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の21ページをお開きください。

統計調査課の令和2年度当初予算額は、左から2列目にありますとおり、8億3,774万円となっております。

それでは、当初予算の主な内容につきまして御説明いたします。

23ページをお開きください。

中ほどの(目)委託等経費につきましては、8つの事項がありますが、これらは全て国庫10分の10の事業であり、基幹統計調査に必要な経費であります。このうち、令和2年度に実施されます国勢調査について御説明いたします。

24ページをお開きください。

一番下の(事項)国勢調査費5億6,287万6,000円ありますが、人口や世帯の実態を明らかにするための国勢調査の実施に必要な経費であります。

国勢調査は5年ごとに実施する周期調査であり、我が国の最も重要な統計調査と位置づけられております。令和2年国勢調査は、大正9年の調査開始から100年目の節目の調査となります。

調査結果は、衆議院議員選挙区の改定資料や地方交付税の算定等、各種法令に基づく基礎データとして利用されるほか、人口減少対策等の各種行政施策に利用されております。また、国民の共有財産として、企業、学術研究機関等のさまざまな分野においても、幅広く利用されて

おります。

当初予算の説明については以上でございます。

引き続きまして、議案第32号「県指定統計条例の一部を改正する条例」、議案第33号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

資料につきましては、提出議案105ページであります。説明につきましては常任委員会資料の24ページをごらんください。

1、改正の理由ですが、令和元年5月1日に改正統計法が施行されたことを受け、県指定統計条例の一部を改正するものであります。

改正統計法、同法施行規則におきましては、情報保護を徹底しつつ、調査票情報の提供対象の拡大を図るとともに、統計調査を行う者や調査票情報の提供を受けた者が遵守すべき調査票情報の適正管理措置が明確化されたところであります。この法改正の趣旨を踏まえ、県統計の効率的な作成、有効かつ適正な活用を図るため、関係規定の改正を行うものであります。

ここで、調査票情報について御説明させていただきます。

調査票情報といいますのは、統計調査の際に、各調査対象事業所等におきまして記入いただきました調査票の内容そのものことでありまして、例えば、事業所における生産・出荷の量や額、家計における消費額や貯蓄額などがあります。

2、改正の概要の(1) 条例対象の拡大であります。

まず、県指定統計ですが、特に重要な統計として知事が指定する統計でありまして、現在指定されているのは、産業動態統計、物資流通統計調査、現住人口調査の3つとなっておりますが、条例の対象を、この県指定統計から県が独

自に行う統計全般に拡大するものであります。

次に、(2) 県指定統計調査と誤認させる調査、いわゆるかたり調査の禁止ですが、県指定統計調査と誤認させて情報を収集することを禁じるとともに、罰則規定を設けるものであります。

次に、(3) 統計情報の有効活用のア、庁内二次利用であります。

調査票情報は、本来、目的外利用が禁じられているのですが、条例に規定することにより、二次利用——例えば教育委員会が行った統計調査の調査票情報を知事部局のある課が利用して、別途の統計を作成するといったことを可能にするものであります。

次に、イ、外部提供の対象拡大ですが、国や他の地方公共団体に調査票情報を提供できる統計が、県指定統計調査から県が行う統計調査全般に拡大するものであります。

次に、(4) 調査票情報に係る適正管理措置の整備ですが、今回の統計法の改正において、調査票情報の提供を受けた者が遵守すべき適正管理措置の運用が具体的に示されたことから、条例においても規定を整備するものであります。

最後に、(5) 統計審議会の廃止であります。

最後の指定統計の指定が昭和58年であり、その後、昭和60年に指定統計の調査方法の変更を審議したのを最後に統計審議会が開催されておらず、設置当初の役割を終えていることから、これを廃止するものであります。

3、施行期日ですが、令和2年4月1日を予定しておりますが、かたり調査の禁止及び罰則の規定は、3カ月の周知期間を置いて、7月1日からの施行を予定しております。

常任委員会資料の30ページをお開きください。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例であります。

1、改正の理由ですが、県指定統計条例の改正にあわせ、市町村に移譲する県指定統計調査関連の事務を明確化するものであります。

2、改正の概要ですが、調査系統に市町村が入ります規模の大きな調査員調査の場合に限り、統計調査員の報酬等の支払いに関する事、統計調査員の指揮監督に関する事、統計調査員が回収した調査票等の審査等に関する事を移譲の対象とするものであります。

3、施行期日ですが、県指定統計条例の一部を改正する条例の施行期日と同じ、令和2年4月1日を予定しております。

統計調査課からの説明は以上でございます。

○日高委員長 各課の説明が終了いたしました。

議案について、質疑はありませんか。

○武田委員 19ページの秘書広報課の広報活動費ですが、特段何か問題があるわけじゃないんですけれども、毎年ずっとされてきて、効果と申しますか、県民の皆様にも県政の内容を広報する上で、どのように伝わっているのか。多分大きなものがない限りは毎年同じような広報活動になると思うんですが、そこら辺の調査と申しますか、どういうふうにも県民の皆さんの意識が変わったかというところがわかるようなものを何か調べていただくとありがたいような気がします。その辺はどのようになっているんでしょうか。

○松野広報戦略室長 効果につきましては、1つは、毎年、県が実施しております県民意識調査というものがあまして、その中で「県政情報をどのようなメディアから得ていますか」という質問がございます。それによりますと、広報紙、県広報みやぎきが69.2%、県政テレビ番組、これはMRTとUMKですけれども、52%、それと新聞に月2回掲示します県政けいじばん

が40.8%、ホームページが8.1%、SNSでは、フェイスブック、ツイッターをやっておりますけれども、それが3.1%という結果が出ております。

それと、あわせて「こういう広報を通して欲しい情報が得られていますか」という質問があるんですけれども、「得られている」という回答が4.8%、「ある程度得られている」が55.3%で、2つを合わせると60.1%、「余り得られていない」が10.9%、「得られていない」が4.1%で、これを合わせると15%となります。そのほか、「わからない、関心がない」が24.9%であります。

また、ほかにも効果と申しますか、テレビ番組などではプレゼントコーナーがあるんですけれども、プレゼントの応募の際に県政番組に対する御意見なども書いていただいているところです。それを見ると、県内に住んでいながら知らないことがたくさんあって勉強になるとか、コンパクトにいろんな県の取り組みがまとめているのでわかりやすいといった御意見はいただいているところです。

○武田委員 県民意識調査はどれくらい前からされていて、例えばここ10年とかの間に意識が高まってきているとか、広報活動が県民の皆さんに浸透してきたみたいなものがあるのかどうか。先ほどSNS等は大分低い認知だったんですが、将来的にはそちらがいつか逆転する時期が来ると思うんですけど、そこあたりの考え方をお聞きしたいんですけど。

○松野広報戦略室長 私が今手元に持っているのは平成25年以降なんですけれども、率的には上がったり下がったりで、それほど変わらない状況です。

それと、今、委員からお話がありましたSNSはまだ率的には低いんですが、確かに若い人

を中心に情報をネットから収集する世代、若い世代はそういう方が多いものですから、まだ率は低いものの、今後はそういう若い人たちにもわかりやすく情報を発信する必要があると考えております。ここは工夫が必要かなと思っています。

○武田委員 ありがとうございます。

○丸山委員 14ページで総合政策課にお伺いしたいのですが、県・市町村人口問題対策連携事業の予算が5,500万円程度あるんですけれども、これは多分去年から引き続きやっていただいていると思っているんですが、人口減少問題は非常に大きな課題として、市町村としっかり連携していかないと、なかなか歯どめがかからないと思っているものですから、去年はこうだったが、令和2年度はしっかりここを取り組もうというような事業なのかどうかを教えてくださいと思っています。

○小倉総合政策課長 県・市町村人口問題対策連携事業でございますが、昨年度がおおよそ2,500万円、中身としましては、各市町村から人口減少問題、例えば社会減対策とか自然減対策で、いろんなアイデアを出していただきまして、それに対して、これはまさに意欲的だと言えるようないろいろな取り組みについて、県が10分の10で支援をさせていただくという取り組みでございました。

今年度で言いますと、7市町村を支援させていただいたところでございます。実は、予算的には枠は5市町村だったんですが、7市町村にしたのは、16市町村から応募があり、各市町村とも非常に意欲があるんだなと感じたところでございまして、7にふやしたんですけれども、そういったいろいろな取り組みが各市町村ごとでございます。

例えば、高千穂町で言いますと、町内にIT企業を東京から誘致するためにいろんな環境整備をして、それにあわせて小中学校でしっかりIT教育、プログラミングを学ばせると、それをセットにした形で500万円。町からもお金が出ているかもしれません。それに対して支援をするというような、それぞれの独自の取り組みを県として支援をするという形になってございます。

具体的に、来年度はどうするのかというところは、まさに今やっているものをさらに推進していくのが1つと、5,500万円と書いておりますが、現在7事業を継続で実施していますけれども、プラス4市町村分を新規で、計11市町村を支援しようと考えておまして、そこはこれからいろいろとアイデアが出てくるのかなと思っています。

そこで、県が具体的にそれぞれのアイデアを後押しするように支援をして、まさに県と市町村が一体となって、個別具体の課題と一緒に取り組んでいくというような形になってございます。

○丸山委員 宮崎県では、県全体としても人口が減少しているんですが、特に厳しいのが山間地域だと認識しています。7市町村から11市町村になるということなんですが、イメージ的にはどのような市町村に支援して、具体的に今どのような相談がされているのか。できれば山間地域の厳しいところにもっとこういうアイデアはどうですかと言ってほしいと思っていますし、逆に県のほうから、こういう事業を去年やりましたけど、ここをもっと伸ばせばいいんじゃないんでしょうかというようなアドバイスとかはやっていらっしゃるのかどうかも含めて教えてくださいと思っています。

○小倉総合政策課長 まさに委員がおっしゃるとおり、特に山間地の支援、本年度の7市町村のうち、西米良村、諸塚村、それから椎葉村の3村に関しましても支援の対象とさせていただいております。それぞれアイデアがあるところでございまして、まずはその具体的なアイデアについて支援をさせていただくというところが1つ大きな部分だと思います。

そこに対して、例えば県からは単なる社会減対策、人を呼び込むだけではなくて、実際に移住されてきた方の環境をいかに整備していくということが非常に大事だというような対策の御指摘などもいろいろとさせていただいて、協議をしながら、そういったところを市町村と一緒に練って、人口問題研究会というそれぞれ具体的な議論をする場もございまして、そういった中で具体的なアイデアを計画的に掘り返しながら実施していくというような形で、特に中山間地に対する支援については我々も意識しているところでございます。

○丸山委員 要望になります。ことし11市町村になりましたが、まだ半分ぐらいしか、なかなかいいアイデアが出てきていないということですので、全市町村がしっかり県と連携しながら人口減少問題にどう取り組んでいくか、それぞれ市町村の首長さんは悩んでいらっしゃると思いますので、ぜひ県としてもしっかり対応していただくようお願いしたいと思っております。

○坂口委員 統計調査課に、委員会資料の26ページの県指定統計条例の一部改正ですが、新設の第6条について、具体的な例を交えながら詳しく説明していただけるといいんですが。

○長倉統計調査課長 第6条の協力の要請に応じる努力義務のところでもよろしいでしょうか。

○坂口委員 そうですね。知事以外の関係者、

またはその他の個人というところの必要な資料とかの提出を求められる、これに応じるよう努めなければならないというくだりのところです。

○長倉統計調査課長 統計法、それから統計条例についてなんですが、先ほど説明しました県指定統計調査については、まず指定という手続がございます。指定された効果として、協力に応じてくださいという義務が発生するというところで、条文にあります「知事等以外の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体」というのは、いわばあらゆる方を想定しています。家計関係であれば個人、各世帯になりますし、事業所関係であれば各事業所、会社、そういったところに対して統計調査をしますから、ぜひとも協力して提出くださいということで、基本は協力なんですが、ただ、努めなければならないと、義務と言うときついですが、そういったようなことが指定の効果として発生するというところでございます。

○坂口委員 これは、当然答える義務を規定しているわけで、改めてここで具体的な場合を想定して、そこに協力を求めるというようなことを想定しての追加じゃないわけですね。従来どおり、これは統計調査には協力してくださいという域は出ていないんですね。

ここに改めてこれを追加したということは、これまでの統計調査上、好ましくない点、不都合な点、不合理な点があって、それをしっかりと補完していくために、こういうケースを想定して、こういう協力を求めるというようなものではないわけですね。

○長倉統計調査課長 宮崎県独自に何か困った事態があったから、今回、こういう規定を具体的に設けたということでは必ずしもなくて、統計法のつくりもこういう形になっております。

国の基幹統計に指定されることで、調査の相手方に義務が発生して、それに応じなかったり、拒否や虚偽といったようなことをやった場合には罰則も適用されるということです。

昨年の統計法改正に当たっては、昔は条例の準則と言っていましたけれども、国から1つのひな形みたいなものを各県に提示して、それに沿って条例改正の作業を行ってきました。もちろん、それをそのままなぞるのではなくて、うちの県ではどうあるべきかというようなことを検討、議論しながらやってきて、その中で協力要請をする、それに応じてくださいという部分についてはもちろんひな形の中にもありますが、そのままそうあるべきであるので、今回、改正の文言として入れたということでございます。

何か具体的にうちの県独自で困った事象があったとか、そういうことではございません。

○坂口委員 これまで、不都合、ふぐあいがあったり改善したいから、あえてこれを入れたということではなくて、これまでと何ら変わらないということの一つ理解できました。

それから、努めなければならないということは、一般的には努力義務で、それに今度は罰則がセットになっているとなると、もうちょっとしっかりラインを引かないと、過料なり嚴重注意なり、あるいは指導があるというのは、努めなければならないとうたってあると、通常の解釈だと努力義務ですよ。

それに罰則が伴うのがちょっと理解しづらいのと、そうすると次の新設の9条は今の時代、特にいろんな詐欺事件とかを意識しているとは思いますが、何人も調査に相乗りするような形というか、これを悪用するような形で情報を取得してはならないと、これは罰則つきじゃないといけないと思うんですね。

特に今の時代は、これは何か起こります。だから、そこら辺がもうちょっと検討、研究の余地があるんじゃないかなど。罰則一つとっても、努めなければならないという表現の仕方についてもですね。ここら辺はどうなんですかね。これも何かまだ研究、検討の余地がありそうな気がするんですけどね。

○長倉統計調査課長 今、委員のおっしゃいましたように、統計法においても回答に応じる義務、それからかたり調査についても規定はございます。^{*}それぞれについて罰則はございます。ただし、委員がおっしゃったように、例えば調査の相手方に対して出してくださいと、義務がありますよ、出さなかったら罰則ですよということで、罰則が適用された事例は恐らくほぼないのではないかと思います。

統計調査は、あくまでもお願い——本当お忙しいところ申しわけないですが、これからの施策のために必要なもので、よろしく願いしますということをお願いしているものなので、それに対する回答がない場合もいろんなケースがあるかと思えます。忙しくてできないというようなことだったり、それを一律に出さなかったから全部罰則だということになると非常に乱暴な話になるので、一応ある程度出していただくために規定としては置いているんですけども、それをいきなり罰則という話にはならないですし、適用された事例はないのかなど。

2つ目のかたり調査についても、私が知る限りでは、それで罰則が適用された事例というのはいないんですが、実際にかたり調査というのがあります。

本県でも、前回の国勢調査の際に3件ぐらいかたり調査、これは未遂に終わったんですけど

※118ページに訂正発言あり

れども、相手から個人情報を知りたそうとしたり、前々回の10年前は、かわりに書いてあげるから2,000円くださいとかそういったようなこともあったりしましたので、本当に悪質なものについては、場合によっては罰則が適用されることもあるのかなと思います。

○坂口委員 そのとおりだと思うんです。だから6条は努力義務で、これに罰則を適用しようとしたって、これは無理です。たとえ行政側に意思があっても、ここに罰金の規定があっても、それはやっぱり特に裁判なんか起こしたら無理だと思うんですね。

ところが、9条というのが今の時世を反映して、やっぱりしっかりしないといけないということで、これは個人を守ることを担保しようという追加条文だと思うんです。

これは罰則をしっかり明示して抑止力を働かせないと、6条、9条が並列で並べられていると、これはやっぱり思わぬことが起こるかなと。

そして、そういうことを想定したから、あえて新設で入れたんだと思うんです。これまでも入れていてもよかったんですけど、オレオレ詐欺に始まる一連のいろんな問題の中で、これは悪質化してきている。

だから、ここはまとめの中で、この条例に反した者に対してはという大ざっぱな罰則規定があるのかもしれないですけど、そういったものがなければ、このところはそれなりの罰則とセットでやって、これに違反したものはということで、抑止力をかなり強くしないといけないんじゃないかなという気がするものですから。質疑は要望というか自分の考えとしてこれで終わりますけど、答弁はいいです。

○高橋委員 関連で。基本的にお願ベースという性格上、特に今集合住宅がふえて、入り口

が一緒にインターホンで呼び出すじゃないですか。だから居留守を使われたりとか、そんなことで調査不能というのがやっぱりあるのか、そこをまず確認します。

○長倉統計調査課長 今おっしゃいました調査不能になるケースは、国勢調査に限らずいろんな調査で拒否されることはあります。そういう場合には、例えばある事業所に拒否されたら、かわりの事業所を追加するというものもありますし、あと国勢調査に限って言いますと、国勢調査でも、前回本県でもありましたし全国的にもあるんですが、どうしても回答したくないというケースもあり得るんです。ただ、国勢調査は全数調査なので、その場合は、例えば調査委員さんが周囲の自治会の方なりからちょっと情報を聞き取って、調査票を作成したり、それでも難しい場合には、市町村が作成したりとか、そういったことも認められているので、結果としては全数という形になるということです。

○高橋委員 国勢調査の場合は、調査不能の件数はゼロだということですよ。全ての世帯で数字が上がると理解していいですか。

○長倉統計調査課長 最終的には国も全数なので、未回答、未記入とかがゼロですという言い方はしていないんですけども、そういうふうにできるだけ、調査員なり市町村なりが補填する形で全て調査すると。

ただし、なかなか周辺の方からの情報ではわからないような項目があったりすると、そこは不詳と、わからないということでの最終的な回答になることはあり得ます。

○高橋委員 最終的には職権でされるということなんでしょうね。問題はそこからなんです、精度ですよ。特に国勢調査は、交付税算定だったり1票の格差だったり、いろんなことに波及

する、その基本となる数字だから精度が大事ですよね。

ある書き物を見たら5年前で、今おっしゃった近所に聞いて、ここは何人いて、どんな職業でとか、それが13.1%らしいんですよ。全国で代替回答した率が13.1%。これは特に大都市とかが多いらしいんですよ、独居老人だったり、単身世帯で。

だから、そんなのがまたふえるんじゃないかなと思って。本県の代替回答の割合とかはお持ちなんでしょうか。

○長倉統計調査課長 委員がおっしゃった全国の方が13.1%なので、引き算すると86.9%ですが、それに相当する本県の数字は、96.7%です。10ポイントほど高い状況です。

○高橋委員 本県がよければいいということにもならないわけで、これは47都道府県が精度を上げないと意味がないわけですよ。特に大都市なんかでは、今おっしゃった9割を切る回答率のところがいっぱいあるんじゃないかと思うんです。96.7%が5年前の本県の本人による回答ですね。これをぜひ上げていただくようお願いします。

○重松委員 関連で、基本的なことなんですけれども、(3)統計情報の有効活用のイです。外部提供の対象を拡大することになっているんですが、外部に情報を提供する場合は、その用途、目的とか、使い方の条件とかが何か決められているんでしょうか。

○長倉統計調査課長 そのあたりについては、統計法の中で、まず提供する場合にどういった目的で使うのかとか、調査票情報というのは個人のものであれば個人情報そのものなので、使う場合でも使う側はきちんと適正に取り扱ってくださいと。

参考までに申し上げますと、外部提供の場合、電子データだけでやりとりをすることになっていきますので、そのやりとりをするときに、例えば、それを記録している媒体の管理については、ちゃんと鍵がかかるところに入れてくださいとか、途中でプリントアウトしたものも最終的に統計表ができたなら復元不能な形で破棄してくださいということに統計法がなっているので、統計条例でもそれに準じた形を想定しています。

ただし、ここにあるように、県条例の場合には、提供先が国ですとかほかの都道府県、それから市町村ということで、そういった情報に関するセキュリティーがある程度きちんとしているところではありますが、それでもきちんとやってくださいということで、目的と使う際の適正化の措置は確認した上で提供することになると思います。

○重松委員 この外部というのは、自治体ですか。それとも一般企業も含めるんでしょうか。

○長倉統計調査課長 統計条例の場合は、ここに書いてありますように国と地方公共団体です。ただし、国の場合、統計法に基づく外部提供は大学なども対象になります。その際に先ほど申し上げた適正管理措置がきちんとできる環境があることが前提になりますが、本県にはちょっとそういった環境がないので、地方公共団体、国以外の民間については想定していないところです。

○重松委員 わかりました。最後に、提供する場合は無償ですか。有償になる部分があるんでしょうか。

○長倉統計調査課長 本県の条例の場合ですと、国や地方公共団体が対象ですので無償になります。

○重松委員 ありがとうございます。

○丸山委員 歳出予算説明資料の16ページの開発事業特別資金特別会計のことでお伺いしたいのですが、先ほど九州電力からの株式配当が減額になるという説明がありましたけれども、具体的にはどういうことがあって株式配当が減になるのか、もう少し説明していただくとありがたいと思っています。

○小倉総合政策課長 来年度分の配当金収入が減となっている理由でございますが、九州電力に関しましては、報道等で既に御存じかもしれませんが、川内原発におきましてテロ対策施設を整備しなければならないということでございます。国の原子力規制委員会から、その整備が間に合わなかった場合には運転を休止するというような形になってございまして、ことしに入ってから年末にかけて2基とも停止するというような状況になります。

これは、九州電力の経営に相当大きなダメージになるということでございまして、報道等で少し出ていますが、場合によっては九州電力の経常収支が赤字に転落する。その場合、配当はもちろんだらうと見込んでいまして、言ってしまうと、今年度期末で配当される収入に関しましては来年度の予算に計上させていただきますけれども、来年度中間期以降の部分については見込めないだらうということで、例年の半分程度の配当金収入で予算を計上しているところでございます。

○丸山委員 昨年は1,400万円ぐらいあった積立金が今回100万円ぐらいしかないということで、事業に対する影響といたしますか、これまで取り組んでいた事業があったと思うんですが、それに影響が出てくるのか。ことしは基金があるから大丈夫で、そのかわり積立金が少なくなりますので、これまでやっていた事業を今後少しず

つ縮小せざるを得ない状況になってくるのか、その辺の説明をお伺いしたいと思います。

○小倉総合政策課長 この開特資金の運営につきましては、全体的なお話をさせていただきますと、平成20年度以降、それまではいろいろな事業——この開特資金はもともと小丸川流域の発電所関係から生まれた資金でございますので、そういった事業に活用させていただいて、その後さまざまな事業に計上してきたところですが、平成20年度以降、用途を新エネルギーに関係する事業に限定していきましよう。特に東日本大震災以降、配当金収入がゼロの状態が続きまして、28年度以降は積み立てを削らざるべく配当金収入の範囲内で実施しようという状況になってございます。

ですので、基本的には配当金の範囲内で今事業を実施しようというところでございます。現時点で実施している事業、今年度までは前回も少し説明しました水素の関連事業——エネファームに対する支援だったり、モデル事業を実施したりということですが、この実施に関しては基本的に影響はございません。

なおかつ、ここ最近配当金の収入が少しふえてきたという経緯もございます。来年度はどうなるかというところはございますが、そういった影響はございますので、今回、畜産振興課のバイオマス事業も追加させていただいた上で配当金収入の範囲におさまる計算になります。

ですので、積立金も100万円程度が余るという感じでございますが、積立金は取り崩さないで配当金の範囲内で事業がこれからも実施できる見込みになってございます。

○丸山委員 今後、九州電力の経営がどうなるのか非常に注視せざるを得ないと思っておりますので、何かありましたら、また、情報提供を

お願いしたいと思っております。

○日高委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上で、第1班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時59分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

次に、第2班として、総合交通課、中山間・地域政策課、産業政策課、生活・協働・男女参画課の審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

○大東総合交通課長 それでは、総合交通課の当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の27ページをお開きください。

総合交通課の令和2年度の当初予算額は、左から2列目にありますとおり、総額で10億1,363万4,000円となっております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

29ページをお開きください。

中ほどの(事項)広域交通ネットワーク推進費4,783万5,000円であります。

このうち、説明欄4、宮崎県物流強化推進事業2,400万円は、トラック輸送などから海上・鉄道輸送への転換を促進しまして、海運・鉄道の大量輸送能力を生かした本県物流の効率化を図ろうというものでございます。

説明欄5の宮崎県長距離フェリー航路利用促進支援事業761万円は、大量輸送が可能な長距離フェリーの特性を生かしまして、スポーツ合宿や教育旅行などの団体利用を促進し、航路運営

の安定化、本県観光の推進を図るものであります。

次に、説明欄6の新規事業、長距離フェリー下り荷確保調査事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項)地域交通ネットワーク推進費4億6,307万9,000円であります。

このうち説明欄1の地方バス路線等運行維持対策事業3億745万1,000円につきましては、国や市町村と連携しながら、地域住民の生活に必要な地域間を結ぶバス路線の維持を図るために、運行費などの補助を行うものであります。

次に、説明欄2、離島航路運航維持対策事業1,008万6,000円は、県本土と離島を結ぶ唯一の交通手段であります離島航路を維持するために、国や地元自治体と連携しまして、航路事業者に補助を行うものであります。

説明欄3の地域鉄道活性化・利用促進支援事業1,155万4,000円は、県内鉄道網の維持・存続を図るために、吉都線及び日南線における沿線の環境整備、あるいは観光列車を活用した利用促進の取り組みを支援するものであります。

30ページをお開きください。

説明欄4の佐土原駅バリアフリー化設備整備費補助事業4,976万7,000円につきましては、鉄道を利用する高齢者、障がい者などの方々の移動の円滑化、安全性を向上させるために、JR九州が行います佐土原駅のバリアフリー化整備に対して支援を行うものであります。

説明欄5の二次交通インバウンド対応支援事業1,100万円は、宮崎空港等の交通結節点と観光地を結ぶ二次交通の機能を強化するために、実証運行調査や旅行環境整備を行う交通事業者に対し支援を行うものであります。

説明欄6の新規事業「持続可能な地域交通ネッ

トワーク構築のための総合対策事業」につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項) 航空交通ネットワーク推進費8,024万6,000円であります。

まず、説明欄1のみやぎの空航空ネットワーク充実事業4,991万9,000円は、官民で構成いたします宮崎空港振興協議会を通じまして、国際線を運航する航空会社に対して運航経費の一部を補助するとともに、国内外の航空会社と連携した利用促進キャンペーンや路線のPRイベント、国際チャーター便の誘致など、路線の維持・充実に向けた取り組みを行うものであります。

次に、説明欄2の直行便でひとつ飛び！みやぎ国際線活性化事業2,838万円は、同様に宮崎空港振興協議会を通じまして、グループでの渡航に対する支援やパスポートの取得支援などにより、県民の国際線利用拡大を図るとともに、航空会社に対して路線の維持・充実に向けたトップセールスなどを行うものであります。

次に、(事項) 高千穂線鉄道施設整理基金事業費1億4,140万7,000円であります。

これは、旧高千穂線の不要施設の撤去に係る沿線自治体への補助等を行うものであります。

最後に、(事項) 運輸事業振興費1億8,556万8,000円であります。

これは、県トラック協会及び県バス協会が行います交通安全対策、利用者の利便性を図るための事業、環境保全に関する事業などを支援するものであります。

続きまして、総務政策常任委員会資料の8ページをお開きください。

新規事業、持続可能な地域交通ネットワーク構築のための総合対策事業であります。

まず1、事業の目的・背景でございます。

県内地域間の幹線・広域的バス路線の維持を初めといたしまして、地域内での移動手段の確保対策を総合的に進め、地域交通ネットワークの再構築・最適化などの改善を一体的に促進することで、安心して地域で暮らせる持続可能な地域交通ネットワークの構築を図るものであります。

2の事業の概要をごらんください。

(1) 予算額は7,290万円、(2) 財源といたしましては、人口減少対策基金及び観光みやぎ未来創造基金を活用いたします。(3) 事業期間は、令和2年度から令和4年度までの3年間を予定しております。

(5) 事業内容でございますが、①といたしまして、地域交通ネットワークの最適化に資する取り組みへの支援として、Ma a S (マース) などの新モビリティサービスの導入に対する支援を行います。

次の②は、バス情報の見える化を推進するものとしまして、コミュニティバスの運行情報をGoogleマップなどの経路検索サービス上で検索できるようにするため、市町村などが行うデータ整備に対する支援を行います。

③は、地域間幹線系統維持支援強化といたしまして、本県の主要なバス路線であります地域間幹線系統の維持に向け、運行欠損額に対する支援の一部を強化するものであります。

④は、制限運転宣誓者に対する地域間移動手段の確保といたしまして、地域間の移動に自家用車を利用しない旨の宣誓をした方の移動手段を確保するために、高齢者用の路線バス定期券の取得支援を行うものであります。

3の事業効果といたしましては、地域交通ネットワークの最適化やバス情報の見える化に取り

組むとともに、地域における移動手段の確保を図ることによりまして、安心して地域で暮らせる持続可能な地域交通ネットワークの構築が図られるものと考えております。

次に、10ページをお開きください。

新規事業、長距離フェリー下り荷確保調査事業でございます。

1の事業の目的・背景でございますが、大都市圏からの下り荷確保に係る現状と課題を抽出することなどによりまして、長距離フェリーの輸送力強化を見据えた、より効果的な下り荷確保の取り組みを推進するものであります。

2の事業の概要をごらんください。

(1) 予算額といたしましては1,000万円、財源は一般財源でございます。事業期間は、令和2年度の単年度事業を予定しております。

(5) 事業内容でございますけれども、まず①の共同輸送可能性等調査事業につきましては、本県向けの貨物を有し、長距離フェリーを利用する可能性のある関西以遠の荷主企業の抽出、あるいは共同輸送の可能性等に関する調査を実施いたします。

また、②の共同輸送等実証事業につきましては、長距離フェリーの下り便を活用いたしまして、複数の荷主による共同輸送など、物流効率化に資する先進的な輸送に関する実証調査を行うものでございます。

3の事業効果といたしましては、令和4年度のフェリー新船の就航を見据え、大都市圏からの直送化など、安定的な下り荷の確保による物流の効率化を推進いたしまして、本県経済の生命線である長距離フェリー航路の維持・充実が図られるものと考えております。

当初予算につきましては、以上でございます。

続きまして、決算特別委員会で御指摘をいた

だきました事項について御説明いたします。

別冊の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の3ページをお開きください。

個別的指摘要望事項といたしまして、「国際的な相互交流を促進するため、アウトバウンドについても県を挙げて取り組むこと」との御指摘をいただいたところでございます。

国際的な相互交流の促進には、宮崎空港発着の国際定期便は欠くことのできない交通基盤であり、その安定的な運航を図るためには双方向での利用が重要であります。しかしながら、現状では外国人観光客が多数を占めておりますので、アウトバウンドの増加を図る必要があると考えております。

このため、県、市町村、経済・観光団体、さらには民間企業などにより構成いたします宮崎空港振興協議会におきまして、国際定期便を利用するグループや修学旅行、ビジネス利用者の渡航費用の補助、県民のパスポート取得費用への補助を行っているほか、県内での路線PRなどを実施するなど、アウトバウンドの利用促進に取り組んでいるところでございます。

今後とも、宮崎空港振興協議会を中心といたしまして、県内の関係団体、企業などにより一層連携を図りながら、国際定期便のPRや利用促進に取り組み、アウトバウンドのさらなる増加を図りたいと考えております。

説明は以上でございます。

○日高中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課の当初予算について御説明します。

令和2年度歳出予算説明資料の31ページをお願いいたします。

当課の令和2年度当初予算額は7億1,250万8,000円であります。

主な内容について御説明をいたします。

33ページをお願いいたします。

ページ中ほどの(事項)中山間地域活力再生支援費8,334万5,000円であります。

このうち、説明欄3の新規事業、「宮崎ひなた生活圏づくり」地域の絆ステップアップ事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、4の改善事業、外部人財活用による集落活動支援事業781万につきましては、ボランティアで集落活動を支援する中山間盛り上げ隊を派遣し、中山間地域における活動の維持・活性化を図るとともに、集落と外部との交流による関係人口を創出することで、持続可能な中山間地域の運営を支援するものであります。

次に、一番下の(事項)地域活性化促進費1億36万8,000円であります。

34ページをお願いします。

このうち、説明欄6の改善事業、未来へ駆ける市町村地域づくり総合支援事業4,759万2,000円ですが、宮崎縣市町村20世紀基金と宮崎縣市町村間連携支援基金、2つの基金を活用して別々に行っておりました事業を統合しまして、自立した持続可能な地域づくりを推進するために、市町村が地域または他の市町村と一体となって実施する、地域の特性や優位性を生かした取り組みを支援する事業であります。

次に、(事項)移住・定住促進費2億1,481万4,000円ですが、このうち説明欄4のわくわくひなた暮らし実現応援事業、5の新規事業、中山間の魅力再発見！ひなた移住プロモーション事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、一番下の(事項)エネルギー対策推進費1億7,483万2,000円ですが、これは水力発電施設等の所在する市町村に対し、地域活性化事

業等に対する国の交付金を交付するものであります。

次に、35ページになりますが、(事項)土地利用対策費3,221万7,000円であります。

このうち、説明欄4の地価調査費2,237万4,000円は、国土利用計画法に基づき、県内全市町村において行います基準地の標準価格の調査及び結果の公表に要する経費でございます。

続きまして、当課の主な事業について御説明をいたします。

総務政策常任委員会資料の12ページをお願いいたします。

「宮崎ひなた生活圏づくり」地域の絆ステップアップ事業であります。

事業内容を御説明します前に、右側13ページの図をごらんください。

今年度6月議会で承認いただきました宮崎県中山間地域振興計画に、「くらし」に関する施策の方向性として位置づけております宮崎ひなた生活圏づくりに関しまして、各部局で当初予算としてお願いしている事業等を整理したものであります。その中で、図の左下、地域協働の枠組みになりますけれども、当課の事業としましてお願いしておりますのが12ページの新規事業になります。

12ページにお戻りいただいて、1の事業の目的・背景としましては、中山間地域において、安心して地域に住み続けられる仕組みづくりを促進するため、地域に住む多様な人材が中心となって形成する地域運営組織等が、さまざま主体と連携・協働しながら取り組む、生活に必要な機能の維持等を支援するものでございます。

2の事業概要であります。予算額は1,493万5,000円、財源は人口減少対策基金を活用することとしており、事業期間は令和2年度から4

年度までであります。

事業内容であります。まず①のアドバイザー支援については、地域政策・集落再生に係る専門的な助言を得るため、大学教授等の招聘を行うものであります。

また、②地域運営組織等形成促進につきましては、小学校区といった身近な地域の単位での将来人口推計を踏まえ、地域住民が主体となって、将来に向けた行動、例えば移動支援、高齢者の見守りといった仕組みづくりを行う際に支援をするものであります。

3の事業効果としては、従来の住民交流・相互扶助から一步踏み出し行動する地域運営組織の形成を図ることで、住みなれた地域に安心して住み続けられる仕組みづくりに資するものと考えております。

14ページをお願いいたします。

次に、わくわくひなた暮らし実現応援事業であります。

これは、今年度から、国、県、市町村と連携し実施しております。県外からの移住者に対し支援金を交付する事業であります。

2の事業概要であります。予算額は1億4,651万8,000円、財源は国の地方創生推進交付金と人口減少対策基金で、事業期間は令和4年度までであります。

事業内容の①にあります移住支援金支給事業につきましては、今年度、交付実績が現時点でなく、見込みを大幅に下回ったところがございますけれども、これは交付対象となる方が少ないことが主な原因となっております。国のほうでは次年度の交付要件の見直しを行いますことから、本県独自も合わせて要件を見直した上で、予算を要求させていただくものであります。

移住支援金に係る予算は、(5)の①の括弧書きにありますとおり、世帯・単身を合わせて165件分、記載はございませんが、金額としては1億125万円を計上させていただいております。予算枠としては今年度と同額としております。

15ページをごらんください。

移住支援金事業の要件変更の概要であります。

表の左側が国の交付金対象分、右側が県独自支援分で、それぞれ現行と改正後を記載しております。

まず、表の左上ですけれども、国においては、現行、居住元において、移住の直前に5年間以上東京23区に在住、または5年間以上、東京、千葉、埼玉、神奈川の東京圏に在住し、東京23区内に雇用保険被保険者として通勤をしていることとされておりましたが、改正後は、移住直前の10年間のうち、通算5年以上23区内に在住または23区内に雇用保険者として通勤していればよいこととされました。

ただし、移住直前には連続して1年以上、東京23区内に在住または23区内に通勤している必要がございます。

一番右の二重線囲みの本県改正案をごらんください。

直前10年間に広げて通算5年間の県外在住、通勤実績を要するのは国と同様ですけれども、下に記載してありますように、直前に1年間県外に在住していれば、直前1年間の就業は要しないこととしております。

これは、5年間の通勤実績により、定着が見込まれる就業人材であることを担保しつつ、移住の直前に、職業訓練や留学などのスキルアップや子育て・介護等により、やむを得ず就業されていない方を対象とするためでございます。

次に、中段の支援金の申請期間であります。

れども、国では現行どおり転入後3カ月以上1年以内に申請とされているところを、一番右にありますとおり、本県独自支援分においては、農林漁業の研修期間を1年以内の算定に含めないことで、移住後に研修を受講された後に農林漁業に就業される方を支援金の対象としたいと考えております。

また、一番下の段の対象企業要件につきましては、国がこれまで対象ではなかった大企業や東京圏本社企業、第三セクター法人についても一定の要件のもとに対象とするということであり、本県分についても同様の取り扱いをすることにより、移住者にとって就業先の選択肢が広がると考えております。

14ページにお戻りください。

(5) 事業内容の①の米印にありますように、これらの要件変更につきましては、本年4月1日付で県市町村の実施要領を改正しまして、同日以降の転入者を対象として実施することとしております。

②の相談体制の充実等でありませけれども、本年度開設しました大阪、福岡を含め、UIJターンセンターにおける相談対応や相談会等の開催、支援金対象法人向けのセミナーの開催等により、制度の周知等に取り組んでまいりたいと考えております。

事業の効果は記載のとおりですけれども、内閣府によりますと、移住支援金の制度につきまして、来年度の状況等を踏まえて、制度の大幅な見直しも視野に検討するといった担当の方のお話もございますので、本県におきましても来年度の状況を見て、支援金のあり方について抜本的に検討してまいりたいと考えております。

16ページをお願いします。

次に、中山間の魅力再発見！ひなた移住プロ

モーション事業であります。

1の事業の目的・背景ですけれども、人口減少が進む中山間地域の魅力を外部の視点を踏まえてブラッシュアップし、高い発信力を有する企業と連携してプロモーションを実施することで、中山間地域への人の流れを創出し、将来的な移住者の増加を図るものでございます。

2の事業の概要であります。予算額は1,190万4,000円、財源は人口減少対策基金を活用することとしておりまして、事業期間は令和2年度から4年度まででございます。

事業内容であります。まず①研修会・ワークショップの実施では、移住情報誌を発行する民間企業による研修会の実施、移住希望者や移住者、自治体職員が参加するワークショップにより、新たな地域の魅力を掘り起こし、磨き上げを行うものでございます。

②の企業と連携した新たな地域の魅力発信では、①で構築しました新たな地域の魅力について、セミナーや移住情報誌など、広告媒体を通じて発信するものであります。

3の事業効果としては、企業と連携して効果的に中山間地域の新たな魅力を発信することによりまして、中山間地域への人の流れの創出を図ることができると考えております。

中山間・地域政策課の当初予算については以上であります。

続きまして、決算特別委員会で御指摘をいただきました事項について御説明いたします。

別冊の決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況の3ページをお願いいたします。

上のほうですけれども、個別的指摘要望事項において、「中山間盛り上げ隊について、より中山間集落の自立支援につながるものとなるよう、引き続き改善に努めること」との御指摘をいた

だいております。

中山間盛り上げ隊は、平成21年度の設定以来、人手不足となっている地域活動への支援を通じて、都市部住民と中山間地域の集落との交流機会を創出してきたところでございます。

今後、中山間地域において大きな人口減少が見込まれる中で、草刈りや祭りなどといった地域の活動を持続的なものとしていくためには、集落みずからが独自の関係を構築して、地域外からの支援を得られる仕組みをつくっていくことが必要となってまいります。

令和2年度の改善事業、外部人財活用による集落活動支援事業におきまして、各市町村とも連携し、集落に対し自立への意識を高める働きかけを行うとともに、集落と隊員との関係を強化する取り組みにより、集落の自立につなげてまいりたいと考えております。

中山間・地域政策課は以上でございます。

○米良産業政策課長 産業政策課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の37ページをお願いいたします。

当課の令和2年度当初予算は4億6,758万2,000円をお願いしております。

主な内容について御説明をいたします。

39ページをお願いいたします。

まず、中ほどの(事項)産業政策総合推進費7,533万円であります。

主な内訳ですが、説明欄の2、フードビジネス推進基盤強化事業4,700万円につきましては、フードビジネスに取り組む事業者からの総合相談窓口としてフードビジネス相談ステーションを設置しまして、フードビジネスの振興を図るものであります。

次に、説明欄4の新規事業、みやざき食の魅

力発信・販売促進事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

続きまして、その下の(事項)みやざき地域活性化雇用創造プロジェクト推進費2億4,899万5,000円であります。

これは、若者の県外流出の抑制等に向け、県内企業への就職促進や魅力ある職場づくり、産業人財の育成等に取り組むことによりまして、県内企業への就業拡大を図るものであります。

次に、その下の(事項)みやざき地方創生若者定着促進費6,644万7,000円あります。

1枚おめくりをいただきまして、40ページの説明欄1の新規事業、大学を中心とした産業人財育成拠点構築事業につきましては、後ほど常任委員会資料にて御説明いたします。

説明欄2のみやざき産業人財確保支援基金事業1,628万円につきましては、本県の将来を担う産業人財の確保・定着を図るため、県内に就職した若者に対しまして、県内企業とともに奨学金の返還支援を行うものであります。

次に、委員会資料の17ページをお願いいたします。

新規事業、みやざき食の魅力発信・販売促進事業であります。

1の事業目的・背景にありますとおり、宮崎の食に関する生産者のこだわりや商品の特徴など、県産品の持つ魅力の発信を通じた息の長いファンづくりと県産品の一層の販売促進を図るものであります。

2の事業の概要であります。予算額は1,076万4,000円、財源は地方創生推進交付金と県営電気事業みやざき創生基金を活用することとしております。事業期間は、令和2年度の単年度事業となっております。

事業の内容であります。

まず①は、生産者の原材料や製法といったものへのこだわりや、商品の持つストーリー性といったものを収録した動画等のホームページを作成しますとともに、イベントなどを通じて県内外への魅力発信を行うものであります。

②は、本事業において魅力発信を行う県産品につきまして、インターネット販売等による多様な販売チャンネルを通じた販売促進を図るものであります。

次に、3の事業効果であります。

消費者の共感、好感といったものを引き出して、県産品の新たなファンの獲得、そして定着を図り、それを販売促進につなげることにより、フードビジネスのさらなる振興が図られるものと考えております。

次に、18ページをお願いいたします。

新規事業、大学を中心とした産業人財育成拠点構築事業であります。

1の事業目的・背景にありますとおり、大学を中心とした産業人財育成・確保の拠点を産学官連携で構築し、大学が有する資源やネットワークを活用した事業等を実施することにより、地域で活躍する人材の育成や確保を図るものであります。

次に、2の事業の概要であります。予算額は4,000万円、財源は人口減少対策基金、事業期間は令和2年度から4年度の3カ年としております。

事業の内容であります。まず①は、下の図にも示しておりますとおり、宮崎大学に産業人財育成・確保の取り組みを企画・運営する体制を新たに構築し、産学金労官で構成いたします産業人財育成プラットフォームなど、関連する取り組みを統合するものであります。

②以降は、新たな体制で取り組む事業になり

ますが、まず②は、県内の大学等が有する人材育成のノウハウを活用いたしまして、これまで取り組んでまいりました、ひなたMBAを体系的に再整理し、企業ニーズ等を踏まえたカリキュラムを開発するものであります。

③は、大学と県内企業等が連携したビジネスプランコンテストの開催など、若者のチャレンジマインドの醸成や学生ベンチャーを育成する仕組みを構築するものであります。

④は、フードビジネスや女性活躍など、県が推進する分野の県内企業と学生が、軽食等を取りながらざっくばらんに意見交換できる場の提供を行うものであります。

3の事業効果であります。

当事業の実施により、大学を拠点として産学官の連携を強化することによりまして、本県産業を支える人材の育成や定着が図られるものと考えております。

産業政策課からは以上でございます。

○渡久山生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課でございます。

歳出予算説明資料の41ページをお開きください。

当課の令和2年度の当初予算額は4億5,898万4,000円でございます。

内容につきまして3ページから御説明を申し上げます。

まず、交通安全並びに地域安全の分野でございます。

43ページ中ほどの(事項)交通安全基本対策費893万1,000円でございますが、交通安全対策推進本部の運営や、県民向けのCM制作等、啓発に要する経費でございます。

なお、説明欄にございます新規事業は、後ほど常任委員会資料により説明を申し上げます。

1つ飛びまして、(事項)安全で安心なまちづくり推進費601万円でございます。犯罪のない住みよいまちづくりの啓発や、職域や学校の要請に応じまして、防犯アドバイザーなどを派遣することなどに要する経費でございます。

44ページにお移りください。

NPO・ボランティアの分野でございます。

一番上の(事項)協働運営事業費2,181万1,000円は、宮崎駅前K I T E Nビルの3階にあります、みやざきNPO・協働支援センター運営のための経費です。地域で活動するさまざまな団体に対しまして、研修や相談などを行っております。

次に、(事項)ボランティア活動促進事業費945万4,000円でございます。

さまざまな社会貢献活動を県民の間に広げていくための経費です。県民向けの研修の機会を提供したり、協働の取り組みを広く募集して支援したりいたします。

次に、消費者行政の分野でございます。

44ページの一番下の(事項)消費者支援対策費5,409万5,000円でございます。

県の消費生活センターに相談や啓発に当たる職員を配置し、その研修を行うことなどに要する経費でございます。

45ページに移りまして、中ほどの(事項)消費者行政交付金事業費5,449万5,000円は、国の交付金を活用いたしまして、市町村の相談窓口の機能強化を支援したり、ステッカーなどの啓発グッズやCMなどを作成したりするための経費でございます。

次に、男女共同参画の分野でございます。

45ページの下(事項)男女共同参画総合調整費425万3,000円は、審議会運営や県民意識調査等に要する事務費でございます。

45ページから46ページにかけての(事項)男女共同参画推進費5,945万4,000円は、啓発や相談とともに、公の施設であります男女共同参画センターの運営委託に要する経費でございます。

46ページの説明欄をごらんください。

1の(4)地域における女性活躍推進事業は、啓発・活動推進事業の7つの項目の中で、金額が一番大きく1,000万円となっております。これは、国の交付金を活用して、市町村の啓発活動を支援する事業でございます。

続きまして、常任委員会資料で、新規事業、みんなの命を守る「高齢者制限運転」推進事業を説明いたします。

常任委員会資料の19ページをお開きいただけますでしょうか。

まず、事業の目的・背景です。

制限運転は、全国的には補償運転とも呼ばれております。高齢者が自身の体調や運転能力を踏まえて、運転しない時間帯や場所等について、独自のルールを決める取り組みでございます。この事業は、制限運転を現在5市町で取り組んでいたところ、県内全域に広めることによりまして、高齢運転者の交通事故防止を図ろうとするものであります。

2の事業概要をごらんください。予算額は322万1,000円、財源は一般財源、事業期間は令和2年度から4年度までになります。

事業内容について説明いたします。

①は、普及啓発のためのポスターやチラシと、制限運転を決めた高齢者に対して行う宣誓式においてお渡しする宣誓証書を作成するための経費です。

また、②では、運転診断を含む講習会や、ドライブレコーダーを使用したモニタリングを行う市町村の取り組みを支援いたします。

3、事業効果の図をごらんください。

高齢運転者の安全対策は全国的にも非常に関心が高く、国が昨年12月に閣議決定いたしました経済対策にも盛り込まれております。その一つ、安全運転サポート車の購入補助につきましては、本日9日から国において申請の受付が開始されます。本事業は、こうした国の取り組みを補完する形になります。

高齢運転者の交通事故防止のためには、最終的には運転免許の返納につなげていく必要がございます。しかしながら、自家用車が主な移動手段である本県の現状を考慮し、生活する高齢者に寄り添った対応も必要です。制限運転は、免許返納に至るまでの過渡的な性格を有する取り組みでありまして、生活に真に必要な範囲での運転により、運転寿命を延ばすことを目指しております。

私からは以上でございます。

○日高委員長 各課の説明が終了いたしました。

議案について、質疑はございませんか。

○来住委員 総合交通課にお尋ねします。30ページの佐土原駅のバリアフリー化なんですけど、この事業そのものはJRが行っていくんだと思いますが、バリアフリー化の事業費の総額はどのくらいでしょうか。

○大東総合交通課長 令和元年度から取り組まれておりまして、来年度の事業まで全部含めますと、2億9,860万4,000円が本工事の費用となっております。

○来住委員 これは補助なんですけど、具体的にこういうJRが行う事業に対して助成を行う上での何か一定の基準みたいなものがあるんでしょうか、そういったものがあればお聞きしたいと思います。

○大東総合交通課長 この事業については、国

庫補助の事業でありまして、国が3分の1、事業者が3分の1を負担することになっております。残りの3分の1につきまして、今回の場合は県と地元の宮崎市が半分ずつ、したがって6分の1ずつを負担することになっております。

地元負担につきましては、今までの工事の前例に従いまして、こういった負担割合ということで整理をしているところでございます。

○来住委員 わかりました。

ほかの問題で、委員会資料16ページの中山間の魅力再発見！ひなた移住プロモーション事業で、まず聞きたいのは、中山間地の地域を幾つか決めて、そこで事業をされていくんだと思うんですね。それで、この事業を実際に行う場合は、県内の地域を指定されて何か準備するのか、もう少しそこをわかりやすく説明してくれませんか。意味がしっかりわからないものですから。

○日高中山間・地域政策課長 この事業は、中山間地域、特に念頭に置いておりますのは山側のほうで、海側のほうは割と県内でも、サーフタウンですとか、延岡のアウトドア天国といった形で魅力をきちんと発信できているところが多いんですけども、どうしても山間部については自分のところの売りというか、そういった魅力を十分に発信できていないという我々の感覚もございまして、今年度取り組みます。おっしゃるように、幾つかの市町村に声をかけまして、そこで手を挙げてきた市町村と一緒に、全国的な移住情報誌を発行する民間企業等と呼んで研修会等を行い、またそこに移住された方、これから移住しようという方々を呼んでワークショップを行う、そういう形でそれぞれ手を挙げてきた市町村が発信したい魅力というものを磨き上げをしまして、それを移住情報誌等で発

信しようという事業でございます。

○来住委員 具体的には、どの市町村で、幾つの地域が予定されていらっしゃるんですか。

○日高中山間・地域政策課長 具体的な数は決めておりませんが、基本的には集まってワークショップをやったりとか研修会をやって、それをまとめて移住情報誌に掲載するというので、幾つじゃないといけないということは今の段階では決めておりません。

○来住委員 民間企業のそういうノウハウを決して軽視したりする気は全くないんですけど、むしろ逆じゃないかなと思っています。自分たちの地域でもっと地域の活性化を図っていく、発展を図る、そのためには何が必要かという点では、むしろその地域の方々が一番知恵を持っていらっしゃるだろうし、一番物事をつかんでいらっしゃるんじゃないかと。よその企業が来て実際にできないことはないと思うんですけど、それはそれとして一定の積み上げられたものを持っている企業があるんでしょうが、発想がちょっと違うんじゃないかなと思うものですから。実際これでどれほどの効果が上がるのかなと感じるものですから、その辺はどうなんでしょうか。

○日高中山間・地域政策課長 もちろん地域の方は地域の方が一番よく御存じなわけなんですけれども、我々が考えておりますのは、自分たちが考えている自分たちの地域のいいところをどうやって発信するかということが弱いと思っております。ホームページとか移住相談会とかで出かけていってはいらっしゃるんですが、そこに呼び込む力が弱いので、せっかくそういうことをやっても人が集まらないのが現状でございます。

ですから、何を魅力とするかというところに、

他者の視点を入れたいというのはあるんですけども、もちろんそういう意見を踏まえて決めるのは自分たちです。自分たちの暮らしはどこがよくてどこが足りないけれども、これとこれを売りに移住者を呼び込むんだというところを磨き上げたいと、そういうことをそれぞれの市町村で感じてもらって、それを発信してもらいたいという願いがあるものですから、こういう形の事業を組んでいるところでございます。

○来住委員 正直言って納得はしませんけれども、それで人口が本当にふえるのかなと。どこも同じようなことを考えるはずですけど、私は現地の方々が一番知恵を持っていらっしゃるんじゃないかなと思っています。結構です。

○高橋委員 今の事業で確認しますが、移住情報誌を発行する民間企業の方々が、中山間地に埋もれている魅力の生かし方を研修会で教えてあげますよという、そういう意味の事業なんですよね。だから、参加者は例えば自治体の職員だったり、地元のリーダーだったり、そういう理解でいいんでしょうか。

○日高中山間・地域政策課長 基本的にはおっしゃるとおりで、その地域で魅力に気づいている部分は、もちろんそれをどう伝えるかという部分ですし、気づいていない部分ももちろんあるかもしれない、全国には思いもよらないことを売りに移住者を呼び込んでいる市町村もございますので、そういった識見とかを有する企業等と一緒にやることによって、その両方を高めたいということでございまして、参加者は市町村の職員であつたり、その地域の集落に移住等を考えていらっしゃる方になろうかと思えます。

○高橋委員 ここから先が大事だと思うんです。ちょっと時間がとれたものだから猪八重ウオーキングをやったんですよ。あれ、これは埋もれ

ているわと思いました。片道1時間もかからないぐらいで行けるわけです、往復で2時間弱。ただ、あそこはコケでも有名だからちょっと手を入れないといけないところが結構あつたりします。実は私も五重の滝は初めて行ったわけですが、多分、あそこは地元の人も行ってない人はいっぱいいると思う。あれは一回行けば、うわっ、こんないいところがあるんだと。ただ、お金は落ちにくいと思うんですよ。自分で弁当を持って行って食べるし、足湯もあるけどただだし。

こういったところの魅力を教えてあげる、生かし方を教えてあげるときにお金がかかりますよね。だから、ここから先の展開を準備しておかないといけないと思うので。これはこれで私はいいと思うんですけど、ぜひその辺の次なる展開をイメージしていただきたいと思います。

○日高中山間・地域政策課長 この事業では、情報誌等で発信するところまで予算化しておりますけれども、その先に市町村がどういうふうになそれを仕組んでいくのかにつきましては、県の別の補助事業等がございますので、そういうものを使いながら応援していきたいとは考えております。

○坂口委員 委員会資料の18ページで、産業政策課の大学を中心とした産業人財育成拠点構築事業は、COC事業の延長線みたいな気がするんですけど、まずそこの関連を。

○米良産業政策課長 COC支援事業は今年度で終わるということで、そこで培ってきたノウハウですとか人脈などを今後に生かしていかないといけないタイミングであるということ、もちろん事実でございます。

そういった状況の中で、私どももここ数年、人材育成・確保に取り組んできておりますけれ

ども、なかなか厳しい状況が続いていることでありますとか、産業界などとお話をする中で、今、産業人財育成プラットフォームということで、産学金労官13団体でさまざまなことに取り組んでおります。それぞれがそれぞれの取り組みをやっていて、もう少し連携できる部分があるんじゃないとか、ダブっていて効率的ではないんじゃないかというようなこともありまして、それを全体でどうやって県内の人材育成・確保にうまくつなげていくかという議論の中で、こういった体制をとっていかうということになりました。

もちろん、COCで、今、大学と産業界が連携した取り組みを進めていらっしゃいますので、そういったものも今後引き継いでいく中で、我々もそこと連携して、いろんな人材育成・確保に取り組みたいということでございます。

○坂口委員 それではだめだと思うんですよ。これはCOCと同じ目的ですよ。そして、その事業が終わって何となくそこと関係するかなと、そんなことじゃだめだと思うんです。まず、そのCOC事業をどう評価、検証するのか。そして、今度はどうやって、その事業の成果というものをさらにまとめていくのかというものじゃないと、今の答弁は中途半端ですよ。

COC事業という事業が確かにありました、ことしで終わりましたよねと。企業が人材を求めていますよから、我々もやっぱりその事業は必要だと思うんです。ところが、これは事業主体が大学じゃないですか。これは同じですよ、プラットフォームでも何でも。だから、そのところをしっかりとやって、COC事業をどう検証したのかということ。それに期待ができるのかできないのか。

まず、COC事業は平成25年から始まったと

思うんですよ、今のような目的を持って始めた。そして平成27年にCOC+、これは人材育成を確実にやっていこうと、認証もしていこうと。地域が何を求めているのかもしっかりと把握させていこうということで、中核大学を中心に、ほかの大学もエリア内で希望すればということやってきた事業ですよ。ということはこれがスタートしてから何年たっていますかね。

○米良産業政策課長 今のCOC+が始まってから今年度で5年、事業期間5年で終了ということになります。

○坂口委員 だから、その前にまず、前のCOC事業との連動とか、その延長というのは全くないのか、全く新たな新規事業なのかということです。それとも、やっぱりそれを連続してやっていこうということで、そういったものを生かしながら、さらにその延長線上に今度は県費を4,000万円投じようと。これまでのCOCは国費でしたよね、文科省から3,500万円ぐらい出ていると思うんです。だから、そのところですよ、どうなのかということ。今までの延長としてやっていこうとするのか、今までのは一応これで終わろうということなのか。

そして、それを延長しないとすれば、同じ目的を持つけれど、今までの成果が余り期待できなかったという検証をやった上で新たに立ち上げるのか。それとも、これは期待できると、完結していないぞということで、さらに今度は県費をもってこれを延長していこうという、そのところをまずはお聞きしているんですよ。

○松浦総合政策部次長(政策推進担当) まず、このCOC+事業の意味としては、民間企業と大学の垣根を低くしようと、そこで新たな動きを出していこうというところがあつたというふうに思っております。その垣根を低くしようと

いうところまでは、それなりの場ができたりというようなことはあると思うんですけども、それで民間の企業の皆さんが求めていたような人材が育成され、供給されるという形が十分できたかということ、そこまでは決して至っていないところがまずは考え方としてございます。

そういう中で、別の仕組みとして産業人財のプラットフォームというものが県を中心に産業界、それから大学にも入ってもらって進めているところではあるんですけども、やはり県の組織の中の事務局というようなところがありまして、常時一緒に動いていくという形がなかなかとりづらいところがあります。

COC+でなかなかできていない部分にもしっかりとこ入れをしていくためには、やはり常時そういったことをやっていける新しい形が必要なんだという議論を民間の皆様とともにやった上で、そういう新しい企業、それから高等教育機関、そして行政といったものが一緒にやっていける結節点をここにつくっていくんだという考え方でこういう新しい組織としてやっていきたいと思っております。これは全て大学に任せるということではなくて、当然それぞれが参加していく形を考えていきたいと思っております。

○坂口委員 まず、言われたように、COCが平成25年に始まって平成27年からCOC+。COC+というのは、企業が求める人材を育成していきますよということ。

それから、そういった人材に適する学生に対しては、県内で就職する際に、大きく言えば無試験でもそこに推薦で入れますよ、だから、生徒の皆さん魅力あるでしょうと、企業の皆さんも期待できるでしょうということなんです。具

体的にそういった項目を2項目入れたのは平成25年、それからもう5年以上過ぎているんですよね。このCOC+事業で何人の卒業生を出していますか。その目的に沿った認証を出していますか。大学がその目的に沿ったCOC+事業の成果として学生を育てて、県内事業者が求める人材として何人県内の企業に就業させたかということです、何名の人材を育成して定着させたのか。

あわせて、そのときにどういう大学が参画したのか。核となった大学は多分、宮崎大学だったんでしょうけれども、県内に大学はたくさんありますよ。それから、どこがどう参画してきて、事業に7年間取り組んできたのかということですよ。

○米良産業政策課長 COC+は当初、5大学でスタートしております。中核大学として宮崎大学を初め、4大学がプラスとなり、現在9大学までふえまして、今9大学で取り組みを行っている状況でございます。

それから、何人の卒業生がというところですが、この事業で何人という数はちょっと把握ができておりませんが、県内への就職率ということでKPIを定めて取り組んでおります。ただ、これも当初定めた目的値には今のところは至っていない状況でございます。

○坂口委員 宮大というか、このグループはそのときの具体的な目標として認定される提案の中で、たしか認定証を出すということをやったんじゃないかなと思うんです。そして、就職に有利になるということで、企業の期待に応えた学生をそこで区別してしっかり育てますよと。だから、認定証を発行した数だけでもいいんです。それが7年間にわたっての成果なんです。そこを把握していないというのは、この

事業は安易にセットしてしまったと。

メーンが宮崎大学と明示されているんですが、9つも大学があるわけでしょう。その中で、所期の目的に沿って一番成果を挙げた大学がメーンでやるなら、まだわかるんですよ。しかしながら、今言われたように、まだまだ不完全だったと。

県がこれで実施主体になるのは②だけじゃないですか。本当なら今のような成果が出ていないのであれば、県が実施主体になって、県の主導でやるべきだと思うんですよ。7年間といったら長いですよ。だから、それをあえてまた4,000万円投資していこうと、今度は県費でやっていこうということだったら、何人学生を育てさせるという数値目標をまずここに置くべきだと思うんです。

他の大学はどういった大学を入れるのかと、なぜその中で宮崎大学が核になってしまったのかということ。これは国立大学でなければならぬということはないんですよ。各大学の中で代表をまずは決めさせなさいということ。

目的は、さっき言ったように、これは人口減少対策としての地方の人材育成ですよ。これは、そこら辺が全く見えません。もうここまで来たら数値目標をやらないと。そして、具体的に私の大学はどういう方策を持って学生を育てる、目的を達成するというものをまずは上げさせないと。それをやっぱり専門家チームは検証しないといけない、そうやって、ここはだめだということをやらないと。具体的に言えば、県が事業主体になっていかないとだめだということです。また同じことを繰り返しますよ。

これはうがった見方をすれば、国から3,500万円のお金が入らなくなったから、今度は何とか県から4,000万円もらおうと。そんな安易なこと

でやられたら、これはだめですよ。これは人材を確保するという本当に生き残りをかけた事業です。そのためには、大学から企業に対してもだめだと、県内企業にうちの学生が欲しければ、ここはこう加勢してくれというものも。このプラットフォームの中で、そこに入ってきた企業全体としっかり徹底してやっていかないと、これは甘い。また同じことになると思います。そこら辺はどうなんですか、数値目標ぐらい、せめて設定したらどうですか。

○米良産業政策課長 今、県内での人材育成・確保の数値目標といいますと、大学を卒業する大学生の県内への就職率を一つ定めておりますけれども、この事業を使った上で、どのくらい行くかということまで、今の時点では設定していないところでございます。

○松浦総合政策部次長（政策推進担当） この事業をどういうふうに進めていくのかということに大きくかかわってくるお話だと思っておりますので、どういうふうな目標の立て方をするのかということはあると思っておりますけれども、その目標については設定する方向で検討してまいりたいと思っております。

○坂口委員 そうですね、この中でも医師の分野に関しては、かなり具体的に個別に目標を立てていろいろ総合的に取り組んでいますよ。でも、これは医師だけじゃなくて、むしろ企業人ですよ。本当にここで成果を上げたいというのと、これまで手薄だったというのは物すごく大事で、やっぱり県の関与が相当ないと、同じことの繰り返しになっていくと。ましてや、宮崎大学は何年か前に地域資源創成学部をつくりましたけど、それは民間の善意というか、支援も受けながらやってきているわけですよ。そこら辺も成果を出していかないと、これはやっ

ぱりだめだと思うんですよ。

これを否定するものではありません。何かやらないといけないというのは同じ気持ちですよ。特に、地元の県内の保護者が一生懸命苦勞して学費を納めて育てた子を、ほかの県に取られてそこで貢献させなきゃならないと。やっぱりじくじたる思いだと思うんです。だから、成功してほしいけど、これじゃあ今までの7年間の延長になってしまうんじゃないかと。だから、これはメインが宮崎大学で本当にいいのかということも含めて、そしてどこの大学が一番これにふさわしいというのがあれば、国立大学でなくてもいいと思うんです。

これは、国の制度では、国立大学でなければならぬじゃなくて、中核となる大学をとっているわけですから。県外でもたくさんこのCOCに挑戦した大学はありますよ、その中で成功事例を持っている、的確に卒業生を出している大学も幾つもあるから、そこら辺も学んで。これはぜひ成功してほしいし、先ほどから言いますように、せめて数値目標を置かなければだめだと思うんですよ。同じことの繰り返しになってしまうと思うんです。ぜひ、ここのところはもう一回、内部でしっかり詰めていただきたいとお願ひしておきます。

○日高委員長 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後0時1分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

午後は13時10分から再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時7分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

○長倉統計調査課長 午前中の坂口委員の質問に対する回答に、若干違うところがありましたので、訂正させていただきます。

委員会資料の26ページをお開きください。

坂口委員から、第6条の協力の要請に応じる努力義務と罰則規定について質問がございましてお答えしたところなんですけれども、罰則規定の関係は、25ページの第4条の「報告義務」、これが調査対象者に課せられる報告の義務で、これに対してその報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合には、28ページの右側の中ほどにあります第18条でそういったことに対する罰則が定められております。

お尋ねのありました第6条の協力の要請に応じる努力義務と申しますのは、第5条の「知事は関係団体等に協力を求めることができる」という協力の要請に対して、第6条で、「求められたほうはその求めに応じるよう努めなければならない」という責務が定められておまして、この第6条には罰則規定の適用はございませんでしたので訂正させていただきます。失礼しました。

○日高委員長 それでは、質疑はございませんでしょうか。

○高橋委員 委員会資料の9ページに、スクールバスの混乗化とか間合い利用とかあるじゃないですか。これは、運賃とかはどうイメージされているんですか。

○大東総合交通課長 この場合、運賃につきましては、間合い利用ということで、市町村がどういった形で、有償の許可といいますか認可をとるのかということがございますので、全て市町村が運営するサービスであれば無償ということも考えられますし、そこは、その運行のやり

方についてどう許可なりをとるかによってくると考えられます。

○高橋委員 いわゆる許可で、運賃を取ることには可能なんですね。白タク行為をイメージしたものですから。

○大東総合交通課長 いわゆる有償輸送といわれる、過疎地有償とか福祉有償とかございましてけれども、そういったものであれば実費相当分については運賃が徴収できることになっております。

○高橋委員 わかりました。

○武田委員 スクールバスに一般の方を乗せることは、私が県議会議員になる前、串間中が1校に統合されるときに、そういう話が市議会の中でいろいろ出たわけですよ。少ない場合とか、多い場合もある。たしか高校生を乗せることは、何とか可能だったようなんですが、当時質問したときにはできないということだったんです。現状としては、許可とかを国に求めれば、国から許可を得られれば、一般の方をスクールバスに乗せることは可能なんでしょう。

○大東総合交通課長 ささまざまな要件はございますけれども、今の国の考え方としては、こういった地域の交通資源を有効に使うという方向になっておりますので、協議がなされる場合もあると考えております。

○武田委員 例えば、スクールバスは朝の通学時間と帰りの時間に運行するわけですよ。運転手さんが朝と夕方しか働けない、昼間の時間をどうするのか、1日拘束するのかとか、地域ではいろいろそういうような問題を含めてやっているんですが、1日拘束するとなると相当のお金が発生するので市の負担が大きくなると。

そこをどうするかで、もしスクールバスが昼間はコミュニティバスとして利用できれば、働

く人も働きやすくなるし収入も得られる。

市としても、コミュニティバスを増便したいんだけど財政事情でなかなか増便できないというときに、今までスクールバスの有効活用という話をずっとしてきたんですが、できないという市の教育委員会の判断だったんですよね。そこらあたりもできるとなれば、子供たちと重ならないように、病院関係の方々を輸送できたりとか、そういうことも可能なんでしょうか。

○大東総合交通課長 スクールバスに限らず、そういった福祉施設が運行する場合ですとか、あとは商業施設等とかがその送迎のために使う場合など、さまざまな交通資源が地域にはあると思われれます。こういったものを、当然要件はいろいろありますけれども、それを時間を分けて運行することで必要なサービスを提供するといったようなことで、今後、市町村なり国の間で調整を行っていくものと考えております。

○武田委員 わかりました。

○脇谷副委員長 串間市もそうなんですけど、宮崎市も間合い利用でスクールバスや福祉車両が利用できるところに視察に行ったんですけれども、宮崎市もできないとはっきり言われるんですよね。それで、そのお話によると、今後是可以というところでよろしいんですか。

その視察では、スクールバスの間合い利用で、高齢者を連れて福祉施設に行くとき、その補助を市がやっているところに伺ったんですが、宮崎市もできないということだったんですけど。

○大東総合交通課長 例えば、スクールバスを運行している場合、それをどう使うかということになりますと、文部科学省の承認の考え方がいろいろございまして、それに沿った形で、可能な範囲で運行ができることになっているようでございます。

例えば、日向市におきましては、スクールバスの混乗化を実際やっているんですけども、そこは、文科省の承認基準を満たす形で許可が出ているというふうに伺っております。

○脇谷副委員長 そうしたら、市町村によってできる、できないというのは、制限が設けられているということでしょうか。

○大東総合交通課長 その承認の要領といったものがございまして、その要領が認める一定の範囲があると思われれます。ですから、その範囲内であれば許可が出るものと考えられます。

○脇谷副委員長 わかりました。

○高橋委員 ちょっとわからなくなったんですけど、スクールバスが目的の車両じゃないですか。だから、文科省の承認でというよりも、むしろ国土交通省の陸運のところか文句を言うなと思うんですよね。そのルールが変わろうとしているんですか。そこら辺を教えてください。

○大東総合交通課長 いわゆる運送法上の有償輸送をしようとする場合は、国交省の許可が必要になってくると思われれます。スクールバスの場合は、基本的に市町村が無償で運行しているということになると、そこに学生ではない方を乗せていかどうかというのは文科省が承認をすることになっているようでございます。

○高橋委員 だから、無料なら整理できるのかもしれないけれど——でも、そうか。無料だと民間からすると、民業圧迫というふうに捉えるでしょうね。だから、むしろ有償にしないということになるんでしょうかね。

○大東総合交通課長 市町村が運営する場合は全くの無償といった場合も考えられると思われれます。でも、このサービスを持続的に提供していくためには、やはり実費なり有償でお金を徴収して、運営していくということが基本的な考

え方になろうかと思えます。

○高橋委員 でも、それをだめだというふうに指摘されたよね。

○武田委員 有償輸送はできないわけですよ。

だから、スクールバスに混乗する場合は、例えば、日向市の場合は多分無償だと思うんですけども、朝と夕方以外の便、昼間にコミュニティバスを——地元で増便の要請があるんですけど、なかなか予算的なものとか人員とかバスが手配できない状況で、免許返納とかいろいろ考えて、週に1便しかないところを2便にするために、スクールバスを回したらいいんじゃないの、昼間はどうせ遊んでいるんでしょというのが市民の考えなんですよ。

ところが、いろんな規制があってできないということだったんですけども、これが可能であれば、昼間に回すときに有償になると、今度はナンバーの問題が出てくるので、そのあたりが……。でも、いろいろ国とかにすると可能性は出てくるのかなという思いがあったんですけど、なかなか難しい。

○大東総合交通課長 スクールバスにおきましては、スクールバスを導入した際に文科省の補助金とかを使っている場合が結構多いということがあります。

それをスクールバス以外の目的で使う場合には、当然、児童生徒の輸送に支障がないとか、あとは、ほかに交通機関がないといったさまざまな要件が設定されておりまして、それがクリアされれば、補助金をもらっているけれども別の用途で使ってもいいというふうな基準があるようでございます。

その関係で、なかなか認められないといったような結論に至る場合もあろうかと思えます。

○高橋委員 だから、武田委員がおっしゃるよ

うに、いわゆる白ナンバーだと基本的に有償輸送はできないですよ。そこを、ちょっと整理させていただくと。

○大東総合交通課長 過疎地有償輸送あるいは福祉有償運送といったものは、白ナンバーでも有償の輸送ができることになっております。

○日高委員長 その他で何かありませんか。

○高橋委員 17ページの産業政策課のみやぎき食の魅力発信・販売促進事業で、県産品の魅力発信をこんなふうにホームページで発信してくれば、すごく売れると思うんです。

ただ、県産品もいっぱいあるから、これは限定されるんだろうなと勝手にイメージしたんですけど、全ての県産品をできないことはもうわかっていますので、どの程度の県産品になるのか教えてください。

○米良産業政策課長 今、私どもが考えておりますのは、フードビジネスに取り組む中で、フードビジネス相談センターですとか6次化サポートセンター、そういったさまざまな相談機関と行政がかかわって行っているもの等がございます。このあたりから生まれたもの、県産品全般ということではなくて、フードビジネスの取り組みの中で生まれてきたものにスポットを当てて発信をしていくというようなことを考えているところでございます。

○高橋委員 じゃあ、最近開発されたというか、割と新しい県産品になりますね。

○米良産業政策課長 はい。フードビジネスに平成25年度から取り組んでおりますので、それ以降に開発されてきたものがメインになっていくのかなとは思っております。

ただ、物産のPRといいますのは、商工部門ですとか農政部門ですとか、さまざまなおとも行っておりますので、そことの連携——お

互いのリンクを張ったりとか、そのような連携もとりながら広くフードビジネスの振興に寄与していきたいと思っているところです。

○高橋委員 もう何十年来と宮崎県の食として、例えば冷や汁とかですよ。例えば、かつおめしとか昔からある食ですよ。そういったものは対象外ですよ。

これは手挙げ方式じゃなくて、県のほうで指定をするということで理解しないといけないですね。

○米良産業政策課長 詳細についてはまた検討したいと思っておりますけれども、基本的には、相談センターからの推薦であったり、何らかのそういう選定の基準を設けて実施していく予定にしております。

○高橋委員 もともと伝統ある食も、ストーリー性があるからこそずっと根づいて今日まで来ているのもあるから、幅広く、いろいろ研究してほしいなと思います。事業としてはいいと思うので。

○米良産業政策課長 委員のおっしゃることはよくわかります。きちっと明確な線が引けるのも思っておりませんので、そこはどのような形がいいかというところは今後十分に検討していきたいと思っております。

○高橋委員 お願いします。

○脇谷副委員長 同じく、みやざき食の魅力発信の事業内容の2の県産品の販売促進なんですけど、ネット販売等による多様な販売チャネルを通じた販売促進において、これは物産の送料などにも利用できるようになるのでしょうか。

つまり、ネット販売で一番ネックになるのが、宮崎から東京などへの送料。送料が高いんですよ。

だから、その送料が高いのでどうにかならな

いかというところもあるので、今からはネット販売が多いと思うのですが、そういうものにも使えるのかどうか、どうなんでしょう。

○米良産業政策課長 今、副委員長がおっしゃったような課題があるということは、事業者とお話をしていると相当お聞きします。その点も、消費地から遠いということで大きな課題だと思っておりますけれども、この事業は、情報発信ということで組んでおりますので、そういったものに何か支援をするというようなものではございません。

○丸山委員 14ページ、15ページの移住対策のことなんですけれども、要件を緩和されるということなんですけど、令和元年度も実績ゼロなので、ことしも一応目標としては世帯が90件、単身75件と出ているんですけども、要件緩和をしたことによってこの目標は達成できると思っていんでしょうか。

○日高中山間・地域政策課長 来年度予算での件数につきましては、一応今年度と同じ件数になっているんですけども、実質的に今年度は半年分の積算でしたので、年間を通しては半分という形の数字の計上にはなっております。

国の要件緩和で、どれくらいふえるかという話を国に聞きますと、対象となる人が1割程度ふえるというような言い方しかされないもので、それで具体的にどれだけふえるかは、なかなか難しくて。

我々もいろいろ考えたんですけども、要件を緩和する前の現在の基準で、今の段階で十数名ほど来年度申請をされるという方たちがいらっちゃって、なおかつ、市町村もそれぞれ1人、2人は必ず予算を組まないといけないというところで、若干の余裕を持って組まないといけないところもございます。

ただ、県独自の要件緩和の分も、若干は広がるというふうに思っています、じゃあ幾ら広がるのかというのはなかなかわからないので、だから、ある程度感覚的なものになって申しわけないんですけども、一応若干の余裕を持った上で組んだ数字とだけ思っています。

○丸山委員 ある程度もう少し何か……。昨年度も急にぼんと出てきて、非常に期待していた事業なのに残念ながらということだったものから。

あと、昨年度、実際は申請が結構あったけれども、いろいろ審査を進めるとだめだったと伺っているんですが、今回、県独自でやるべきものはこれだけなのか、ほかにもまだ考えているけどなかなか出てこなかった、そこまで広げてしまうとこの移住施策に合致しないというようなことで、できなかったもの、今後やろうというものが何か別にもあると認識してよろしいですか。

○日高中山間・地域政策課長 この支援金の仕組みのあり方に関して言うと、いろいろ各部と市町村とも検討して、もうちょっと緩和できる部分とかいうところはいろいろ出てきておりました。

例えば、5年の雇用保険の関係ですとか、あと誘致企業はもういいんじゃないとか、そういうような考え方はあったんですけども、それを全部認めてしまったときに、今、既に移住してきていただいている方にも支援金を配ることになってしまうために、なかなかそのバランスをとるのが難しく大幅に緩和することができないところがありました。一応、昨年度我々が実施する中で、この分は理不尽というか認めてあげていいよねと思うような部分を最小

限広げた形で来年度はお願いしようと思っるところです。

○丸山委員 いずれにしても、非常に注目していて、移住というのはなかなか現実的に進みづらいというのがあって、市町村が事務的に面倒くさいといいますか、そこも結構ネックになっているということも聞いているものですから。先ほど総合政策課の連携事業とかもありましたが、本当にうまく市町村と連携していかないと、この移住政策というのは県だけで旗を振っても結局だめなんだろうなと思っていますので、これはしっかりと市町村と連携しながらできる限り進めていただきたい。

人口減少はなかなかとまりづらいと思っていて、推計値以上に今悪い状態で進んでいると認識しているものですから、少しでもとまるように努力していただきたいと思っております。

○日高中山間・地域政策課長 委員が今おっしゃったように、この仕組み自体がすごく複雑になってしまっていて、市町村もなかなか運用が難しいというところもございます。

ですから、先ほど御説明しましたように来年度1年間やった上で、この支援金のあり方がこのままでいいのか、それとも県が単独でやるのか、市町村に対して別の形で支援をすとか、そういった形も含めて検討しようと思っておりますので、とりあえず1年間かけてこの事業に取り組んでみて、その分析をきちっと行った上で、施策をまた検討したいと思っております。

○坂口委員 総括で聞こうと思ったんですけども、関連してです。

まず、去年1年間で、東京23区なり、あるいは県が対象とするそれ以外のところなどから県に帰ってきた人、移住してきた人たちは、どういう状況なんですか。いるか、いないかも含め

て。

○日高中山間・地域政策課長 今年度の数字がまだまとまっておられませんけれども、30年度については、我々のほうでつかんでいるだけで移住してこられた方は471世帯いらっしゃいます。

○坂口委員 現行の制度に乗かって申請すればその対象者たり得る人が、この制度に乗っからずに帰ってきたとなると問題は大きいと思うんです。

私なりに考えたら、まあ私みたいな薄っぺらな人間だと、金は欲しいけど、補助金目的で帰ってきたと近隣の人は思うよなとなったときは、やっぱりちょっと警戒しますよね。だから、そこら辺のところはどうなのか。

煩雑さとか複雑さで制度上物すごくややこしいからなかなか機能しなかったというのは、それは行政マンだったら、そんなことはないと思うんですよ。この程度の中身だったら。手続きが複雑で、それをやりづらくて帰れなかったというようなことはないと思うんです。窓口でちゃんと手続をするわけです。

だから、そここのところに対しての配慮が必要ではなかったのかということですね。条件緩和で、10年以内での5年間とか最後の1年が云々ということで、本当にこれでここにニーズが向いてくるのかというと、どうも心もとないような気がするんです。そここのところこそ、大きい問題じゃないかなと思うんですけど、それらに対しての検討とかはどうなんですかね。

○日高中山間・地域政策課長 一応、今年度半年やってみて、この国が定めている要件——5年以上雇用保険を受けて仕事をされている方というのが、全国的に見てもそうなんですけれども、余り移住してこられないということがはっきりしております。

というのは、東京23区に5年以上住んでいらっしゃる方とか、もしくは5年以上そこに通勤されている方は、ある程度しっかりした企業に勤められているか、仕事を持っていらっしゃる方だと思いますので、その方々に移住してもらいたいというのが国の考え方ではあるんですけれども、国もこの100万円なり60万円なりの移住支援金では移住を進めることができなかったというのが本音なのかなというふうに思っております。

その辺を国がどれぐらい緩和するのかということで、国とやりとりをしているんですけれども、とりあえず来年度については先ほど申し上げたような緩和にとどめると。その後、このあり方が本当にこれでいいのかどうかというのは考えますということでしたので、我々も考え方としては同じかなと思っています。

○坂口委員 そういうことがわかっていてこれをするんだったら、1億4,000～5,000万円を塩漬けするのはもったいない話だと思うんです。期待できないと思うんですよ。数人分でも計上しておいて対応はできるということと、あとはどうしてもというときは補正をやればいいのかと。これは国も無責任過ぎると思うんです。

それがわかっているんだったら、移住策と同時に定着策、宮崎県に来たらあとは心配しなくても、ちゃんと仕事もありますよと。あなたの経験を生かしますというようなもの、そういうフルメニューでないと、こんなことやったってだめだと思うんです。万が一それに乗っからせたら、その人たちを本当に大変な目に遭わせる可能性といいますか、その危険性を物すごく秘めていると思います。

だから、安易に数合わせとか行政のメンツづ

くりで、ニンジンという失礼になるけれども、ぶら下げて連れてきて、それじゃあ、やっぱりだめだと思うんですよ。こういうのは、国に突き返してでもだめだと。

やっぱり、宮崎県としては連れてきた人間を幸せにしたいと、本当に日本で一番、幸福度が実感できるような。

これはもう心配でたまらないですよ、こんないいかげんな政策。それより、この1億5,000万円をもっと有効に使ったほうがいいと思うんです。これは塩漬けになりますよ。

○日高中山間・地域政策課長 そういう面もありまして、ほかの県ですと、今年度予算が半年分のところを来年度は結局1年分に、2倍にしている県もございませぬけれども、うちの県は、そこはやっぱりやるべきではないと判断しまして、数的には実質的に今年度の半分の数値で抑えましたけれども、一応、今上がってきている、既に該当しそうな方たちの様子を見ていて、ある程度の数は上がってくるんだらうなと。今年度、要件を緩和する部分でも、幾らかは上がってくるんだらうなと思っておりますので、このぐらいの予算を計上させていただいたということでございます。

○坂口委員 予算の考え方はいろいろあって、そちらが組むべきことだからこれ以上は言わないですけど、国だって、そこら辺の問題点をも把握しているわけですよ。そして今連れてきて、本当に宮崎に来てよかったと思わせることができるかどうかですよ。これが逆に出たら3年後、4年後にえらい目に遭ったという話が出ていき出したらやろうとしていたことができなくなります。

ですから、この制度に乗っからずに来た人たちが、心理的にどういう影響を受けてもらわな

かったのかということと、一生懸命アピールしても帰らない、こちらにいたほうがいいからと、それを超える定住策がないからというところに気づかないと、数をふやすための人口減少対策ではだめだと思うんです。やっぱり宮崎はいいよということを感じてもらって、そして、そういったことでだんだん人口がふえていきなり、人口減少のカーブを緩くしていくということにつながらないと、1人連れてきて2人逃げてしまうというようなことになったら何にもならないと思うんですよ。

だから、どうもこれは国が無責任過ぎると思うんですよ。問題点がわかっている、そんなことをやるんだったら。結果として、決算で予算が消化されていけばいいですよ、それだけ来れば。だけれど、本当にそれだけの人数がこれで来るのかというと、心もとないような気がしてならないです。

それと、この制度を使わずに来た人たちがいるかいなかぐらいは。申請すれば対象になり得たのにしなかったという人たちの心理的なものでつかまないと、これは問題含みの事業だという気がしてならないです。そこら辺を一回試みてくれませんか。少なくとも、ほかにいなかったかどうか。

○日高中山間・地域政策課長 何件かは、要するに該当するけれどもこの制度を利用しなかったという話を聞きまして、それは、やはり手続が複雑だと。5年間勤めている証明を出してくださいとか、そういったことになっているので、もういいと言われた方がいたというような話は伺っているんですけども、そういう方は把握できる人が少なくて……。

相談員を各相談センターに置いてありますので、そういったことも含めて、そこからの情報とい

うのはきちっとするように今後はしていきたい
と思います。

○坂口委員 まあ、これで終わりますけど、そ
ういう人がいなかったとは言わないけれども、
それ以外の人もいたんじゃないかなという気が
する。全てがそうじゃなかったような気がしま
す。

だって、手続をして得するということであれ
ば、とりたいと思うのが手続です。そんなに、
煩雑でどうしようもないというものではないで
すよ。証明書を企業からもらって、あるいは雇
用保険の過去のデータでももらって添付すれば
いいだけの話で。それがそんなに煩雑なら、何
のための東京事務所なのか。まさに、そこに
そういった場をセットすべきじゃないですか。こ
こに駆け込んでくださいと、私たちがしてあげ
ますという場所です。私はそれだけが理由じゃ
ないような気がしますね。

もう答弁はいいですけど。

○丸山委員 委員会資料の10ページの長距離
フェリー下り荷確保調査事業ですが、これはこ
れまでもう何十年と運航してきたのに、改めて
上げた理由をもう少し細かく説明していただ
く。これまでと違うことをやろうかなというの
が余りイメージできないので、それを説明して
ください。

○大東総合交通課長 今回の下り荷を調べよう
という事業ですが、今までは、こちらからの上
りの荷物がどう動いているかとか、物流センサ
スなどもそうですけれども、上り荷についてど
ういう流れで動いているかといったような調査
は過去にやったことがあったようでございます。
この下り荷に着目をして、なおかつ、このカー
フェリーを使ってというところに特化した形の
調査は、今回が初めてになります。

これは、せんだっての議会でも御説明いたし
ましたけれども、どうしても本県の場合は、下
りのほうが荷物が少ない状況にございます。た
だ、物流センサスなどのデータを見ますと、宮
崎発着の荷物の量でいきますと、実は着荷物の
ほうが多いというデータもございます。そのほ
とんどといいますか、非常に多くが北九州地域
を経由して南九州地域まで流れてきている状
況にございますので、大阪なり、大阪から遠い
ところの荷物で、北九州を経由せずにフェリー
を使って南九州に来る荷物があるのではない
かということ調べようという事業でございま
す。

これについては、今、大手の食品会社など
を中心に共同で輸送する動きも出てきてお
りますので、そういったところが共同でこの
フェリーを使って輸送する流れができない
か模索したいと考えております。

○丸山委員 11月定例会のときに、カー
フェリーの新船に関する問題をかなり議論
していて、それはもうちゃんとやっている
んだらうという思いがあったものですから、
またここで出てくるというのは、ちょっと
愕然といいますか、本当に心配だなと改
めて思いましたし、あと、これは本来
であれば、民間ベースでやっておけば
対策ができるはずなのに、県がや
らないとできないというのは、ちょ
っと……。本来、民間がやるべき
ものだと思いますので、これを
もとにして、しっかり新船を支援
していく一つのツールと考える
しかないのかなと思っています
んですが、これまでやって
いなかったというのが、ちょ
っと心配だなと思った
ものですから、その辺の
ことを含めて、本当に
成果が上がるのかどうか
をお伺いしたいと思います。

○大東総合交通課長 なぜこのタイミング
なのかというお話でもあ
ると思いますけれども、や

はり近々船が大きくなるということがございます。

一方で、今回こういった県としての関与をした以上は、このフェリー運航会社の経営をしっかり安定させないといけないということがございます。

もちろん、民間企業をベースに、こういった下り荷の流れを変えようということで、例の豪雨災害などをきっかけに、いわゆる東海道、瀬戸内海沿いを通る物流ルートではない代替ルートを確認しようという動きが確かにございまして、今、具体的にお話を進めているところも実際ございます。

今回の事業は、そういった動きがほかにもないかといったような、新たな共同輸送とか、そういう動きを模索するために行おうとしているものでございまして、今まで民間ベースでそういった取り組みが全くなされていなかったというわけではないんですけれども、県の姿勢として、そういったところにしっかりコミットしていくということで事業を組み立てたところでございます。

○丸山委員 今、国ではビッグデータというものがあって、それを活用してリーサスを使って、そんなことができるはずですよ。もうそういうことを民間ベースでやっていたりとか、もちろん県もそういうことは実際にやっているんじゃないかと思っているものですから、ちゃんと成果がでるようにしていただきたいと思っております。

○坂口委員 関連してですけれども、確かに一つはそういうことだと思うんです。でも、先ほど言われたように異常気象や災害とかのアクシデント、リスクですね、それに対して、今の企業は特に組み立てとかそういったところは、最

近在庫を持たないんですよ。在庫管理というのは倉庫とか輸送中のトラックとかですべてやっていて、結果的にBCPの責任が出てくる。

そうなる、やっぱりリスク分散ということがあるから、これからそういった流れがあると思うんです。全て久留米経由じゃなくて、日豊本線経由、あるいは国道10号線経由、国道3号線経由。

だから、その調査は新たなニーズに対しての調査という位置づけで徹底してやるべきだと思う。それをカーフェリーならカーフェリーに生かそうとすれば、それを県内のトラックがどう運ぶのかとか、ネックだった下り荷をどうやって満杯に近づけていって、より競争力を高めるのか。これは、まさに今からの調査だと思いますよ。

だから、そこら辺も含めて調査してほしい。今、リスク分散とBCPに対して企業に物すごい責任が出てきました。今度のトイレットペーパーでもそうです。それをぜひやってほしい。場合によっては、それを徹底して、さらに拡大した調査が必要じゃないかなと思う。

○大東総合交通課長 そういった考えでしっかりと調査をやって、実際に荷物が出るように、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○武田委員 関連してですけれども、今回、宮崎カーフェリーが新船をつくるに当たって、もちろん宮崎カーフェリーも一生懸命、下り荷をふやしていこうということでずっと調査もされていると思うんですよ。

今回、この新規事業で長距離フェリー下り荷の確保調査事業ですから、もう完全に宮崎カーフェリーのためにやる事業ですよ。ここは、宮崎カーフェリーとはどれくらい詰めてやっていращやるんでしょうか。

○大東総合交通課長 もちろん、会社においても、下り荷について、今実際に何を運んでいてというお話は何っておりますし、あと、物流事業者などとの意見交換も今年度2回やりまして、その中で、そういった下り荷の可能性について、輸送会社とか大手の荷主さんとも意見交換をしているところでございます。

もちろん、この事業をやるに当たりまして、会社とも十分協議をしながら、フェリーだけではなく、例えばRORO船の活用とかができるものがありましたら、そういったところを巻き込みながら、荷物の獲得に努めてまいりたいと思います。

○武田委員 坂口委員が言われたように、物流全体の流れとして、これだとどうしても長距離フェリーだけに。RORO船とか出ましたけど、これをぱっと見たときに、もう宮崎カーフェリーしか思い浮かばない、一企業のためにしているようなイメージもあるので、これはやっぱり宮崎に来る物流全体を調査されて、その中の一つとして、この下りの荷物確保をされたほうが、予算として、県民に対してはちゃんと説明できるかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○日高委員長 そのほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上で第2班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後1時51分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

次に、第3班として、みやざき文化振興課、国民文化祭・障害者芸術文化祭課、人権同和対策課、情報政策課の審査を行いますので、順次、

議案の説明をお願いいたします。

○日吉みやざき文化振興課長 みやざき文化振興課の当初予算案につきまして、御説明申し上げます。

歳出予算説明資料の47ページをお願いいたします。

みやざき文化振興課の令和2年度の当初予算額は、左から2列目にございますとおり84億6,010万円となっております。

それでは、当初予算の主な内容を御説明申し上げます。

49ページをお願いいたします。

まず1番下の(事項)県立芸術劇場費5億8,707万2,000円でございます。

これは、県立芸術劇場の管理運営に要する経費であります。

続いて、50ページをお願いいたします。

1番上の県立芸術劇場の管理運営に要する経費でございますが、説明欄の1、指定管理料といたしまして4億7,903万2,000円、これにつきましては、指定管理者である公益財団法人宮崎県立芸術劇場への委託料でございます。

その内訳が、(1)から(3)までに掲げております。(1)の宮崎国際音楽祭開催事業につきましては、令和2年度の開催経費それから翌年度の準備経費になっております。(2)の県立芸術劇場管理運営委託費は、人件費などの管理運営に必要な経費となっております。(3)県民文化振興事業でございますが、これは音楽や演劇などのさまざまな公演や自主企画の制作公演などに必要な経費となっております。

次に、説明欄2の県立芸術劇場大規模改修事業費9,465万1,000円でございますが、これについては県立芸術劇場の設備等について改修を行うものでございます。来年度は、非常用の放送

設備の改修等を行う予定です。

説明欄5でございます。新規事業、宮崎国際音楽祭第25回記念事業でございますが、これについては後ほど常任委員会資料で御説明させていただきます。

続きまして、このページの中ほどの(事項)文化活動促進費4,173万7,000円であります。

説明欄の6でございますが、郷土先覚者顕彰事業309万1,000円につきましては、郷土の先覚者の偉業につきまして、県民の皆さん、特に次代を担う子供たちへの啓発普及ということで、その偉業や人柄などをわかりやすく描いた冊子の制作などを行う予定としております。

その下の8ですけれども、宮崎県芸術支援プログラム補助事業100万円につきましては、本県の美術界の活性化のために美術公募展の入選者の中から、将来性のある方のレベルアップを支援するためのものがございます。

次の(事項)文化環境育成費663万2,000円でございますけれども、51ページの一番上の説明欄の3、みやざき文化振興計画等策定事業135万4,000円、これにつきましては、ことしの10月以降に開催されます国文祭、芸文祭の成果等を生かしながら、開催後の本県の文化力向上を図るために、文化振興計画の策定のための検討等を行うためのものがございます。

それから、このページの上から5段目の(事項)私学振興費でございます。

77億1,964万4,000円でございますが、説明欄の1の私立学校振興費補助金の(1)一般補助39億9,274万5,000円につきましては、私立高等学校に対しまして経常的経費の一部を補助することにより、学校経営の安定化、生徒・保護者の負担軽減を図るものがございます。

説明欄の4、私立学校退職金基金事業補助

金7,784万7,000円は、公益財団法人宮崎県私学振興会が行います退職手当資金給付のための基金に対する補助でございます。

その下の5、私立高等学校等授業料減免補助金2,650万6,000円は、私立高等学校が行います低所得者世帯等に対する授業料の減免措置に対して、当該学校にその減免額の一部を補助するものがございます。

次に、説明欄11の私立高等学校等就学支援金の(1)就学支援金のアの高等学校等27億2,158万4,000円につきましては、私立高等学校等の生徒の授業料のうち、公立高等学校の授業料相当額、もしくは低所得者世帯等に対しては、これを増額して支援することで、授業料負担の軽減を図るものがございます。

これにつきましては、来年度から支給の上限額が月額3万3,000円まで引き上げられることや新たに高等学校の専攻科に通う生徒についても支給対象とされますことから、前年度より約11億1,000万円の増を見込んでおります。

(2)奨学のための給付金1億9,231万3,000円につきましては、低所得者世帯等を対象として、授業料以外の教育に係る負担の軽減を図るため、定額を給付するものがございます。

それから、説明欄13の私立専門学校授業料等減免事業5億6,849万2,000円につきましては、来年度から私立専門学校が行います就学困難な生徒を対象とした授業料等の減免に要する費用を補助するための新規事業でございます。

これは、いわゆる高等教育の無償化の一環で、大学・短大等と同様の就学支援を専門学校にも図るものがございます。

続きまして、先ほど申し上げた新規事業の御説明を常任委員会資料の20ページでさせていただきます。

新規事業、宮崎国際音楽祭第25回記念事業について御説明いたします。

まず、1の事業の目的・背景ですけれども、日本を代表する音楽祭の1つに成長してまいりました宮崎国際音楽祭が第25回を迎えますとともに、ことし国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭が10月に開催されますことから、初代音楽監督でございますアイザック・スターン氏の薫陶を受けた演奏家の皆様を中心に特別公演を開催し、音楽祭の歴史を振り返るものでございます。

2の事業概要でございますが、(1) 予算額は1,000万円。(2) 財源は、みやざき芸術文化振興基金を予定いたしております。(3) 事業期間は令和2年度、単年度でございます。(4) 事業主体は、公益財団法人宮崎県立芸術劇場に委託して実施いたします。(5) 事業内容でございますが、これまでに音楽祭に出演していただいておりますバイオリンのズーカーマン氏、あるいはアイザック・スターン氏の長男で指揮者のマイケル・スターン氏など、国内外で活躍されておられる演奏家を招聘いたしまして、第25回の音楽祭のメインの演奏会の1つとして実施する予定であります。

3の事業効果といたしましては、国文祭、芸文祭に向けた一層の機運の醸成や、広く発信することで本県のイメージアップが図られるとともに、交流人口等の拡大も期待できるものと考えております。

みやざき文化振興課の説明は以上でございます。

○坂元国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 国民文化祭・障害者芸術文化祭課の当初予算案につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の53ページをお開きくださ

い。

国民文化祭・障害者芸術文化祭課の令和2年度当初予算額は、左から2列目、11億374万6,000円となっております。

主な内容を御説明いたします。

55ページをお開きください。

中ほどの(事項)文化交流推進費8億2,659万7,000円は、説明欄にありますとおり、国民文化祭開催事業に要する経費であります。

その下の(事項)障がい者社会参加促進事業費7,250万4,000円は、全国障害者芸術・文化祭開催事業に要する経費であります。

それぞれの事業内容につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明いたします。

56ページをお開きください。

(事項)記紀編さん記念事業費2,894万3,000円であります。

主な内容であります。説明欄4のみやざきの「宝」を世界ブランドへ！神楽の魅力発信推進事業1,064万円につきましては、県外で神楽公演を行い、神楽の魅力を広く発信することにより、神楽のユネスコ無形文化遺産登録を目指した取り組みを進めていくとともに、国内外からの観光誘客を図るものであります。

また、5の新規事業、日本書紀編さん1300年記念シンポジウム開催・書籍化事業350万円につきましては、ことしが日本書紀編さん1300年の節目に当たりますことから、神話や神楽等の著名な研究者による記念シンポジウムを首都圏、関西地区、本県の3カ所で開催し、神話の源流みやざきブランドイメージのさらなる浸透を図るものであります。

続きまして、常任委員会資料の21ページをお開きください。

国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭開催事

業について御説明いたします。

まず、1の事業の目的・背景であります。ことし、本県で国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭を開催するに当たり、文化振興に携わるさまざまな団体が相互に連携し、大会の準備・運営を行うことを通じて、将来の文化活動を担う人材育成のほか、障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指すものであります。

次に、2の事業の概要であります。

予算額は8億6,862万4,000円、財源は一般財源等であります。事業期間は令和2年度のみ単年度事業でありまして、実施主体は、文化庁、厚生労働省など、記載のとおりとなっております。

5の事業内容であります。1つ目は、開会式、閉会式といった式典と、開会式の前日に行うオープニングイベントからなる総合フェスティバル、2つ目は、記紀・神話・神楽、国際音楽祭、若山牧水、宮崎の食文化といった、本県の文化の強みである4つの分野に焦点を当てて実施する講演会、演劇、演奏会などの文化プログラム。3つ目は、障がいのある人もない人も共に生きる社会の実現を図ることを目的に、障がいのある人が中心となって実施する音楽、演劇、美術などの文化プログラム。4つ目は、各市町村それぞれの地域の特色を生かした文化・芸術事業、5つ目は、メディア等各種媒体を活用した広報PRのほか、大会参加者等への受け入れに係るおもてなし事業などを実施することとしております。

それでは、各事業のうち、フォーカスプログラムと、全国障害者芸術・文化祭の分野であります「共に生きて共に感じる芸術・文化プログラム」の各プログラムにつきまして、概要を別

添資料で御説明させていただきます。

3ページをお開きください。

フォーカスプログラムは、大会の4つの柱に沿って事業を構築しております。

1つ目の柱であります記紀・神話・神楽につきましては、一覧表の一番上にあります、演劇「神舞の庭」ほか2つの事業を実施します。この神舞の庭は、神楽という伝統文化を支える人々の暮らしを軸に、中山間地域が支える課題などのテーマに迫る演劇公演であります。

2つ目の柱、国際音楽祭につきましては、一覧表の上から4番目、宮崎国際音楽祭オータムプログラムほか2つの事業を実施します。このオータムプログラムは、毎年春に開催しております国際音楽祭のスペシャルプログラムとして、クラシックコンサートなどを行うものであります。その下の子どもと楽しむミュージック・デイは、町なかや子育て支援施設など身近な場所で、子育て世代などを対象にミニコンサートなどを実施するものであります。

3つ目の柱、若山牧水につきましては、短歌オペラ「若山牧水 海の声 山の声」ほか3つの事業を実施いたします。この短歌オペラは、牧水研究の第一人者であります伊藤一彦先生が脚本を担当し、平成30年度に東京都と日向市で披露されているものであります。今回は一部新作を追加し、新たに再編した内容で公演を行います。

4つ目の柱、宮崎の食文化につきましては、下の一覧表であります。だれやみ文化大学ほか3つの事業を実施します。地域の多様な食文化についてテーマを設け、県民の皆さんに、見て、聞いて、食べて、五感で楽しんでもらえるようなプログラムを行います。

5ページをお開きください。

「共に生きて共に感じる芸術・文化プログラム」についてであります。一覧表の上から3番目、第40回わたぼうし宮崎コンサートですが、毎年行っています公募した詩や曲の中から優秀な作品を発表するコンサートとあわせまして、本県在住のピアニスト野田あすかさんのピアノコンサートを実施いたします。

その2つ下の演劇公演は、県民から公募した体験談をもとに脚本を書きおろし、障がいのある人もない人も参加する演劇を行います。

下の一覧表の上から2番目、全国連携事業「フェニックスウォールアート共同制作」では、全国の多くの方に描いていただいたフェニックスの羽根の絵を集め、1枚の大型作品を制作し、展示を行います。

このほか、3件の美術作品展を開催するほか、一覧表の下から2番目にあります短歌展は、国民文化祭のフォーカスプログラムの事業と連携して実施し、大会の盛り上げを図ってまいりたいと考えております。

常任委員会資料の21ページにお戻りください。最後の3、事業の効果であります。

冒頭の事業の目的・背景で説明しましたとおり、各種団体との連携強化のほか、将来の文化活動を担う人材の育成が図られること、また、すぐれた文化・伝統を県民が改めて本県の宝として認識し、県内外に情報発信することで、文化を起点とした魅力ある地域づくりにつながることを期待できるものであります。

私からの説明は以上であります。

○磯崎人権同和対策課長 人権同和対策課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の57ページをお願いいたします。

人権同和対策課の令和2年度の当初予算額は、

左から2列目、1億3,287万1,000円となっております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

59ページをお願いいたします。

まず、中ほどの(事項)人権同和問題啓発活動費2,654万円であります。

これは、同和問題を初めとするさまざまな人権問題につきまして、県民の正しい理解と認識を深めるための啓発活動に要する経費であります。

説明欄1の人権啓発協働推進事業につきましては、県内の大学や民間団体などと幅広く連携しまして、それぞれの特性を生かした啓発活動に取り組むものであります。

また、次の2、一人ひとりが考える人権が尊重されるみやざきづくり推進事業につきましては、8月の人権啓発強調月間及び12月の人権週間における集中啓発事業や、人権に関する作品募集など、県民を対象としたさまざまな啓発活動を実施するものであります。

次に、その下の(事項)「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進事業費1,754万1,000円につきましては、本県の人権教育・啓発の基本方針であります宮崎県人権教育・啓発推進方針に基づく施策の推進に要する経費であります。

説明欄1の宮崎県人権啓発センター事業につきましては、人権同和対策課内に設置をしております、宮崎県人権啓発センターを拠点としまして、企業や団体が人権啓発に主体的に取り組んでいただくためのリーダー養成研修を初め、さまざまな研修会、人権講座等を開催いたしますとともに、人権問題に関する相談対応ですとか、視聴覚教材や図書の整備・貸し出し、あるいは情報誌の発行、ホームページによる情報提

供等を実施するものであります。

60ページをお願いいたします。

3の地域人権啓発活動活性化事業につきましては、市町村に委託しまして、講演会の開催など、各種の人権啓発活動を実施するものであります。

人権同和対策課は以上であります。

○鎌田情報政策課長 情報政策課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の61ページをお開きください。

情報政策課の令和2年度一般会計当初予算額は12億5,334万7,000円をお願いしております。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

63ページをお開きください。

中ほどの(事項)行政情報処理基盤整備費1億2,680万4,000円ですが、これは、当課で一括導入している職員用パソコンの賃借料でございます。

次に、一番下の(事項)行政情報システム整備運営費3億6,780万1,000円ですが、県庁LANや全国の自治体間を結ぶ総合行政ネットワーク等の維持管理等に要する経費でございます。

ページをめくっていただきまして64ページをお願いします。

一番上の(事項)電子県庁プロジェクト事業費5億9,417万6,000円についてですが、主なものといたしまして、説明欄1の宮崎県市町村IT推進連絡協議会運営事業の1億3,844万円は、電子行政を進めるために県と市町村で構成する同協議会に対する負担金で、情報ハイウェイの共同運営等に要する経費でございます。

次に、3のサーバー管理委託事業の6,287万2,000円は、システムの安定稼働や災害時の安

全性を高めるため、県のサーバーを外部のデータセンターに設置しており、その管理等に要する経費でございます。

次に、5の行政情報システム全体最適化推進事業2億9,799万3,000円は、庁内の各システムのサーバー等の集約を進めることで、県庁全体の経費の削減等を図っていくもので、その情報基盤の管理等に要する経費でございます。

次に、一番下の(事項)地域情報化対策費5,258万7,000円でございます。

主なものは、説明欄3の新規事業、宮崎県版 Society 5.0社会実現のための調査事業324万4,000円で、既存の計画を改定し、県全体におけるAIやIoTなどの新しいICTの利活用を促進する計画の策定に向けて、県内各産業・分野におけるICTの導入状況の調査や有識者会議を行うための経費でございます。

4の新規事業、ローカル5G等を活用した地域課題解決実践事業につきましては、お手元の常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料22ページをお開きください。

新規事業、ローカル5G等を活用した地域課題解決実践事業であります。

まず1、事業の目的・背景ですが、全国に先駆けて新たな情報通信基盤であるローカル5GやAIなどの先端技術を活用するとともに、地域におけるICT導入を支援することで、担い手不足など地域課題の解決を図るものでございます。

2、事業の概要をごらんください。

予算額は3,500万円で、財源は人口減少対策基金としております。事業期間は、令和2年度から令和4年度であります。

事業内容ですが、①は、中山間地域にローカル5G環境を置き、AIなども活用しながら、

教育や農林水産業等において新しい課題解決及び地域活性化のモデルを創出するものであります。②は、情報通信技術の専門的な知見を有し、地域へのアドバイスやサポートを行うICTコンシェルジュの配置等を行い、地域におけるICT導入を促進するものであります。

右の23ページをごらんください。

ローカル5G等を活用した具体的な事例を挙げております。

まず、上の教育分野ですが、中山間地域の各学校を結び、高精細な映像で臨場感あふれる遠隔授業等を実施し、児童生徒のコミュニケーション能力の向上などを図るものであります。

次に、下の畜産分野ですが、繁殖牛の分娩予測等に4KカメラやAI、超高速の無線回線を活用し、個体管理の精度向上等による生産力の維持向上や獣医師の負担軽減などを図るものであります。

なお、ローカル5Gとは、一番下にありますように、地域の企業や自治体等がみずからの建物内など限られたエリアにおいて柔軟に構築できるため、携帯電話事業者が整備する5Gに対して「地域版5G」とも言われており、地域の活性化やさまざまな課題の解決の活用が期待されております。

22ページにお戻りください。

事業の効果としましては、先端技術を含めたICT導入を積極的に推進していくことにより、将来にわたって活力が維持される地域づくりにつなげてまいりたいと考えております。

続きまして、常任委員会資料の2ページにお戻りください。

債務負担行為の追加でございます。

一番上の情報政策課の欄であります。行政情報システム全体最適化推進事業の19億8,988

万9,000円は、庁内の各種システムを集約する現行のサーバー統合基盤が老朽化したことに伴い、更新を行う経費でございます。

次期サーバー統合基盤は令和2年度から9年度までの8カ年での運用を予定していることから、この間の債務負担行為をお願いするものであります。

情報政策課からの説明は、以上でございます。

○岩切国民スポーツ大会準備課長 国民スポーツ大会準備課の当初予算案につきまして御説明をいたします。

歳出予算説明資料の65ページをお願いいたします。

国民スポーツ大会準備課の令和2年度当初予算額は、左から2列目、22億4,151万8,000円となっております。

主な内容につきまして御説明いたします。

67ページをお願いします。

中ほどの(事項)国民スポーツ大会事業費として21億4,328万2,000円を計上しております。

これは、令和8年の第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」に向けた大会運営費に係る準備とともに、県有スポーツ施設の整備を進めるものであります。

事業内容は、説明欄1の国民スポーツ大会開催準備費においては、県準備委員会の総会等会議の開催、広報事業、競技役員等の養成のほか、来年度実施されます中央競技団体視察への対応等に取り組んでまいります。

説明欄2の県有スポーツ施設整備事業につきましては、県有主要3施設について、各施設の設計や工事等を行うこととしており、具体的には、陸上競技場については造成工事と実施設計、体育館については実施設計、プールにつきましてはPFI手法を導入した整備運営事業に着手

するための調査を行うこととしております。

なお、陸上競技場の整備に関しましては、基本設計が完了することから、都城市が実施いたします事業に対する県の負担金につきまして当初予算に計上しております。

次に、債務負担行為について御説明をいたします。

常任委員会資料の2ページをお開きください。

上から2つ目、県有スポーツ施設整備事業（陸上競技場造成工事）及びその下、県有スポーツ施設整備事業（プールPFIアドバイザー業務）であります。

まず、陸上競技場造成工事についてですが、陸上競技場を建設する山之口運動公園の造成工事につきまして、工事の履行期間が令和2年度から3年度の2カ年にまたがりますることから、債務負担をお願いするものでございます。

次に、プールPFIアドバイザー業務についてです。これは、県プール整備運営事業者を募集・選定するに当たってはPFI法に基づく事業手法に関する幅広い知識や財務、建築技術等の専門知識等を必要とすることから、これらに係るアドバイス等の支援を求めるものであります。PFI法に基づく所要の手续が2カ年にまたがりますることから、令和3年度までの債務負担をお願いするものでございます。

国民スポーツ大会準備課の説明は、以上でございます。

○日高委員長 各課の説明が終了いたしました。

議案について質疑はありませんか。

○高橋委員 みやざき文化振興課で、歳出予算説明資料の51ページ、私立学校振興費補助金です。

これは補正のときに、生徒数に応じてという説明があったんです。あのとき、生徒数を満た

さなかった部分で執行残が生じたという説明があったんですけど、根拠になる数字は、それぞれの私立学校の定員なんですか。定員の合計で計算をされているんですか。

○日吉みやざき文化振興課長 積算に当たりましては生徒の見込み数ということで、推計で上げております。ですので、定員とは若干ずれがございます。

○高橋委員 単純に0.95を掛けたら、何らかの数字を出さないと計算ができないと思うんですけど……。

だから、今のお話では定員では積算していない、定員以下ということですよ。どのくらいで見込んでいらっしゃるんですか。

○日吉みやざき文化振興課長 先ほど就学支援金で御説明しましたけれども、今回、授業料の支援が拡充されましたので、その分で私立高校が若干ふえるんじゃないかという予測のもとに、人数を推計で出しております。

○高橋委員 私立高校がふえるんじゃないかということは、微妙な想定ですけど。定員いっぱい計算していないけど、今までよりはちょっと上乗せで積算したということなんですよ。

今説明があったように、就学支援金の関係で私立高校に入る生徒がふえるんじゃないかということなんです。何らかの統計で見たことを教えてもらったんですけど、県内の私立高校で定員を満たしている学校は2校しかないと聞いたんですよ。ほとんどがもう定員割れをしていると。

今、八千何百人の出生数で、県立高校だってほとんどの学校は定員割れですよ。たしか公私の割合が7対3でしたか。これは最近ずっと変わってなくて、子供の絶対数が減っているから県立高校も定員割れするけど、私立は以前

から定員を下回っている高校がほとんどなんですよね。

私学を担当する課として、こういった私立高校の定員を見直す指導とかもされるんですか。

○日吉みやざき文化振興課長 今御指摘がありましたように、毎年、公立と私立で定数の割合を協議する場を設けております。その中で、公立については中学校を卒業して高校に進学する予定の方の70%、私立については前年度の定員以内ということで調整をさせていただいております。

私立学校につきましては、それぞれで定員をお決めになられますので、私どものほうでそこまで細かい指導までは行っておりません。

○高橋委員 定員の入りかどのくらいかちょっと想像が付きませんが、県としては定員の見直しまで介入はしないということですね。

○日吉みやざき文化振興課長 それぞれの学校の御判断で定員を決めておられるので、私どもとしては、その中でお決めいただくということで行っております。

○高橋委員 ざっくりでいいんですけども、先ほど言いましたように、2校ぐらいしか定員を満たしている私立高校はないと聞いたことがあるんですよ。それぞれの学校で違うと思うんですけど、経営が厳しいところが今ふえつつあるのかどうか、その辺を教えていただくとありがたいんですが。

○日吉みやざき文化振興課長 平成31年度の場合、定員の充足率が一番高いところで98%、低いところだと40%台のところもございまして、それぞれ学校によって大分違います。学校のほうも経営のいろんな都合がございまして、立地場所によっても条件が大分違うのだらうと思います。ですので、それぞれで定員を御判断いた

だいております。

○高橋委員 じゃあ、県内の私立高校で定員を充足している高校はないということですね。98%とおっしゃったから。一番低いところが40%台、本当に深刻ですね。わかりました。

○日吉みやざき文化振興課長 先ほどの私学振興費につきましては、推計で算定していると申し上げたんですけども、できるだけその補助を基準額に近い格好で行うために、少し幅を持って人数を出しております。

○武田委員 人権同和対策課にお伺いします。

歳出予算説明資料の59ページの人権と同和が一緒になっている人権同和问题啓発活動費ですが、現状として同和问题というのは、いまだに昔のイメージの同和问题を引きずられているのか、人権も一緒になっているということは人権問題のほうが今は主になっているのか。どのように理解すればよろしいでしょうか。

○磯崎人権同和対策課長 まず、同和问题の現状でございますけれども、そういう同和関係者に対する差別事象というものは、数は非常に減っておりますが、まだ完全になくなっているわけではなく、県内でも数年に一度ぐらいの割合で当課に相談がございまして。

それから、もう一点、当課で5年に一度、人権に関する県民意識調査というものをしております。

その中で、同和问题についての県民の意識というものをお尋ねする部分がございます。一番端的な質問としまして、あなたの子供、子供がいない場合は子供さんがいると仮定して、子供が同和関係者と結婚することになった場合に、あなたはどのように考えますかという質問を1つ入れております。

この質問に対する回答としまして、「親として

支援・助力する」あるいは「子供の意思に任せる」というような、同和問題をもうそんなに気にしていないという回答が約6割ぐらいでございます。

ただ、その一方で、「反対はするが、意思が強ければ仕方がない」が約1割、「家族や親戚から反対があれば認めない」が1.6%、それから「絶対に認めない」が1.5%。こういう、いまだに同和問題という意識を持っていらっしゃる回答が約15%見られるところでございます。

あと残りの約20%の方は「わからない」という回答をしている、これも、自信を持って自分は同和問題をもう気にしてないという答えができない回答だと思っています。この20%の方も含めました約3割から4割の方について、しっかりと、自分は気にしてないという回答をいただけるように、同和問題についても積極的に研修や啓発に努めているところでございます。

ただ、一方で、人権同和対策課ということで、先ほどおっしゃいましたように、それ以外にさまざまな人権問題が起こっております。例えば、障がい者の問題であれば障がい福祉課があったり、それぞれの担当課でもいろんな啓発をしておりますけれども、当課でもさまざまな人権問題——相手の立場に立って物を考えるということが共通するところだと思いますので、そういった観点から、さまざまな人権問題について、啓発、研修等を進める中で、同和問題も解決していこうと、そういうスタンスで臨んでいるところでございます。

○武田委員 わかりました。

この人権同和問題啓発活動費と「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進事業費を見ると、事業費の中にほとんど同和ということが出てこないの、基本的にはもう人権問題が中心なのか

など。

私のイメージでは、同和地区とかそういう問題は、私が小学生ぐらいの時代から、そんなにイメージはもう持っていなかったんですけども、学校で同和問題の啓発をするものだから、逆に、そこで知識を得たというのが一つ。もう一つは、一時期、建設関係で同和地区に対するいろんな補助事業があって、それで利権問題のほうイメージ的に強いんですが、最近はどういう問題はほとんどないと聞いているんですけども、そういう利権問題等はないものでしょうか。

○磯崎人権同和対策課長 まず、県内の同和地区の状況につきましては、それぞれ地域性がございまして、もちろん全くないとされている市町村もございまして、一方では、周辺の住民の方たちには、いまだにこの地域はそういう地域だということをよくわかっていらっしゃる場所もございまして、なかなか一概には言えないところでございます。

それから、そういう同和問題、同和対策をかたって何らかの利権を得ようとする「えせ同和行為」というものがかつては非常に横行しました。これも今はそんなにお金にはならないと、行政もあるいは民間の企業等も含めてしっかりと対応がされてきておりますので、件数は非常に減ってきておりますが、全くゼロではございません。例えば、昨年度のちょうど今ぐらいの時期に、県の外郭団体に同和関係の図書とかDVDを送るので1口幾ら寄附をしてほしいというような電話が立て続けにかかってくるということが起こっておりますので、未だにゼロではございません。そういった問題があると、やっぱり同和問題は怖い、いやな問題だ、避けたいという意識ができてしまいますので、そう

いった問題に対応するための講習会も毎年開いております。そういうえせ同和行為についても今後ともしっかりと根絶していくための取り組みを引き続きやっていきたいと思っております。

○坂口委員 県立芸術劇場の指定管理者なんですけど、ここは当然ながら複数の人が応募してきて競争があるということはなかなか考えられないのかなと。その中で、この指定管理料の決定のあり方です。今後とも複数のところが手を挙げてくるのが非常に考えにくいところを見ると、価格決定をどうされているのかわからないで聞いているんですが、随契による費用交渉ですよね。専門的な裏づけを持ちながら、指定管理料を算定していく方法も同時にしていけないと、費用の圧縮——競争性を導入していくことが難しいんじゃないかなということで、ある意味指定管理制度導入という選択がベストだったのかと当初から疑問を持っているんです。

それと、もともとが広く県民に文化に親しんでいただくということと、底辺を広げていく、全県民に対してこういった場所を提供したいというのが事の起こりだったんですよ。これがどうも中途半端で、目的を達成できていないということと、競争性が導入されないということ。

今回もアイザック・スターン氏を尊重して、そこにつながる人たちのという事業についても、これはやっぱり必要、大切なことだと思うんですけども、やっぱり多様な価値観のあり方というか、評価のあり方というのも、これは公営の芸術劇場としてはやっぱり模索していくとか、試みていくべきじゃないかなと思って。

これだと固定化されていってしまうような気がして、それならむしろ民間にここを貸し付けて、全てお任せして、あなたが営利企業としてやってくださいという方法も考えないと、余り

底辺が広がっていないんじゃないかなという気がするんです。だから、所期の目的と競争性、それと多様なものをどう県民に提供していくかという視点が何かないような気がして、そこらあたりを常に意識された結果としての指定管理者、指定管理料なんですか。

○日吉みやざき文化振興課長 県立芸術劇場につきましては、平成18年度から指定管理者になっていまして、今、3期目でございます。公の施設につきましては、自治法上直営化——指定管理者制度化でございますけれども、その中で、劇場は発足当初から財団法人に管理委託はしておりましたので、そこから指定管理者制度へ移行したという流れがございます。

今御指摘がありましたように、劇場の場合、施設がかなり大きくて複雑ですし、やるべき事業も多数抱えております。そもそも指定管理者制度が導入されたのは、サービスの向上と効率的な運用という2つの大きな目的だったと思うので競争性が働いて、より支出を節減できるということがいいんだろうなと思うのですが、先ほどお話がありましたように、劇場の指定管理者を公募するに当たりまして、今の財団以外に手を挙げる方がいるのかと言われると、なかなか現状では難しいのかなと思っています。公募したときに1回目だけ2者で審査をしているんですが、2回目、3回目は現状の財団が手を挙げて、もちろんヒアリング等の審査を経た上で、正規な手続で指定管理者として選定されております。

○坂口委員 今後もないと思うんです。あり得ないような話です。それは、1回目の審査が物語っているんです。ほかの者では圧倒的な差が出てくると、そういった中で、やっぱり公設のしかも公営単独事業としてやっていくイベント

として——当初つくったときは、置県100年記念事業として、県民に広く文化を親しんでもらうということが一番の目的だったんです。

だから、裾野が広がっていかないといけない。行く人は夫婦同伴で毎回行くと、それで永遠に広がらないということではいかがなものかということ。それと、誰も競争相手がなければ、自分の見積もりどおりで契約できるということでは心配はないのかなと思ったんです。だからそれなら随意契約です。契約の仕方、随意契約が一番有利となれば、それをやらないといけないわけです。指定管理が云々というけど、それは違いますよ。それを優先すべきじゃないんです。だから、そこら辺のところを比較して、そして、随意契約だと価格決定に至るまでは、幾らでやれるでしょという交渉ができるんです。そういうことも試みる必要があるんじゃないか。

結果として、管理者が必要というのは、これはいいですよ。ノウハウを持っていて、むしろ歓迎すべきなんです。目的として裾野を広げるとか、安く提供している、確かに安いです。安いけど、同じ受益者が毎年何回も出てくるということは問題です。それなら高く払っていただいても、満足していただく方法をやるべきで、そこら辺も中身を見て、リピーターばかりだったら補助率も下げるべきです。当たり前前の料金を取ってくれと。そういったことをやらないと、ずるずる行ってしまうんじゃないのかなと心配です。くどいですが、裾野を広げる方法と県費を節約する方法について独占的な指定管理者の中で、改善策としてどうやってそれを実行していけるかという検討が必要じゃないかなと思うんです。

○日吉みやざき文化振興課長 今、御指摘いただいた点は、われわれも常に問題として意識し

ていまして、劇場はハードもソフトもかなり予算を執行しているということは十分認識しております。ですので、指定管理者制度をとるに当たっても、今委員から御指摘があったように、提案された金額どおりということではなくて、当然公募いたしまして、審査、ヒアリング等を経て決定いたしますので、その過程の中で、より効率的な運営が本当にこれなのかという吟味は十分した上で、指定を行ってまいりたいと考えております。

○坂口委員 必要な部分だとは思いますが。結果としてこうなることは何も問題ないし、むしろそうなるべきところに落ちているんです。あえて今、なぜこれを申し上げるかという、今回国民スポーツ大会がありますけど、かなりの投資をして、特に主要3施設は最優先すべきです。この前から指定管理者の話も出ていたけど、指定管理にするんだったら、2026年の国民スポーツ大会でもそこが使えるかどうかわかんないですよ。

だから、こういったものがこれから先の時代にも本当に指定管理者制度に合うのか合わないのか。確かに指定管理者制度が出てきたときは、費用とか効果とか、いろんなところで行政がそこまで手を出すのというようなこともあった。それから、これから先のことでインフラの維持・整備が大変なことになるということで、トータルとしては指定管理は大歓迎だったと思うんです。しかしながら、これだけ節約の時代になって、箱物凍結という中で、桁違いの投資をやっている。それもいとも簡単に指定管理で運営していくとなったときに、いや待てと、これはうちがやるんだからキャンセルさせると、うちの大会を優先しろなんていうことは言えなくなるんですよ。そこら辺も慎重に考えてということ

があって、今、県立芸術劇場の問題点が出てきているから言っただけで、これはまだ設計もないですから早過ぎますけど、そこは慎重にやっ
ていかないと公金の投資を間違えますよ。

○岩切国民スポーツ大会準備課長 今、委員から御指摘のあった点につきましては、我々も重要な問題ということで考えております。今回つ
くります主要3施設につきましては、県の施設としてつくることが大前提でありますので、県
大会等の利用につきましては、県の施設であるところを重く置いて、使用できるような
形というのを今後、県、それから所在地の市等と十分に協議しながら考えていく作業が必要
であると考えております。今後十分に検討してまいります。

○坂口委員 所在地の市町村も共同でやった事業、お互いが出資し合ってやった事業とい
うのは、やっぱりエリアに入れておかないとしようがないかなと思うんですけど、こうい
う施設はあなたの町につくりますよと言ったら、大方どの市町村でも希望してうちにほ
しいという施設ですよ。ただ、そのときに本当に自分のところに地の利があるのかとか、こ
こにつくることで県民に対して一番サービスを提供していけるかとなったときに、良識
的に手を挙げなかっただけという、そこら辺も含めて、その市町村の意向を優先するとい
うのも私はいかななものかなと思う。地域的に、私のひがみかもしれないけど、それは
全ての施設がほしいですよ。でも、それをやったときに、そこを利用する人たちのため
に本当にそこに地の利があるかとなったときに、常識的にはうちではやっぱりまずいだろ
うということあったり、あるいは体力的に無理だということがあったり。

だから、今回挙手した人たちは、あくまでも

これは県有施設として、そこら辺まで理解した上でうちにつくってくださいということ
でないと、うちにつくらせたんだから、うちの意向を聞けというのはいかなと思っ
て。先の話ですけど、だけれどもそこをしっかりとやるか、いろんな制度というのは
その時代時代で検証していかないといけないし、全てが方程式じゃないということ
です。それぞれにやっぱり方程式があるということで、ぜひこれは広い意味から検
討していただきたいと思うんです。

○渡邊総合政策部長 本当にそのとおりだと思います。やはり県民の貴重な財源で
つくる3施設でもありますし、芸術劇場についても県でつくっているという、そ
ういうもともとの思想をしっかりと守った上で——一方で、国スポの施設につ
いては、委員のおっしゃるとおり、ちょっと先のものにはなりますけれども、今
のうちからそのあり方について、しっかりと県としての利用を念頭に置いて、そ
う中でどういうやり方がいいのかをしっかりと検討していきたいと思っ
ております。

○丸山委員 歳出予算説明資料の51ページのみやざき文化振興計画等策定事業
について、国文祭、芸文祭を踏まえて策定されるという説明を受けたんですが、
今回の国文祭、芸文祭が終わった後も、何かをしっかりとやっていくという位
置づけなのか、基本的に前からあるものかなと思ったんですけど、どうい
うふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○日吉みやざき文化振興課長 現在、文化振興の施策については、みやざき
文化振興ビジョンというものがございまして、部門別計画として動いてお
ります。このビジョンが令和3年度までになってございます。令和2年度に
国文祭、芸文祭が開催されますので、その開催の成果と

いいですか、結果を踏まえた上で、ビジョンの見直しの作業を進めようと思っていまして、令和2年度については、その準備作業の1つということでアンケート調査を実施しようと思っております。本格的な作業は令和3年度になろうかと思えます。

○丸山委員 そうなってきましたと、これまでもいろいろ議論してきて、国文祭、芸文祭を全県下で一応やる予定にはなっているんですが、私の地元の高原町でもそこまで盛り上がっているような雰囲気を感じないものですから。振興計画をつくるにしろ、委員会資料に文化を起点とした地域づくりが期待できると書いてあるんですが、本当にそれができるのかなと非常に心配しているんです。今回、いろいろフォーカスを当ててやるということなんですが、全ての地域、市町村の人たちが皆さん目的がしっかりわかってやっているのかなと。1つのイベントとして終わらせてしまう、それで終わりでもいいんじゃないかというような雰囲気を若干まだ感じているんですけれども、今後どうやって盛り上げていくのか、改めてお伺いできればと思っているんですが。

○坂元国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 委員が今おっしゃられました盛り上がりの部分につきましては、私どもも昨年の7月に組織ができてから、さまざまなプレイベントですとか、例えば昨年10月の大きな1年前イベントなどを通してPRはやってきたんですけれども、一部の方々からやはりまだPRが十分ではないと、市町村においては、機運の醸成が図られていないというような声が多数出ていることも十分承知をしております。

これまで、今申し上げたイベントであるとか、SNSなどを通して広報に努めてきたんですけ

れども、国文祭、芸文祭の先催祭の状況を見てみますと、50歳以上の年齢層の高い人たちの参加の割合が高いというようなところが統計的に出ておりますので、そういった年齢層にアプローチをしやすいような広報のあり方——例えば、テレビやラジオ、新聞、雑誌とか、こういったところを積極的に活用して、広報、PRをやっていくことが必要なのかなとは思っております。委員の今おっしゃられた後に残していく部分、レガシーのような部分だと思うんですけれども、当然のことながらイベントを一過性のもので終わらせてはいけないと思っていまして、大会を契機にして、次の世代に何を残していくかというのは、しっかり考えていく必要があると思っています。特に、本県文化の活性化、それから継承、発展、こういったものにつなげていくためには、担い手となる人材の育成が大事なのではないかと思っています。

昨年6月に県ではアーツカウンシルみやぎき、それから障がい者のほうでは、県の障がい者芸術文化支援センターといったものを6月に相次いで立ち上げております。こういったものを1つの大きなレガシーというか、国文祭、芸文祭を開催することになって、こういったものが立ち上がりましたので、具体的な取り組みについては今後検討していくことになると思うんですけれども、しっかりとそういったところと連携しながら、大会終了後の持続的な文化力の向上、それから文化を起点とした魅力ある地域づくりにつなげていきたいと思っています。

○丸山委員 今、言われたようなことが、終わった後も引き続きしっかり残るような形にしたいなと思っていますし、恐らく文化振興計画がその基礎となって、予算要求にも反映できるような形でしっかりしていかないと、ただ

単に1年間やっただけで終わりではなくて、宮崎のためにしっかりレガシーとして残す。記紀編さん1,300年ということで知事が就任されて、これまでなかった事業を立ち上げたと思っておりますので、集大成にさせていただくように。また集大成後もしっかりホップ・ステップ・ジャンプ、それから宮崎県としても伸びていくんだという形をつくっていただかないと意味がないと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○重松委員 ローカル5G等を活用した地域課題解決実践事業の件ですが、大変素晴らしい内容であります。その上で、一番下にある産学金官一体となった事業推進・サポート体制のためのみやざきローカル5G・先端技術活用推進協議会がもう既に立ち上がっているのか、それと、その右にある宮崎県市町村IT推進連絡協議会は、これはこれで運営の予算措置がありますけれども、元に戻って、この先端技術活用推進協議会の予算措置というのは、この事業の3,500万円の中に入っているのかを教えてくださいと思います。

○鎌田情報政策課長 今回の事業の中身につきまして、協議会につきましては、原則としてそれぞれの機関の手弁当と申しますか、そういうことで考えておりました、例えば外部の有識者をお呼びするとか、そのあたりの経費は組んでおりますけれども、基本余りお金をかけない形で運営していこうと思っております。一方、参考までに、市町村とのIT推進連絡協議会につきましては、金額が非常に大きいんですけれども、これは宮崎情報ハイウェイといいまして、市町村と県などの行政を結ぶいわゆる広域ネットワークの運営費に係る経費が主でございます、これについても基本的に協議会自体では市町村の研修等の予算を組んでいますが、運営に

関してはほとんど手弁当でやっているというような状況でございます。

○重松委員 わかりました。しっかり進めていただきたいと思えます。

○日高委員長 そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上で第3班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時0分休憩

午後3時2分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

各課ごとの説明及び質疑は全て終了いたしましたので、これから総括質疑を行います。

総合政策部全般について、質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時3分休憩

午後3時6分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後をお願いいたします。

○大西会計管理者 会計管理局の当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の439ページをお開きくださ

い。

当初予算額は、左から2列目、5億6,742万円をお願いしております。

441ページをお開きください。

まず、会計課であります。当初予算額は、左から2列目、4億3,865万円であります。

その主な内容につきまして御説明いたします。

443ページをお開きください。

ページ中ほどの(事項)出納事務費7,660万7,000円あります。

これは、説明欄の3ですが、会計事務を行うために職員が利用している財務会計システムの運営管理などに要する経費であります。

次に、下の段の(事項)証紙収入事務費1億222万9,000円あります。

これは、説明欄の1ですが、収入証紙売りさばき人に支払う証紙売りさばき手数料が主なものであります。

説明欄2の証紙印刷経費につきましては、令和2年度が、2年に一度の証紙の印刷を行う年に当たるため、皆増となっております。

会計課については以上でございます。

445ページをお開きください。

次に、物品管理調達課であります。当初予算額は、左から2列目、1億2,877万円あります。

その主な内容につきまして御説明いたします。

447ページをお開きください。

ページ中ほどの(事項)物品管理及び調達事務費2,108万9,000円あります。

これは、県が発注する物品の買入れや役務の提供等の入札参加資格審査などに要する経費であります。

最後になりますが、下の段の(事項)車両管理事務費1,422万1,000円あります。

これは、説明欄の2になりますが、県有車両の任意保険料など、県有車両の管理に要する経費が主なものであります。

説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○日高委員長 説明が終了いたしました。

議案について、質疑はありませんか。

○丸山委員 今、RPAとかを活用して事務の簡素化をやるうということ、県でも100事業のうち20事業を優先してやりたいという話が出てきたんですが、他県では会計事務とかそっこのほうをやっているところも多いんですけども、本県ではどういう状況になっているのかを教えてくださいたいんですが。

○松元会計課長 RPA、いわゆるロボティック・プロセス・オートメーションの活用についてでございますが、こちらにつきましては、先般、徳島県でそういう取り組みをされている、実証試験をされているという報道がなされまして、本県においても総合政策部等を中心にRPAの活用について検討を進めているところでございます。

会計管理局でも、この導入について試行的に実施してみたところなんです。現在のところ、会計事務につきましては若干期待される効果が見込めないということで、引き続き、いろんな分野で活用ができないか検討していきたいと考えているところでございます。

○丸山委員 今、検証、試行というところでしょうから、今後いろんなシステムも変わってくると思いますので、いろいろな情報を手に入れていただいて、ぜひ対応できれば対応していただくようお願いしておきます。

○高橋委員 物品管理調達課の県有車両の台数、この台数はふえているんですか。

○川上物品管理調達課長 県有車両の台数の増減については、済みません、把握しておりませんが、2月時点で1,100台程度はあることになっております。

○高橋委員 台数が同じとしたときに、先ほどの任意保険の掛金というのは変わらないんですか。

○川上物品管理調達課長 任意保険については、年によってかなり差があるんですけれども、例えば、*平成26年度だったと思うんですが、900万円ちょっとぐらいかかりました。これは、入札の状況とか割引率によってだいぶ変わるんですけれども、今年度は370万円程度の保険料になっております。

○高橋委員 370万円。

○川上物品管理調達課長 370万円ですね。

○高橋委員 私、逆だと思っていました。なぜかという、事故率で等級が下がるのかな。だから、余り言いたくないけど、いろいろ事故の報告があったりして、特にあっちの離れの建物の人たちが得意とする運転でぶついたりするから、あれで任意保険料が上がってしまうんですよ。だから、今、370万円ということで、あれ、逆だなと思って、不思議な感想を持ちました。

○川上物品管理調達課長 済みません、先ほど、大きかったのが、平成25年度で941万7,000円で、今年度は377万6,000円です。その間に、例えば平成30年度が285万4,000円ということで、平成30年度と令和元年度を比較すると上がっています。これは、保険料の割引です。例えば、平成30年度は85%の割引だったんですけれども、令和元年度は80%に落ちております。

○高橋委員 割引率が下がったというのは、車両事故が起因しているとかそういうことではないんですね。

○川上物品管理調達課長 割引率については、一応宮崎県というくくりで割引率が決まると聞いておりますけれども、平成30年度が過去最大の85%の割引でした。当然、事故の状況とかによっても変わるんですけれども、平成30年度は入札の結果、保険料が285万円なんですけど、実際に支払われた額はこれを上回っているということで、保険会社にとっては赤字ということもあって、割引率と入札率によってかなり変動はあります。

○高橋委員 もう最後にしますけれども、事故が起因している分も一部あるんだということはわかりました。どうしても、不可抗力で、ドアをあけたときに突風が吹いてガチャンとやってしまう、しょうがない事故もあるんだけど、そちらの責任じゃありませんから、各部局によく言うておきます。

○川上物品管理調達課長 車の保険は、自損事故については全く掛けておりませんで、相手方に対する保険になっております。

○高橋委員 自損事故は全て県費から出しているということですね。それは、そんなに多いのかな。

○日高委員長 そのほか大丈夫でしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって会計管理局を終了いたします。

佐藤次長、松元課長、川上課長、長い間お疲れさまでした。

以上で終わります。

暫時休憩いたします。

※このページ左段に訂正発言あり

午後3時15分休憩

午後3時17分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、説明が全て終了した後をお願いいたします。

○吉村人事委員会事務局長 人事委員会事務局の令和2年度当初予算につきまして御説明させていただきます。

お手元の歳出予算説明資料の527ページをお願いいたします。

まず、表の左側から2列目の当初予算額でございますが、人事委員会事務局の当初予算総額は1億4,768万8,000円をお願いしておりまして、前年度当初予算総額と比べ3.7%の増となっております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

531ページをお願いいたします。

まず、上から4段目の(目)委員会費653万3,000円でございますが、内訳といたしまして、その下の(事項)委員報酬600万1,000円が、人事委員3名に対する報酬であります。

また、(事項)委員会運営費53万2,000円は、人事委員会の会議開催等に要する経費であります。

次に、(目)事務局費の1億4,115万5,000円でございますが、内訳といたしまして、(事項)職員費1億979万8,000円が、事務局職員15名の人件費であります。

次の、(事項)事務局運営費457万円は、人事委員会事務局の運営に要する事務的経費であります。

次の、(事項)県職員採用試験及び任用研修調

査費2,120万円は、ページをめくっていただきまして532ページの説明欄1にあります、試験案内や試験問題の作成、会場借り上げなどの県職員採用試験の実施等に要する事務的経費が主なものであります。

次の、(事項)警察官採用共同試験実施費264万4,000円は、本県が警視庁など3都府県と共同で実施する警察官採用試験のための経費で、試験案内や試験問題の作成等に要する事務的経費であります。

次の、(事項)給与その他の勤務条件の調査研究費198万円ではありますが、内容といたしましては、説明欄1にあります民間の給与実態調査を初め、人事委員会が行う職員の給与等に関する報告及び勧告のための調査研究に要する事務的経費が主なものであります。

最後に、一番下の(事項)審査監督費96万3,000円は、説明欄1にあります不利益処分に関する審査請求等審査に要する経費が主なものであります。

当初予算についての説明は以上であります。御審議よろしくをお願いいたします。

○日高委員長 説明が終了いたしました。

議案について質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって人事委員会事務局を終了いたします。

お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時23分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○高林監査事務局長 監査事務局でございます。

令和2年度一般会計当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の監査事務局のインデックスのある521ページをお開きください。

監査事務局の当初予算総額は、表の一番上にありますように1億9,264万8,000円をお願いしております。

次に、その内容について御説明をいたします。

525ページをお開きください。

まず、上の段から4段目の(目)一般管理費の1,379万7,000円についてであります。

これは、その下にあります(事項)外部監査費でありまして、説明欄にありますように、包括外部監査人による外部監査に要する経費でございます。

次に、中ほどの(目)委員費の2,024万3,000円についてでございます。

内訳につきましては、(事項)委員報酬が1,881万5,000円で、監査委員4名の給料及び報酬並びに職員手当等であります。

また、その下の(事項)運営費142万8,000円は監査委員の監査に要する経費でございます。

次に、下から3段目の(目)事務局費1億5,860万8,000円についてでございます。

内訳につきましては、1つ目の(事項)職員費の1億4,700万6,000円は、事務局職員の人件費でございます。

次に、526ページをお開きください。

2つ目の(事項)運営費1,160万2,000円は、事務局職員の監査や事務局の運営に要する経費でございます。

予算につきましては以上でございます。

続きまして、議案第41号「宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例」についてでございます。

常任委員会資料の1ページをお開きください。

この条例改正は、1の改正の理由に記載しておりますとおり、地方自治法の改正に伴い、内部統制の評価に係る報告書が監査委員の審査対象とされたことから、関係規定の改正を行うものでございます。

2の改正の内容ですが、改正前の条例第8条は、普通会計の決算審査等について、審査に付された日から一定期間内に審査を開始することを規定しているものでありますが、今回、内部統制評価報告書の審査を第1項として追加するものでございます。

3の施行期日につきましては、改正地方自治法の施行に合わせまして令和2年4月1日としております。

条例改正については以上でございます。

続きまして、議案第42号「包括外部監査契約の締結について」であります。

委員会資料の2ページをお開きください。

この議案は、1の提案の理由に記載しておりますとおり、令和2年度の包括外部監査契約の締結に当たり、地方自治法第252条の36第1項の規定によりまして、議会の議決に付すものであります。

この監査契約を締結する流れについて御説明いたします。

3ページの上のイメージ図をごらんください。

具体的な契約の手続についてでございますが、図の①におきまして、知事が監査委員に契約の締結についての意見を求め、これを受けまして②で監査委員の合議による意見を提出すること

となっております。

知事はこの意見を受け、③にありますように、契約の締結について議案を議会に提出し、御審議をいただくものであります。

2ページにお戻りいただきまして、契約の目的は、2にありますとおり、包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告を求めるものであります。

契約金額は、3にありますように、1,379万3,000円を上限とする額としております。

4の契約の相手方についてであります。

地方自治法で外部監査人として契約できる者は、弁護士、公認会計士等と規定されておりますが、包括外部監査は財務監査であることに鑑みまして、日本公認会計士協会南九州会宮崎県部会から御推薦をいただきました、公認会計士の坂元隆一郎氏との契約を考えております。

坂元隆一郎氏につきましては、平成23年から平成25年度と令和元年度に包括外部監査人の補助者を務められております。

契約の期間は、5にありますとおり、令和2年4月1日から令和3年3月31日まででございます。

議案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○日高委員長 説明が終了いたしました。

議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○高林監査事務局長 その他報告事項の宮崎県監査基準の策定についてであります。

常任委員会資料の4ページをお開きください。

まず、1の策定理由でございますが、平成29年6月に一部改正された地方自治法におきまし

て、監査制度の充実強化を図るために、監査委員は監査基準に従うこととされ、その監査基準は監査委員が定め、議会、知事等に通知して公表するよう定められました。

また、この改正された地方自治法では、国が、監査基準の策定における指針を示すとともに、必要な助言を行うこととされたことから、平成31年3月に総務省から、総務大臣が示す指針の策定についての通知が出され、監査基準案が示されたところでございます。

本県では、既に、監査基準を自主的に策定しておりますが、国が示した監査基準案と内容の構成が異なっていることや、九州各県を含め、全国的に国が示した監査基準案を踏まえた策定が見込まれていることなどから、本県においても同様に、新たな監査基準の策定を行うことといたしました。

次に、2、策定する監査基準の概要でございますが、監査委員が監査を行うに当たっての基本的な原則を5章21条の構成で策定しております。

第1章では、監査基準の趣旨を、第2章では、監査の範囲や目的、監査委員の倫理規範等の一般基準を、第3章では、監査の計画や実施方法等の実施基準を、第4章では、監査結果の報告や公表等の報告基準を、第5章では、監査委員への委任を規定しております。

ただいま御説明いたしました新しい監査基準(案)は、5ページから10ページに掲載しているところでございます。

4の今後のスケジュールでございますが、3月18日に開催されます監査委員協議会において、本日御報告いたしました監査基準(案)についての御協議をいただき、決定されましたら、議会、知事等に通知を行いまして、県公報及びホ

ホームページにおいて公表し、令和2年4月1日施行の予定としております。

説明は以上でございます。

○日高委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について、質疑はありませんでしょうか。

○来住委員 新しく基準案がつくられているんですけど、今までももちろんあったと先ほど報告がありました。今回の新しい案と前の案との違いとか何か特徴があれば教えていただければと思います。

○松原監査第一課長 現行の監査基準は、監査を実施するに当たっての方針、基本的な実施、結果の公表手順といたしまして、今回の国の指針で示された内容も一部含んではいるんですけども、加えて、現行の基準は、実施者のポイント的な、実務的な内容も含んだ記載になっております。

今回、改正地方自治法に位置づけられました監査基準は、監査の原則や基本的な手順を統一的に示すという趣旨で定められておりますことから、その趣旨を踏まえて、国の趣旨に沿って、基本、原則的なものについて定め直したところであります。

なお、現行の監査基準にあります実務的な部分につきましては、必要性に応じて別途また取りまとめて、今後、監査基準とは別に取りまとめて活用する予定としております。

○来住委員 わかりました。

○日高委員長 そのほかでありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもって監査事

務局を終了いたします。

高林局長、松原課長、岡田課長、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時34分休憩

午後3時35分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案の説明を求めます。

○片寄事務局長 それでは、議会事務局の令和2年度当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の1ページをお願いいたします。

議会事務局の令和2年度当初予算は12億2,597万1,000円を計上しており、令和元年度当初予算と比べまして6,345万2,000円、率にして約5.5%の増となっております。

それでは、5ページをお願いいたします。

上から4段目の(目)議会費でございますが、7億4,751万5,000円を計上しております。

主なものを御説明いたします。

まず、3つ下の段の(事項)本会議運営費でございますが、本会議及び議会運営委員会の開催などに要する経費として、2,590万2,000円を計上しております。

次に、その下の段の(事項)常任委員会運営費でございますが、常任委員会の開催、県内外調査活動などに要する経費として、1,147万3,000円を計上しております。

6ページをお願いいたします。

一番上の段の(事項)特別委員会運営費でございますが、特別委員会の開催、県内外調査活動などに要する経費として、787万6,000円を計上しております。

次に、その下の段の(目)事務局費でございますが、4億7,845万6,000円を計上しております。

主なものを御説明いたします。

まず、3つ下の段の(事項)本会議運営費でございますが、本会議録印刷などに要する経費として、944万8,000円を計上しております。

次に、その下の段の(事項)常任委員会運営費でございますが、常任委員会調査活動の随行などに要する経費として、273万5,000円を計上しております。

7ページをお願いいたします。

次に、上から4段目の(事項)議会一般運営費でございますが、議会広報や議会棟改修工事に係る設計委託費及び工事請負費などに要する経費として、1億9,389万6,000円を計上しております。

最後の、下から2段目の(事項)特別委員会運営費でございますが、特別委員会調査活動の随行などに要する経費として、77万8,000円を計上しております。

説明は以上でございます。

○日高委員長 説明が終了いたしました。

議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、我々を支えていただきました事務局長、また、次長が退職ということで、事務局長から何かありませんでしょうか。

○片寄事務局長 本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。

特に、この最後の2年間、議会事務局で精一杯仕事ができたとお思います。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○日高委員長 次長も一言お願いします。

○和田事務局次長 昭和57年4月に入庁しまして、38年間、そして、17カ所の所属を経験させていただきました。委員の皆さん、そして、いろんな方々に助けていただいて卒業することができます。どうもありがとうございました。

○日高委員長 ありがとうございました。

それでは、以上をもって議会事務局を終了いたします。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後3時41分休憩

午後3時42分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、あすの再開時刻は午後1時10分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時42分休憩

午後3時42分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

その他何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後3時43分散会

令和2年3月10日(火曜日)

午後1時7分再開

出席委員(8人)

委員	長	日高陽一
副委員	長	脇谷のりこ
委員		坂口博美
委員		丸山裕次郎
委員		武田浩一
委員		高橋透
委員		重松幸次郎
委員		来住一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主査	本田雄毅
総務課主事	浜砂貴裕

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、議案の採決を行います。採決の前に、各議案につきまして、賛否も含め、御意見をお伺いいたします。

○来住委員 そうしたら、私から、今回採決される議案の中の第1号と第69号の2つの議案については同意できませんが、残りの議案については同意できるものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○日高委員長 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、ほかにないようですので、採決を行います。

一部反対との御意見ございますので、一部を個別で採決いたします。

まず、議案第1号について採決を行います。議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○日高委員長 挙手多数。よって、第1号議案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第69号について採決を行います。議案第69号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○日高委員長 挙手多数。よって、議案第69号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第2号、第3号、第21号、第25号、第28号、第29号、第32号、第33号、第41号、第42号、第49号から第51号、第68号、第70号、第75号から第77号の各号議案について、一括して採決いたします。

各号議案につきまして、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時9分休憩

午後1時13分再開

○日高委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということで御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。総合政策及び行財政対策に関する調査については、閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 御異議ありませんので、その旨、議長に申し出ることといたします。

その他で何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○日高委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後1時13分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 日 高 陽 一